

決算審査特別委員会会議録

[平成25年 9月 9日開催]

[平成25年 9月10日開催]

[平成25年 9月11日開催]

南あわじ市議会

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成25年 9月 9日
午前10時00分 開会
午後 3時55分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（17名）

委 員	長	廣 内 孝 次
副 委 員	長	柏 木 剛
委 員	員	川 上 命
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	出 田 裕 重
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	熊 田 司
委 員	員	小 島 一
委 員	員	砂 田 杲 洋
委 員	員	蓮 池 洋 美
委 員	員	北 村 利 夫
委 員	員	蛭 子 智 彦
委 員	員	登 里 伸 一
委 員	員	長 船 吉 博
委 員	員	久 米 啓 右
議 長	長	森 上 祐 治

欠席委員（1名）

委 員	員	楠 和 廣
-----	---	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
---------	---------

課	長	垣	光	弘
書	記	船	有	美
書	記	齊	浩	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市長	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
代	表	小	林	健	司
市	長	土	井		環
総	務	入	谷	修	司
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	岸	上	敏	之
鳴	門	興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
都	市	山	崎	昌	広
下	水	原	口	幸	夫
教	育	太	田	孝	次
市	長	橋	本	浩	嗣
財	務	神	代	充	広
市	民	高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
会	計	馬	部	総	一
監	査	大	瀬		久
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	藤	本	和	宏
総	務	富	永	文	博
緑	総	片	山	雅	弘
西	淡	岡	本	千	明
三	原	柏	木	浩	一

南淡総合窓口センター所長	松	本	典	浩
財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	14
(1) 歳入について……………	14
(2) 歳出について……………	35
① 議会費、総務費……………	35
② 民生費……………	70

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成25年 9月 9日(月)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時55分)

○廣内孝次委員長 皆さんおはようございます。

きのうは、日本へのオリンピック招致が決定いたしまして、日本中が喜びにあふれていると思います。

さて本日、決算審査特別委員会、委員長をさせていただきます廣内でございます。4日間にわたりあるわけですが、予定は4日ですので、なるべく簡潔明瞭にお願いしたいと思っております。本日、楠委員が病気のため、欠席しております。それと、農業委員会事務局長より、父の法事のため欠席ということになっております。それでは、ちょっと座らせていただきまして、進めたいと思っております。

それでは、ただいまから決算審査特別委員会を開催いたします。

第49回定例会において付託されました、平成24年度各決算について審査を行います。審査に入る前に、本特別委員会の運営について確認をします。

審査は、お手元に配付しております、次第の順序により行いますが、特別会計については、関係部ごとに区切り審査を行います。

発言については、委員は自席で着席のまま行うこととします。なお、説明員については、挙手をして委員長と発言し、起立をして答弁するようお願いいたします。

質疑を行うにあたっては、最初に決算書の該当するページを発言した後、質疑に入るものとします。なお、答弁は丁寧かつ簡潔に要領よくお願いいたします。

また、歳出の審査時に、歳入の質疑を許可する場合があります。

委員間討議につきましては、付託案件ごとに質疑の終了後に行いたいと思っております。

また、資料提出要求は、委員会で決定後、委員長より行うこととします。

傍聴は認めますが、傍聴される方は傍聴規則に準じて傍聴されるようお願いいたします。

それでは、執行部の御挨拶をお願いしたいと思います。

市長。

○市長(中田勝久) 皆さんおはようございます。

今も、委員長から縷々御説明いただきました決算審査の特別委員会、委員の先生方には御苦労さんでございます。当然、日程としては4日間あるわけですが、スムーズに進めばそれも短縮される可能性もあるのかなど、私どもは期待をいたしております。

まず、認定1号から認定16号、一般会計なりまた特別会計あるわけですが、特に一般会計の中では、委員の皆さん方の御理解、また職員の頑張りによりまして、実質の単年度収支も5期連続して黒字ということでございますが、やはり税収がかなり厳しい

状況であります。また、歳出についてもいろいろ100%いいとは思っておりませんが、できるだけそういうことを配慮した決算内容となっております。どうぞ、慎重に御審議をされ、適切妥当な御決定を賜りますようお願いを申し上げます、開会に当たっての御挨拶にかえたいと思います。どうぞよろしく申し上げます。

○廣内孝次委員長 それでは審議に入りたいと思います。
お諮りします。

先ほど申し上げました確認事項について御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○廣内孝次委員長 異議がありませんので、ただいま申し上げました要領で審査を行います。

次に、提案理由の説明についてお諮りします。

各決算については、本会議において説明を受けておりますので、本特別委員会は質疑から行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、提案理由の説明は省略します。

なお本日は、小林健司代表監査委員に説明員として出席を要請しておりますので、平成24年度南あわじ市における一般会計及び特別会計歳入歳出決算審査意見書についての質疑を最初に行いたいと思います。

印部久信委員。

○印部久信委員 小林監査委員さん、御苦労さんです。

事前に通告してあったかと思うんですが、税の不納欠損処理についてお伺いしたいと思います。

このたびの監査委員さんからの、基金運用状況審査意見についてという冊子があるわけですが、その中の21ページで、未収金対策についてということをやざやざ項目を挙げて書いてあります。収入未済額は前年度より幾らかということを書いてあるわけですが、この収入未済額というものが、将来的に不納欠損額に結びついていくと思うんですが、まずこの不納欠損ですが、この不納欠損の処理については、当然法的な根拠に基づいて不納欠損処理を行われていると思うんですが、その不納欠損処理を行う、法的処理を行っている、それが正しいかどうかを誰が監査してるんですか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 代表監査委員の小林健司です、よろしくお願いします。

法的根拠に基づいて不納欠損をやっておると、誰が監査しているか、うちの監査委員でありますし、監査事務局も含めて、我々であります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 その、不納欠損を監査するにあたって、どのような感想をお持ちですか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 少し、歴史的なところからお話をしたいと思うんですけども、数年前かなり未収金がふえておりまして、本当は不納欠損が正しいん違うかというものが、まだ処理されずに未収にかなりあった年度がありました。そういったときに、監査委員としてもやはり法令に基づいて、粛々とだめなものはだめという形で進めていくほうがいいん違うかということをお願いしたときもありました。何年か前に、不納欠損がばんとふえた年度があったかと思うんですけども、そういう私たちの意見も取り入れていただけたのかなというふうに思っております。

その後においては、いわゆる時効の5年であるとか、もう本人自体がないとか、あるいは幾ら努力してももう担税力、お金がないとか、そういうふうなところについては、やっぱりもうその年度その年度でやっていくべきだと、やっていっていただいております。この、今年度約5,500万円強ですか、全て合わせて。そういった金額が、単純に5,500万円と聞きますと大きいように思うんですけども、じゃあ、やっぱりちょっと他所と比較したいなど、洲本市幾らはやってるの8,300万円とか、淡路市は1億5千万円とか、財政規模等、淡路市なんかは財政規模なんかちょっと小さいんですけども、不納欠損1億5,000万円、そういうあたりと比較しても、比較で丸ペケという話じゃないんですけども、余り大きな金額ではないだろう。それから、監査委員は、そういった比較はもう単なる参考でありまして、これが法律に基づいて滞納処分を粛々とやった結果、これになっておるといふふうに認識をしておりますので、そういうことを発表させていただいて答弁ということによろしいでしょうか。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　今、小林監査委員は5,000万円とかいうふうに言っておりましたが、この決算書を見る限りにおいては、24年度は2,900万円余りということなのですが、それはそれでいいんですが。そこで、事務局にお伺いしたいんですが、不納欠損をする事例ですね、こういう場合には不納欠損ができますよという事例について説明していただけますか。

○廣内孝次委員長　　税務課長。

○税務課長（藤岡崇文）　　おはようございます。税務課長兼収税課長の藤岡でございます。よろしくお願いたします。

不納欠損の事由でございますが、納税の公平な観点から、先ほど監査委員さんのほうからもお話がありましたけども、時効5年となっております。単なる、何もせずに時効5年を迎えることのないようにということで、現在不納欠損の事由としましては、時効によるものもあるわけなんですけど、滞納処分を進める中で、どうしても差し押さえする財産がないとか、そういうのを滞納整理の中で十分調査をした中で、そういう場合につきましては、法律に基づきまして執行停止をまずかけます。執行停止につきましては3年、3年たっても同じような状態が続けば、欠損処理をしてもよろしいというような法律になってますので、それで落ちる分が現在ほとんどでございます。

あと、先ほどお話もありましたように、居所不明者でありますとか、納税義務者が死亡して相続人が相続放棄をした場合とか、あと法人の場合ですと破産した場合。この場合ですと、その破産の手続が終了したことの確認をもって、即時欠損ということもできますので、そういうのが現在収税課のほうで収税対策を進めていく中で行っております不納欠損処理の内容でございます。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　課長に聞きますが、不納欠損になる前に、あらゆる手段を使っていると思うんですが、南あわじ市等でも物納というものがあるように聞いておるんですが、現実には物納という場合は、その物納を処理する場合には、いわゆる裁判所において競売とかそういうような形をとっておると思うんですが、南あわじ市等で24年度でそういう事例は幾らありましたか。

○廣内孝次委員長　　税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 物納といいますか、お金にかえて充当するというのが基本でございまして、今、委員がおっしゃいましたのは、競売とか先に民間で押さえられとった部分について、裁判所のほうで競売とか破産事件であるとかそういうのが行われまして、うちが交付要求という、これも滞納処分にかかわる差し押さえの一つの手法でございすけども、交付要求をしとった場合に、たまにですけども、ほとんどが先に取られてしまっ配当がないんですけども、そういう競売事件の中で、南あわじ市に配当が出た分につきましては、24年度で54件、そのうち不動産が29件、金額に換算しますと300万円程度。それと、基本的に委員がおっしゃいました物納というのは、先ほど冒頭でも言いましたけど、基本はお金に換価するというのが基本ですので、もし南あわじ市で土地を押さえてる場合もあるんですけども、その場合ですとほかの物品等でもあるんですが、ネットにかけて購入するとか、任意購入をかけるとかいう形で、それも金額に換価して税の滞納のほうに充当するという事務的な流れになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 あと細々したことは、また決算委員会の中で聞きますので、これで終わるときです。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） これ、御質問ではなかったんですけども、ちょっと委員さん言いかげられた、その未収金が将来不納欠損につながっていくということは、監査委員としても重々注意をしております、決算の審査におきましては、各部署、担当部署から未収金一覧というのを出していただいております。これは、名前を消してくるか書いてくるか、ちょっといろいろあるんですけども、明細全部出していただいております。決算審査においては、未収金というのは非常に重要な項目でありまして、注意がそこに向いておるといことは各担当部署、これは別にことしだけの話じゃなくずっと毎年なんですけども、そういう形で未収金ができるだけふえないように、前年度のもの、前々年度のものをこれだけ回収努力をしておるといふうなことも聞きながら、未収金の増加を我々も一緒になって、増加するのを抑えていこうというような考え方を持っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 監査委員さんは、もう税のプロですので、もう南あわじ市では最適任者であると私は思っておりますので、一つよろしく申し上げます。

終わります。

○廣内孝次委員長 次に、蛭子委員。

○蛭子智彦委員 審査意見書の20ページなのですが、この審査意見として、最小の経費で最大の効果を上げるよう、市長のリーダーシップのもと職員間の連携を云々と。経済性、効率性、有効性を高め、行政基盤の強化並びに健全で持続可能な財政運営を組織的に取り組まれるように期待するというようなことが書かれておるわけですが、最近随意契約ということで大型の、これは25年度になるわけですが、こういうことが随意契約、不落になって即座に随意契約というふうに、そういう事例がありました、即日でですね。それは、庁舎建設に関してなんです、このときに随意契約をしないと、かえって市民の不利益になるというような理由であったわけですが、平成24年度のこの工事請負契約ですが、こうした随意契約というのは一体どれぐらいされとって、それについて監査委員としての御意見というのはございましたでしょうか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 随意契約の数字まで、きょう持ち合わせておりません。随意契約、これは決算審査というよりは、前年度、前々年度この工事の契約というものには、非常に我々も注意を払って見ておるところであります。前年度でしたか、随意契約で大きい全部出してこいいうて、それがなぜ随意契約になったかとか、普通随意契約は幾らまでというのが原則にありまして、ただしこういう場合はここまで、そういうことも見ながら、これがなぜここが随意契約になったかと、相当の数をこういうふうに調べていったときもあります。定期監査においてですね。皆さん御存じのように、前年24年の10月からでしたか、いわゆるランダム形式が廃止された、これは本当にそれまでころころと1年もたずに方式が変わって行って、いわばトータル的に監査委員はどんなふう感じてるかと申し上げますと、よりベターな方向を暗中模索しておる、これは多分日本全国の市、町、県が皆そんなことなんだろうなというふうに思っております。例えば明石市であんな方式があったとか、良いとかいうふうなこと皆さん結構独自のものいろいろ考えてるんですけども、なかなか長続きしていないけどもそれがベストな答えでは多分ないだろうと。この南あわじ市においても、常に一番いいところはどこやというところを探してる、そういうふうに監査委員は認識をしております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、期待した答弁ではないんですけども、随意契約のもので、これは本当に25年度に集中してちょっと大きくなったものとして、随意契約をしての99.99%の落札率ということが、事例が続いたようなことがあったというふうに思っているわけですが、このことを捉えて、風聞として、契約については業者間の紳士協定があるんじゃないかというようなことまでささやかれておるようなところも見受けられます。紳士協定ということは、悪く言えば談合というようなことの裏返しの言葉なんでしょうけれども、そうしたものを捉えての物証というのはないわけですけども、随意契約になり、また一位不動の原則というのが貫かれているときには、よりその疑いを濃く持つというのが一般的な見方でないかというふうに思っているわけですけども、そういう点はいかがにお考えでしょうか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 確かに、監査委員のほうでもこの99.99%と、あるいは100円、1,000円の範囲内に結構な数の業者さんが並ぶというのは、結果として非常に異常に感じました。したがって、その辺を過去の定期監査において、何でこの工事にこだけ並んだんだと、近い金額がですね。そういうふうなことを見たときもあります。1つは、積算単価なんか公表されておる、業者さんにもいろいろ私聞いたんです、部数の。もう1つは、積算ソフトが非常に、今、充実しておって、公表されとる数字入れたら、誰が入れてもほとんど同じ金額になるんだぞと、これは土木工事のケースですね、比較的簡単な。建築はちょっと簡単にそうはいかんけども、比較的簡単な土木工事、金額小さくて随意契約する程度のところであれば、結果としてそれが出ても不思議でないというふうな御意見を複数の業者さんから聞いたこともあります。もちろん、定期監査ですからかなり深く見ていくんですけども、どこか異常があったというふうなことではなかったということでもあります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ここに、健全で持続可能な財政運営という文言が出されとるわけですが、これは市にとってもそうだと思うんですね。それから、業者にしてみましても、再生産可能というのか、自分ところの事業を継続するために一定の利益を得なければいけないと、こういう意味で入札に価格についても、この健全で持続可能な入札価格ということが求められるであろうと。そういう面で、公共工事、入札については、おおむね最低制限価格というのを設けて、さっきのランダム係数については、最低制限価格の話であったかと思うんですけども、こ最低制限価格というのは、いわゆる持続可能で健全な利益を確保

できるものとして設定されてるというふうに理解をしとるわけなんですね。それに対して、予定価格の99.9%というのは余りにも離れすぎてはいないのかと。事業になれば、10億円の事業になれば、1億円以上のこの差が出てくるというふうに思うわけですね。そういう点で、随意契約なり、いわゆる談合の疑いという、ちょっと言葉は言いすぎかも知れないんですが、この最低制限価格の設定なりに対して、やはり監査委員としての、定期監査の中でもそういう観点から見ていただいていた意見というのがここには出てきておらんわけですが、最低制限価格との関係で、やはり今の予定、随意契約というものについて、高いレベルであるということについてはさらに突っ込んだ監査というのが必要ではないか。もしそれができないとしたら、監査委員としての権限を強化することも必要ではないのかというふうに思ったりするわけですが、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 基本的な監査委員というのは、行われたこと、過去のことですね、それが法なり令なり、その他諸規則なりに合わせてやっているかというのを見るのが一番のメインであると思っております。本来のやり方、例えば最低制限価格とかいうものを設ける設けない等は、これは立法の場でやるものだろうなというふうには思うんです。ただ、監査委員、ちょっと一歩引いたところの私たちの意見としては、それは市側からいえば、安けりゃ安いほうがええという世界は一部にはあるかと思うんですけども、トータルでいくとそれじゃ業者が育たないとかそういうふうなところもあって、今の方式、昨年の10月から続いている今の方式が、取り合えずちょっと落ちついたところなのかしらというふうには思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、私も委員言われるまでもなく理解しとるところなんです。ですから、先ほども申し上げましたように、企業としての健全な企業活動をやっていく上で利潤を保証する、それが最低制限価格という考え方であるということは申したつもりなんです。ただ、それに対して、予定価格99.9%までいくということは、1億円の開きがあるということが少し異常に思うわけなんですね。その点を指摘させていただいたわけなんです。それをさらに突っ込んで、その財政法上適正な、刑法上ですね、談合というようなことが防がれているのか、あるいは先ほど申し上げましたように、それを見ていく上でいわゆる紳士協定というような名前ではなくて、やっぱりしっかりと監査としてのその評価がしていただけると、これは法律上に基づく適正な入札が行われているかどうかということについての評価だろうと思うんですね。その点を、再度強めていただきたいという

思いで質問させていただいたわけです。

もう1点、これに関連してなんですけれども、最低制限価格を設けない場合というのは、どんな例があったのかというのをちょっと教えていただけたらと思うんですが。その点はいかがでしょう。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） いつにあったかということまで、ちょっと記憶しておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どういう観点かということについて、監査委員さんの考え方というのはこれで、この点についてはわかりました。

もう1点ですが、これは22ページなんですけれども、補助金についてということで、ここで特に同一団体等への交付や、団体の育成を目的とする補助金については、当該団体の自立につながる運用と心がけ、補助金額の固定化や活動の硬直化にならないよう適宜見直しを図るよう要望するということが指摘をされとるわけですが、これについて具体的な例示があれば、示していただきたいというふうに思うんですが。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 特定の事業を見て、ここがずっと同じだなとかですね、そういう観点からこの文章にかかる意見を申し上げたわけで実はないんです。幾つも見させていただいたんですけども、この補助金は去年も同額です、おととしも同額です、3年前も4年前もというのがばらばらとやっぱり出てくるんですね。それで、本来補助金というのはこれでいいのかなという、やっぱりいろんな変革があつて不思議じゃないし、そうあるべきであろうというふうな趣旨から、あそこのこの事業に対してこうこうだからということじゃないんです。全体のことをいうとんですね。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに、どの程度件数を見られて、どの程度あったかということ、監査委員として、今、私たちに教えていただけますか。

○廣内孝次委員長 小林監査委員。

○監査委員（小林健司） 決算審査というのは、もう薄いんですね。薄くて広い。それで、こういう意見を書いているということは、この補助金についてもうちちょっとポイントを絞りたいという意味もあります。ここで申し上げていいのかどうかよくわかりませんが、秋のすぐ来月に行われる定期監査では、もうちょっと絞って、幾つかのそういった補助金の事例を過去から現在まで調べさせていただいて、それを誰がどこでどんなふう管理しているかとか、今の形が果たしてベストなんだろうかとか、そういうことも含めて、今後のより詳しい監査でやっていくつもりはしております。

○廣内孝次委員長 以上で、監査委員への質疑を終結します。
暫時休憩します。

（休憩 午前10時33分）

（再開 午前10時34分）

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について

（1）歳入について

○廣内孝次委員長 再開します。

それでは、認定第1号、平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定についてを議題とします。

なお、質疑は分割して行います。

まず最初に、歳入について審査を行います。

10ページから49ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 32ページ、33ページの、寄附金について伺います。

市民まつり寄附金46万5,000円が入ってるんですけども、これは歳出にもなってくるんですけど、どの事業に寄せられた寄附金なのでしょう。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市長公室の橋本といいます、よろしく申し上げます。
46万5,000円、これについては、福良湾の海上の花火大会でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ほかにも、市民まつり幾つか旧町単位でやっと思えるんですけども、ほかの事業には、こういう市に入ってくるような寄附金というのではなくて、実行委員会へ直接いっとるのかなと思ったりするんですけども、この市の会計を通す通さないの相違点というのは、どういうところにあるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市民まつり、大きく4つございます。その、先ほど申しました福良湾以外は、直接実行委員会のほうで収納しております。この、福良湾のものについては、合併以前、南淡町時代からこのようにしてたというような経緯もありまして、そのまま市のほうに一たん歳入して、確定をして補助金を出してるというような経緯でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 その、わざわざ通すことで、どんな何か違いがあるのかというところを聞いています。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 主には、税の控除の違いが若干あるということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、ほかの実行委員会の分というのは、これは寄附する人からしてのメリット・デメリットを考えたときに、何でその違いがあるままにやられておるのか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、先ほど次長のほうから説明させていただきました。旧の南淡の祭りにおいては、旧南淡町の予算を通してやっておったということから、それが継続されてきているということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、寄附する人にとっては、何か差があるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほど申したように、寄附金控除の部分で若干の差があるということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは、どちらが得なんですか、寄附する人にとったら。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 法人で行う場合は、さほど差がなかったのかなと思います。個人で寄附する場合に、これふるさと納税でございますので、寄附金控除が2,000円を差し引きした部分の計算で控除されるというところの違いがあると思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、通したほうが寄附者は得ではないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 得という理解をしております。先ほども、何回も申しておりますが、各旧町においてそうした取り扱いの違いがあって、現在もそうした扱いになっているということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、集める側からしても、できるだけたくさんほしいとすれば、同じように市を通すようなやり方を広められるほうがいいんじゃないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） ですから、旧町のと時から、そうした町の会計を通してくれということの継続が旧南淡であるということでございます。こちらのほうから、実行委員会のほうにどうこうということではないと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 この、寄附金の集め方なんですけども、この4つの市民まつり、市民それぞれが自分の任意で出されとるとは思うんですけども、それは具体的にどういうふうな集め方をされて、どういうお金の流れになつとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） それぞれ、各実行委員会がございますので、その実行委員さんの中でいろいろと回っていただいと。あと、当然企業の方からの寄附もいただいとと思いますが、各自治会をお願いしているようなところもございと。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 その、自治会をお願いするという部分なんですけども、例えば赤い羽根の募金なんかで、ちょっと裁判になったような事例もあると思うんですけど、結局自治会が各戸に強制するようなイメージを与えてしまうと、そういう問題も起こるかなと。また逆には、その個人から集める組費、自治会費の中に組み込んでるようなところも見受けられますし、その実際に集まった金額とは別に、自治会が負担しておるような例も見受けられますけども、そういうところは認識されてますか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 1軒何百円というような形で、計算上はそういうようなことでやってるところもあろうかと思いと。それを、その都度集めるとなると、非

常に手間、時間がかかりますので、一たん自治会の会計にほうから支出をしておいて、そういうのを組費といったような形の中で徴収してるところもあるだろうし、もうそういうのを予算措置化して、毎年支出されてる自治会もあろうかと思えます。いずれにしましても、そういうふうなことで捻出されてるというのは認識しております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、寄附を市民から見て、自治会からというか市からというか、何か強要されたようなイメージを持たれるとまずいと思うんですけども、例えばこの祭りに対しては、ここの自治会からはこれぐらい出してくださいというふうな要望がいつとるとしたら、ちょっと強要につながるような気がするんですけど、そういうことはないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） いずれにしましても、事業主体は実行委員会でございますので、実行委員会の方からお願いはしてると思えます。あくまでも、これは強制できるものではございませんので、例えば私の所属してる自治会なんかでは、隣保町会に諮って、その了解をとってしてるところもございます。ですので、あくまで強制というようなことはございませんし、もう既にそういう自治会の中には、そういう祭りの寄附金をしないところもございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、それぞれの祭りに対して市から補助金も別途出て、足りない部分というか、実行委員会が独自に寄附とかを集めた分で運営されておるという認識やと思うんですけど、寄附が集まらなくなってきたら、同じような事業ができなくなるという懸念が出てくると思うんですけど、そこら辺の調整というか、それは予算を実行委員会が組んだときに、寄附金の集まり方というのがどこまで予測できるかやと思うんですけど、そこではやっぱり市も入って、検討して補助金の額とかも変えるというふうなこともあり得るわけですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 市の補助金については、4つの祭りについて250万円

ずっとというようなことでずっと続いております。その中で、実行委員会さんのほうで、先ほど足りないというようなお話もされてましたが、その祭りの中身、コンテンツについて充実を図るために、市民の皆さんであるとか、企業の皆さん方から応援をいただいているというようなところでございます。やはり、その歳入できる範囲内で、祭りについてはやっていただきたいなというふうに思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 よくわかりました。今、自治会が集金というか、自治会費は当然ないと困るんで、それぞれ集金をされてるんですけども、その集め方についてはかなり各自治会の役員さんが苦勞されておるといのは、個人情報であったり、集め方についても本当にさまざまに苦勞されてます。特に、こういう寄附金が1つじゃなしに2つ、3つのものが重なったりしてきて結構な金額になってくると、もうその自治会費自体の内訳に対する、ちょっと一部の市民やと思いますけど、やっぱりこれは払いたくないとかいうふうな声も聞こえてきたりする。そうすると、なかなか役員さんがすごい板挟みで苦勞されとるなとこのを見受けますので、そこら辺の、これはなかなか難しいんですけど、十分そういう面も配慮してほしいなというふうに思います。あくまで実行委員会がやることですが、共催みたいな形で市もやっと思えますんで、自治会の運営のほうにもいろいろ配慮いただきたいなというふうに要望して終わります。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 関連してお聞きします。私も、これ旧町時代から公の税金、補助金と各企業の協賛ということでやるのは結構やと思うんです。今もそれを続けておるんですが、自治会が強制的でないという課長の答弁でしたけど、半ば強制的にいつとるねん。それで、たかが300円か400円か500円か知らんねんけども、そういうお金も出しにくい家庭もあるわけなんや。これも、私もずっと言いよる、今も続けてるわね。それで、こんなん言うたら、福良の人や西淡の人に、西淡は別として、これ旧町時代は阿万で始まった花火大会よね。それで福良、交代いいよったんが、今、福良へ行って、福良の祭りですわね、南淡まつりいうても。これは補助金をいただいて、それで実行委員会が仕切つとると。それを、それは阿万辺も企業にも協賛します、私ら花火をやるのは反対ですけども、それなりの回ってきたら寄附金も出してますし、それは結構やと思う。ただ、自治会が1軒1軒、そんな隣保を通じてお金を集めるやいうのはね、市の補助金とその企業の協賛で、その規模でやったらよろしいやん。お金集めに來て、出さなんだらこれ強制なんですよ。強制やない言うけどね、出さな村八分になるような心境になるねん。そんなん、おたくらわから

へんと思う。ですから、それは行政指導で、そういう企業の協賛はそれは何ぼ集めようと勝手やと思います。それと市の補助金で、その規模でやったらよろしいねん。そういうことを行政が指導せなんだら、各自治体においてそれはもう実行委員会の勝手になるねん、無責任になつとんねん。はっきり言うて、出さんとこは「あそこは出さなんだ」とか、現実阿万でも相当ありますよ。そういうことのないようにやってもらわなんだら、やっぱりそういう企業の協賛金と市の補助金で、その規模でやったらよろしいんや。それをね、課長どうですか、そんなんもう自治会にそういう指導をして、何でそんなん一々、1軒1軒そんなお金を集めないかんの、そういう花火大会について。はっきり言うて、南淡まつりいうたら福良の祭りですやん、はっきり言うてね。どない思いますか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 先ほど申し忘れました、市長公室の土井本でございます、よろしく申し上げます。

ただいまの御質問なんです、自治会に寄附をお願いし始めたんが、ちょうど私南淡町で財政しよるときに、果たして税金を使ってそういう祭りに市から補助金を出していいのかどうかという検討をして、市の補助金をゼロにしたときに、そうした自治会が1戸1戸、今おっしゃられたように、半強制的な形で、1軒500円やでということで集金に回ったような経緯があるように思います。今おっしゃられたことについては、実行委員会のほうにも、そうした名前も旧町のときは南淡まつり、今は福良湾海上花火というふうなこともございますので、1度我々としても今おっしゃられたことについて検討し、また自治会、実行委員会のほうに相談をかけて、よりよい方向を出していきたいなと思います。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、部長が答弁されたように、一たん阿万から始まって福良、交互というような時代はそういう形で、今度首長が変わられたときに、そういう補助金は出さんと、全部そういう協賛金と自治会、そういう町内会に寄附金をあおってやれというような、そういう時代もあったん記憶しております。ただ、それが、今、福良一辺倒になって、それは福良でやったって阿万からも南淡町中の人が見に行きよんねんけども、そのために今は市から補助金が出てるんですから、別に町内会から集めんでも、双方の税金の中にそれは含まれてると思うんで、新たに今後やっぱり自治会へそういうような要請を出すとかいうようなことは、やっぱり行政のほうで指導していただいて、何かやはり出されへんところもあるんや。そこらが、本当に嫌な気分にならんような方法を一つ考えてほしいと思います。答弁結構です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書の10ページ、11ページですが、個人、法人、それから固定資産税ということで、これ先ほどの議論にありました不納欠損、あるいは収入未済の問題なんですけれども、欠損はおいといて、収入の未済はそれぞれあるわけですが、同じ方が固定資産税も住民税も滞納してるというケースが大半ではないかというふうに思ってるわけなんですけれども、その点いかがですか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 全てではございませんが、おっしゃる内容のとおりかと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、個人のこの収入未済額が4,100万円ということで、調停額18億円に対してこういう金額になっとなるわけですが、大体この低所得者の方が納めきれないと、国保税とも共通しと思うんですけども、その点どんな階層の方、件数から見て、どんな分布になっておるかということについて説明いただけますか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） どのような状況の方とかいう御質問でございますが、特に生活が厳しい、国保税が一般の税に比べて保険料は高いとかいう理由もあると思うんですけども、総じて納めたくても納められないという人がほとんどではないかなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 滞納件数ですね、件数は何件ぐらいで、所得段層、市民税ゼロ、所得が100万円以下とか200万円以下とかいう区分がされとって、その分布がわかれば示していただければと思ったわけですが。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございませんが、所得階層での滞納件数等の資料は当課では持っておりません。滞納件数でございますが、24年度で3,150件、前年度3,540件程度ございましたので、年々この件数は、こちらのほうで進めてます滞納整理並びに徴収対策等の結果としては減少傾向にあるという内容でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 3,000件で4,000万円ということになりますと、大体平均をすると、平均金額わからないですけど、1件あたり1万3,000万円ぐらいの滞納ということになるんですか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今、説明しました件数につきましては、市県民税、固定資産税、軽自動車税、国民健康保険税、合わせた件数4税の件数でございますが、所得階層別には数字は持ってませんけども、滞納額別でいいますと、一番割合の多い金額と申しますのが10万円から50万円未満。これが、平成24年度で統計した数字でいいますと、34%の割合を占めております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 市民税が10万円から50万円の範囲で24%という、非常に範囲が大きいんですけども、今の数字で間違いはないですか。ちょっとわかりにくいんですが。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 4税合計の数字でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、ちょっとお伺いするのは、市民税の個人の分で4,100万円の収入未済額というのが出てますね、決算に。滞納件数は、全部合わせて3,000件ということになりますと、個人市民税の滞納件数は何ぼになるのか、平均的には何ぼになるのかということをお聞きしたんですけども。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 4税の中で、市県民税の占める割合が、件数はそれぞれ市税ごとに件数してる分と、全部ためている市民の納税者の方、それぞれ個別にためてる方もおられますので、それぞれ税目ごとで件数も拾っておりますが、それを足した件数と全税目、いわゆる滞納者の件数で見た場合、若干差がありますので、それでもよろしければお答えしますが、それでいきますと、税目ごとでいきますと、市県民税が1,580件程度ございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 約1,600件ということで、4,100万円ということになると、3万円以下が平均値になるのかなと、市県民税でいえば。先ほどの、大体市県民税を滞納してる方は、他の税金も滞納してる率が高いと、大半ではないかというふうに思ったわけですね。この、大体この3万円ぐらいの市民税、県民税、3万円ぐらいということになりますと、大体所得階層としてはどの階層の方になるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 申しわけございません、先ほども申し上げましたとおり、所得階層別の中では数字を拾ってませんので、低所得者の方と、数字は持ってないんです。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、所得に対する税率で大体出てこないんですか。税率、税率そないに累進になつとるの。住民税というのは、大体所得に対して何%という課税ではないのかな。

○廣内孝次委員長 それでは、質疑の途中ですが、暫時休憩します。
再開は11時10分といたします。

（休憩 午前11時00分）

（再開 午前11時10分）

○廣内孝次委員長 再開します。
税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 先ほど、蛭子委員から御質問のございました、市県民税の税額が3万円から4万円程度の方の所得はどうなるのかという話でございましたので、住民税率10%で逆算をさせてもらいまして、給与所得者ということを前提としました場合ですけれども、社会保険料控除も若干10万円程度みただ中で、約150万円から140万円程度の収入の方であるというふうに想像します。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 類推ということで、所得階層別の滞納状況なども、以前は資料としていただいたようなことも記憶にあるんですけども、そういった国保税も含めてですけどもね。こういう、やはり市民生活を捉まえる分析も必要ではないかと、資料として持つておくべきではないかということを感じました。

それともう1点は、固定資産税については、所得の多寡にかかわらかかるということで、やはり相対的にですよ、比較的、相対的に固定資産税については、低所得者に対しては非常にちょっと重税感があるのではないかというふうに思っただけですけども、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 現在、非常に高齢者等の世帯がふえていく中で、収入がない中で、年金だけで生活をされておられる人にとりましては、固定資産税につきましては、従来より減税に向けた税制改正等も行われておりませんので、景気の低迷とも合わせまして、負担というふうな内容になってるふうに感じる市民も多いのではないかという部分もあるように感じております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう1点、そうした市民生活の、先ほど申しました、税金に対する所得の関係ですけども、やはり分析をしていく上で必要な基本的な資料として、所得階層ごとの税金、滞納状況、これについては資料として持つておくべきだというふうに言うたわけですけど、その点いかがですか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 現在、限られた人数の中で、滞納整理と合わせまして徴収対策のほうも取り組んでおります。そういった中で、滞納整理を進めていく中で、データとして必要であるかどうかも含めて、収税課内のほうで検討させてもらいたいというふうに思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 必要だと思いますので、しっかりやってください。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 同じく、10ページ、11ページの市税、固定資産税について聞きたいと思います。

これ、この一覧表を見ておりますと、市民税の滞納繰越分でことし3,100万円収入があるわけですね。固定資産税も、滞納繰越分で7,000万円の収入があって、これ一点見たら、収税課よう頑張ってやっとなというふうに見えるわけですが、現年度分の収入未済額を見ますと、固定資産税で滞納7,000万円集めとるんですが、現年で8,900万円の収入未済額が出とる。住民税もね、滞納繰越3,100万円集めて、ああ頑張っとなと思って見たら、現年度分で4,100万円の収入未済額が出とるわけですね。これ、疑った見方をしますと、1年おくれで滞納繰越分が入ってきてるのかなと一見見えるわけなんですけど、現状はどうなんですか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 収入未済額につきましては、委員が今感じられてるとおり、現年分で出ました未収金額につきましては、翌年度の滞納繰越額という形になりますので、できるだけ収税課としましても、新しい滞納者をふやさないような取り組みも現在行っておりまして、現年の未収入済額を減らすこと、それと滞納繰越額の滞納整理も十分行いながら、不納欠損に即もっていつてはいけないんですけども、法律に認められた形の中で、差し押さえできないようなものについては処理していくというようなことも対応しながら、合わせて現年滞納分の未収入金額の減少に努めてるところでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これね、課長、なかなか現場であつたらいろんなことがあると思うんですが、滞納繰越分が3,000万円、仮に24年度で収入済みになった場合、この現年の収入未済額がせめて3,000万円以下の金額になってくれば、いわゆるトータルの滞納が減っていきよるわけですわね。そうでしょう。これ見たら、前年度からの滞納繰越が3,000万円集めて、現年で4,000万円だったということは、これ反対に1,000万円ふえていきよるわけですわね。そうでしょう。ですから、恐らく九十数%か八十数%か知りませんが、イコールの人物であると推定されるわけですわね。こういう場合、収税は前年度の滞納分を全部いただいとんのか、それともその部分を何年かに分けて分納していただいて、現年度分を全ていただいとんのか、その辺はどんなようになってますか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 滞納の分納、例えば分納の場合ですけども、分納していただいた税額並びに滞納処分で換価しました税額につきましては、基本、時効の関係もございまして、古い滞納分から充当していくというふうな形にしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 皆、それぞれ収納というのはいろいろの事情があるのはようわかっとるんですが、固定資産税の滞納がトータル4億7,000万円と、住民税が1億8,000万円と、いわゆる六億数千万円のこの市税の滞納が起こっとるわけですね。それは、収税課も努力しとるのはようわかるんですが、やはり滞納分を収納しつつ現年分がふえていったら、これ意味ないといや意味ない、ふえていくばかりですわね。ここらはどんなように、今後やっていこうと考えてますか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 委員おっしゃるとおりでございますので、現年分につきましては、できるだけ早い段階での、滞納処分を含めた徴収対策の強化に努めていかなければならないのかなというふうに思ってます。未収済額総額が6億8,000万円ほどあるんですけども、今までそういったような取り組みもやってまいりまして、本年度でいきますと、未収入金額が前年比で800万円程度減というふうになりました。これも、今までは

なかなか減とかいう数字はなかったわけなんですけども、現年、滞納ともそういう職員、今はそういう思いで取り組んでおりますので、考え方としましては、委員のおっしゃるとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長ね、私思うのは、この細かな数字のミクロ的なことはここに出るともかくとして、課長自身この滞納が起こってくるという日本経済の中のマクロ的には、課長はどんなふうに考えてますか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 特に、景気の低迷でありますとか、大きいのが給与所得者と特別徴収の対象になってる方につきましては、市県民税につきましては、自然と入ってくるようなシステムになっておるわけなんですけども、やっぱり人材派遣であるとかいうような雇用の構造の問題もございますし、また少子高齢化とかいうような問題もございまして、なかなか生活実態にあったような税金の負担割合であるのかな、特に先ほども申しましたとおり、今、市県民税だけでいきますと6億8,000万円ほどであります、国保はそれに近いといえますか、5億円ほどございますので、そういった景気低迷に合わせて、リタイアすると全て国保に入るというような低所得者が多い構造体系の中で、給付費の多い高齢者が多く割合を占めると。特に、国保の負担割合が高いと、それと合わせて市税も払わなければならないという中で、納税者も努力されているのかなというふうに感じます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そういうことですね、同感です。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページを進めますので、17ページです。

この、使用料についてですが、収入未済額の内訳はわかりますか。もうちょっと言うと、商工観光使用料の未済額ですね。これは多いですね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 商工観光課の阿部でございます、どうぞよろしくお願
いたします。

この、商工観光使用料のうちの収入未済額でございますが、大きなものは、なないろ館
収入の滞納の分というふうになってます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、この附属説明資料ですか、附属資料の16ページを見まし
たら、この使用料及び手数料というのが書かれとるわけですが、サイクリングターミナル
の使用料が入とらんように思うんですけども、この主な使用料という中に入っていない
理由は何なんでしょうか。サイクリングターミナル。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サイクリングターミナルにつきましては、使用料という
ところではなくて、雑入のほうへ入ってることになってます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 条例上は、条例上というか契約書ですね、指定管理の。これで、施設
使用料というのを定めてますね。平成23年度及び、ということは、平成24年度はこれ
は施設使用料はカウントしないということなのかな。でも、平成24年度の施設使用料と
して、基礎収入額かける15%というふうに契約書には書いてあるんですよ。それが雑入
になるというのはどういうことなんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 指定管理による施設使用料ということであると思いま
すけども、施設使用料につきましては、雑入ということで処理をして、使用料の条例がない
ということであると思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 サンライズ淡路使用料は120万円と出てますよね、雑入に入っていない。ところが、サイクリングは雑入にする、どこで分けるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） サンライズ淡路の分につきましては、サンライズ淡路の施設内に敷設しております直販所の使用料ということで、月10万円ずつ入ってる分でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、契約書では使用料としとるのに、決算では雑入に入れるんですか。その意味がちょっとよくわからんのだけれども。使用料ということで巻いているものを、雑入にする理由は何なんですか。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 財務部次長兼財政課長の神代でございます、よろしくお願いいたします。

12款のほうに上げてございます使用料につきましては、使用料条例のほうでうたっておる使用料を、この12款のほうに計上しております。サイクリングターミナルにつきましては、サイクリングターミナルが使用料条例に基づいて徴収する使用料については、利用料金制を設けておりますので収入に入ってこない、利用料金制で経費にあてる、直接指定管理者側がその経費にあてておりますので、その使用料については本市のほうの収入に上がってこないということでございます。その協定書の中で、その施設の使用料を指定管理者が使っておるということで、その使用料として指定管理者側から収入をしてるものについては、雑入に計上しておるということでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとよくわからないんですが、その商工観光の使用料は使用料として、いろいろ雑入というのも見とったいろいろあるようですけれども、やっぱりこの使用料は使用料として区分するほうがわかりやすいように思うんですが。あっちこちに飛び散らかっとならんとすね、決算としてもわかりにくいんじゃないんですかね。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 何度も申し上げますが、要は条例に基づくものについては、12款の使用料というふうに計上するのが建前でございます。それ以外の、条例に基づかないものとしてもらうものは雑入ということで、これはサイクリングだけでなしに、それ以外の指定管理をしております施設についても、そういうふうに区画分けをしてございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この雑入で入っとるのは43ページですか、に出てるのが使用料ということで、この条例上の使用料と、条例に書かない使用料とについての考え方は、債権というのか、これについては同等の考え方でいけるということではないですかね。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 債権というのがふさわしいのかどうかちょっとわかりませんが、収入としては同じでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、こちらもちょうと勘違いしとったのかわからないんですけども、非常にサンライズ淡路使用料というのと、サンライズ淡路施設使用料というのと非常に紛らわしいですね。その点もう少し、条例化するのかわからないんですけども、もう少しわかりやすくする必要があるんじゃないかと。他のそれぞれについても、あちらこちらに散らばってるという印象があるんで、条例化するのかわかるというやり方するのか、それはちょっと、今、具体的に指摘はようせんわけですけども、わかりにくいということはちょっと指摘をしておきたいと思います。

これについては、必要な金額は全部未収じゃなくて入っていると、入金されてるということではないですかね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 経費につきましては、24年度は入っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、39ページのこの雑入の未済額3,329万円となるわけ
ですけれども、主なものはどんなものがあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） これの一番大きなものが、一昨年度ですか問題になりました、サンライズ淡路それからサイクリングターミナルの施設使用料、株式会社サンマックスプロジェクトに対する債権の部分が2,100万円余りございます。それから、あとは、保育所の関係の給食費の負担金、これは小さいんですけども十数万円。それから、生活保護費の関係で、返還金ということで三百数十万円あります。主なものは、そういったところかと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、2,100万円です、今、サンライズとサイクリング
ということで。これについては、収入未済ですけども、処理というか、回収の見通しは立
っておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 以前、サンライズそれからサイクリングターミナルを指
定管理しておりましたこの会社でございますが、倒産したということで、破産管財人によ
ります調査がずっと続いておりました。それで、先般25年6月7日に神戸地裁の洲本支
部の裁判所のほうから破産手続廃止決定確定通知書というのが来ておりました、正式に破
産が決定したということでございます。これによりまして、この債権につきましては、収
入の見込みがなくなったということになろうかと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、今後どのような対応をされるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） もう、当然収入の見込みがないということで、不納欠損ということになるかと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 わかりました。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 27ページの、農業者戸別所得補償制度推進事業補助金が1,050万円となつとるんですが、南あわじ市の水稻作付反別から見て、この金額少なすぎるように思うんですが、これはどないなってますか。半分ないん違うか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 農業振興部次長兼農林振興課長の森本でございます、どうぞよろしくお願ひします。

この金額につきましては、再生協議会にいつてます転作確認等の事務費でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは、転作確認の補助金、事務等の補助金、戸別補償で反当1万円のやつはこの予算書には出てないの。直接支払い。農家の直接支払い、ここへ出てけえへんねんな。はい、わかりました。

○廣内孝次委員長 他にございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 43ページの、うずのくに南あわじ市施設使用料が2,300万円余り出とるわけですね。これは、確か使用料は売り上げに対して3%であったと思うんですが、逆算すればこれ2,370万円、2,400万円としたら逆算すれば8億円ということになると思うんですが、これは去年の8月に人形座が今の福良のほうへ会館をつくってあ

そこへやって、その2カ月ぐらい前に出たと思うんですね。私は、あれが出た場合、売り上げが減るのかなと懸念しておったんですが、これは昨年と比べてまずどうなってますか。施設使用料、市に入ってくるの。ちょっとふえとるように思うねんけど。去年と比べてどうですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと、去年と比べての数字すぐに手元にはないんですけども、収入につきましては、その人形座が出ていきました。そのあとの部分について、うずのくにのほうでイベントを打って来てまして、トリックアート展というのをかわりにやってくれます。この部分で伸びておるといふふうに思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、課長、これはいわゆる大鳴門記念館とみさき荘か、みさき荘をこのうずのくにという会社が経営しとるわけやな、両方の施設を。それで、これは飲食であろうが、土産物であろうが、アートなんかの入場料であろうが、全ての総売上の3%を南あわじ市に施設使用料として入るとるわけだ、これは。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 売り上げの3%ということで、一部対象外の経費等もございますが、売り上げの3%ということでやっていただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで、確かこのうずのくには南あわじ市が23.5%の出資しとるわけやな、この会社に対して。2年、3年前までは、その出資に対して配当金というのがこの決算書に上がってきとったわけです。それで、去年、おとしぐらいから決算書に配当金が出てないわけやな。それで聞いたら、配当するほどの利益が出てないということなんです、うずのくにの決算書を見てますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 決算書につきましては、提出していただいておりますの

で確認しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 収支決算はどないなってますか、見とるのなら。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） 今年度の利益が2,320万円。前年が1,907万9,000円の赤。その前が、16万2,000円の黒字。その前、第6期で2009年の4年からの話ですが、2,829万1,000円の赤ということで、去年、おとし3年間は配当なし。ことしは、2,320万円黒でございました。先ほどのお話のように、人形座が出て我々も心配しておりました。新しいイベントをするために、市のほうも基金のほうから1,000万円拠出をして、新しい事業を展開していただいたお蔭で2,300万円の黒字がいったということで、それなりの効果を上げておるのではないかな。我々のほうにも、配当をいただけるということになるわけでございますので、まあこれからこのような運営をやっていただければいいのではないかなと。私も取締役なんで、行ってそういう御意見は申し上げておりますので、できるだけ安定的な経営をするようにということでございます。ただ、2,300万円にするには、役員報酬を一部カットしたということは聞いておりますので、以前にも赤が3年、無配当が3年続いておりましたので、4年目は赤字はだめよと、そのだめの理由として、やっぱり人件費が高いという部分もございましたんで、そこらあたりについて配慮するよということも申し上げておりましたら、今回役員の報酬も下げて、結果的には2,300万円という利益につながっておるということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、副市長も言われたように、あの人形座が出た場合、間違っても3万人の人形座の入場者数が減るねんから、それに対して当然売り上げも減るであろうと思とったわけですわね、副市長も。それは努力して、それなりに24年度は単年度で2,320万円の黒が出ると。それで、前年度からの累積では、まだその赤字を解消してないということであろうと思うんですが、何年前前までは出資配当、結構いい配当率をやとったわけで、今後これが続いたらまた当然、使用料は赤、黒に関係なしに、売り上げに対しての3%は入ってくるねんけれども、利益が出てきた場合には、いずれ出資配当も出てくるであろうと期待しております。この点は終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(2) 歳出について

① 議会費、総務費

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、歳出に移ります。

款1. 議会費及び款2. 総務費、ページは、50ページから81ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 庁舎の管理ということで、一般管理費と、もう1つ財産管理という2つにわたる部分があるかと思うんですけども、いろいろ今回この決算の附属資料を見とったら、非常にわかりやすい説明がそれぞれのところでされとるように思うんですが、ただものによっては、成果、実績といいながらただ数字の羅列であって、こんなもの全然わからんと思うて見る部分と、それから特に福祉の関係なんかでは、実際に使われたものがどのような効果があったかと詳しく出とるわけですけども、ちょっと例を出して悪いですけども、管財なんかの一般管理費ですね、総務管理費。これなんかは、ちょっとよくわからないのでお伺いしたいんですが、まずその各庁舎ごとの水光熱費等の一般管理費ですかね、これはどのようになっているのか、現状ですね。24年度、どんなような数字が上がってるのか、もう少し具体的に示していただきたいというふうに思うんですね。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長(堤 省司) 庁舎の光熱水費ということでお答えさせていただきます。各庁舎ということで、中央庁舎でございますが404万5,137円。緑庁舎651万571円。西淡庁舎686万9,350円。三原庁舎539万994円。南淡庁舎517万6,594円。合計2,799万3,126円となっております。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 最後がちょっとよくわからなかったな、南淡は何ぼですか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 5 1 7 万 6 , 5 9 4 円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 合計をすると。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 2 , 7 9 9 万 3 , 1 2 6 円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いろいろデマンドを使ったり、いろいろ管理経費で節約をしてるということであったと思うんですが、この24年度も非常に電気料金上がってきたと思うんですけども、前年度に比べてこれはどのような数字になっとったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ただいま申し上げました2,799万3,000円につきましては、電気料金、上水道料金、ガス料金の合計額でございます。

うちの電気料金を申しますと、24年度でございますが2,424万3,623円、5庁舎分でございます。対しまして、23年度、同様の5庁舎分で2,536万492円、削減がマイナス111万6,869円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、成果とか実績とかいうことを言うならば、そういう数字をちゃんと出しといたらどないですか。せっかく、うまく様式ができとるのにね、ちょっと成果というようなことに書き方がなってないですよ。ちょっと頑張ってもらわんとあかんという感じがしたんですけど、どうですか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 内部で検討いたしまして、そのようなことができるものにつ
きましては、進めていきたいと思えます。
以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この決算附属資料は、今までで一番よくできているなと思って拝見し
とるんですよ。以前もあった、行政評価システムの見直しでしばらく休むというようなこ
とで、内部チェックはどうするんかということ聞いたときに、今後考えるということで
出てきた答えがこれかなというのがちょっと、全ての事業ごとにこれつくってますよね。
それはまた、おいおいいろいろ質問していきたいと思うんですけども、やはりこういう成
果がちゃんとわかるように取りまとめする、内部で検討するやというような問題じゃないで
すよ、これはね。ちゃんとやってください、お願いします。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

それでは、暫時休憩します。

昼食のため、再開は1時といたします。

(休憩 午前11時52分)

(再開 午後 1時00分)

○廣内孝次委員長 それでは、再開いたします。

午前中に引き続きまして、款1. 議会費及び款2. 総務費、ページは、50ページから
81ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 小さいものなんですけども、59ページの松くい虫の伐倒駆除ですね。
これは、市庁舎関係だと思えるんですけども、何本ぐらいの伐倒駆除、どれぐらいやったん
でしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 松くい虫につきましては、これは普通財産の市有地にございまして、民家に近いところがございまして、その木、3本でございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 庁舎関係とかで、そういう松くい虫の対策というのは全部やられとるんでしょかね。市有地についても含めてですけども。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 松くい虫のこの伐倒駆除でございますが、既にこれはもう赤くなってしまうと、枯れておるものを伐倒駆除したというものでございまして、庁舎関係で松が植わっておるところにつきましては、庁舎の剪定等の維持管理で、消毒なり適切な時期に管理をしております。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは何か所ぐらい、どこをやっとるんですか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） ちょっと、箇所数までは把握してございませんが、庁舎の植木ということで、剪定作業を5庁舎でやっております。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 松くい虫の予防ですけども、業者選定はどのようにしてやられとるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） これは、規模が小さいということでございましたけれども、見積書の提出によって業者選定をさせていただいて、最安値のところまで契約したというところでございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その選定にあたっては、小規模の事業者に対する見積もり合わせのようなものか、それとも一般的な競争入札でやっとなるのか、そのあたりどうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 小規模業者では、この松くい虫の伐倒につきましては、ちょっと工種的に難しいということでございまして、規模の大きい入札に付する業者と同様の業者で見積もりをいただいております。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、契約に関連することなんですが、最低価格というのは設定しとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 松くい虫の伐倒につきましては、最低制限価格は設けてございません。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 設けない理由は何でしょうか。設けない理由は何ですか。先ほどのね、監査委員もおっしゃったと思うんですけども、余りにも安値段にすぎると、事業者が経営的に持ち出しというのか、うまく成り立たないということが考えられるということ、私の質問のときに繰り返しおっしゃったように思うんですよ。こういうことでいえば、やはり事業者に対して一定の配慮をするべきじゃないかというのが監査委員の意見

やったんですよ。これは、今、管財のほうでは設けてないということなんですけども、その設ける設けないというのはどこで決めるんですか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 最低制限価格の設定につきましては、請負工事の入札について定めて、130万円以上の工事に、予定価格がそれについて定めるように制度としてなっております。今、御質問の伐倒駆除につきましては、業務委託というふうな範疇でございます。最低制限価格設定という部分の工種ではないというところで、最低制限価格は設けてございません。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いずれにしても、どんだけの事業の規模によってでも、事業を請け負って、利益が出ないような事業を発注するというのは間違いでないのかということをおもうんですよ。その、ルールに基づいて競争はしてもらったら結構なんですけども、最低制限価格というのはある程度の利益を含んでやるという。それは、規模の大小にかかわらず、請け負った事業者が赤字覚悟でというのか、低かろう安かろうの世界の中で動いていっていいのでしょうか。これは、監査委員の言ったこととちょっと違うように思うんですよ。いかがですか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 最低制限価格の制度につきましては、予定価格を設定いたしまして、それに対する計算式を設けて、国の制度に習って南あわじ市も運用しておりますところでございます。それにつきましては、工事ということで、工事につきましては、建築なり土木なりいろいろございますけれども、工種的に非常に多様ということで、またそれからの下請の関係もかなり複雑になってきてございます。そのあたりで、下請人への適切な給与等の支払い、また材料費の支払い等に支障がある場合があるということで、工事については、最低制限価格制度が全国的に設けられておるといふことと理解してございます。業務につきましては、比較的にかかわる業種の方が少ない、また工種的に少ないということで、最低制限価格の部分がないというふうにご理解してございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは、理解してるということなんですけども、ある程度例えば専門的知識を持たないと、その松の保全管理ができないということで、造園業者でしょうね、恐らくは。さっきの発注でいけばね。今のことを突き詰めていけば、赤字でもサービスでもやってくださいというふうにも聞こえるんですよ。それはいかんのじゃないかと思うんです。それは、事業者にとってもマイナス面だろうし、結局安かろう悪かろうで、結果として伐倒駆除しなければいけないような松枯れが起こってくるようではいけないわけですし、その実績経過ということについても、もうちょっと詳しく見てみないといけないと思うんですけれども、やはり松の被害、松枯れというのはたくさん起こってるわけで、庁舎の黒松は市の木にも指定しとるわけでしょ。それがあちらこちらで枯れていきよるということは、南あわじ市は枯れていきよるような印象もあるんですよ。市の指定銘木、市の木としてしとるのにですよ。よう今も枯れてますよね、あちらこちらで。だから、やっぱりこれはちょっと小さな例なんですけどね、やはり小規模事業者に対しての価格についても、ある程度利益を見越した一定の最低価格というのはやっぱり設定して行って、その範囲の中におさまるような考え方とかいうことも採用するべきじゃないんでしょうか。いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 管財課長。

○管財課長（堤 省司） 最低制限価格制度につきましては、今、説明申し上げました国の制度等に従って、南あわじ市も運用してございます。いただきました御意見につきましては、また審査会等で御確認いただくというか、審査いただきたいと考えてございます。以上です。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
久米委員。

○久米啓右委員 73ページの、前納報奨金、もう昨年度で廃止になって今年度からないんですけども、これ市民の評価等、何か案内等、あと市民からの御意見等はありませんか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 前納報奨金の廃止につきましては、25年の4月からという

ことで、昨年度の納付の時期等も含めまして、市民の方には周知してまいりました。結果として、市民から、今、委員の御質問の内容であります御意見等いただいたかということですが、特にこれといった意見はなかったように記憶しております。

それで、前納報奨金の廃止に伴う影響等でございますけども、現在7月末の徴収率で見ますと、市県民税、固定資産税ともやや前年度を若干下回っております。ただ、これにつきましては、昨年度も同じような傾向がございました。理由ははっきりしておりません。ただ、前納報奨金の割合で比較しますと、7月時点の徴収状況での比較でございますが、同時期の収納金額に対する割合でございますが、市県民税では件数で約5%逆に増、金額では約4.2%の減。固定資産税では、件数で約6%の増、金額で約0.2%の減となっております。これを見ますと、金額的に減っているのは、ある程度の金額のある納税者の方が、メリットがないということで減ったのかなというような推測もされるわけですが、若干ではあります廃止の影響があったものというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 久米委員。

○久米啓右委員 市民からの話がなかったということですが、周知漏れによる問い合わせ等はなかったんですか、ことしはないんですかというような。周知漏れによる問い合わせです。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 初期からも含めまして、私が直接聞いている範囲ではございません。ただ、口座振替の前納の場合は、口座一括振りかえというお話でしたので、それも含めて変更がある場合は申し出てくださいますというような通知もしておりましたので、それによる口座振替が、期別への振替というのはある程度の件数がありました。ただ、その手続の中で、そういうような質問は直接私のほうに聞いてませんし、間接的でも聞いておりません。

○廣内孝次委員長 久米委員。

○久米啓右委員 スムーズに廃止という印象を受けます。答弁ではそういうふうなことになるので、そういう受けとめをしておきます。

終わります。

○廣内孝次委員長 小島委員。

○小島 一委員 61ページの、地方路線バス運行補助金が当初から大分増額されとるんですが、これはどこの路線がふえたんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 路線については、長田線、都志線、鳥飼線、変わっておりません。ただ、淡路交通も非常に厳しくなっておりますので、こういう金額になっております。

○廣内孝次委員長 小島委員。

○小島 一委員 全体的にふえたということですか、それともどこかの路線だけがもっとふえたというか、約倍とはいいませんけど、三百何十万円かふえてますよね。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほど申しました3路線ですが、3路線とも非常に厳しい状況になってきております。長田線につきましては、まだこの24年度ではここ協調路線になっておりますが、これももう乗車人数の関係から、県単に移りかけてくるような格好になります。

○廣内孝次委員長 小島委員。

○小島 一委員 ということは、もうほとんど全額補助金だけで運行せないかんような状態になってきとるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほども申しましたように、国庫協調のある部分もあるわけなんですけど、この824万2,000円のうち436万2,000円については、県の補助もいただきながら市の随伴しております。あと、差額の388万円、これらについては市単で補ってきております。これは南あわじ市だけでなく、淡路市、洲本市もそうですが、淡路交通の経営状況は非常に悪くなってきておりますが、これを補助をやめてしまっ

て市で運営するということになりますと、非常に大きな金額になってきますので、補助金

で対応できる範囲について、路線を今までどおり運行していただきたいという考えをもっております。

○廣内孝次委員長 小島委員。

○小島 一委員 今、ちらっと出たんですけど、らん・らんバスの運行、今のままではちょっと利用率も悪いということで、そこらも見直す中で、この分もあわせて検討していかんと、今のデマンドタクシー型もなかなか厳しい利用状況やと思うし、そこらを今後もう一層、今のらん・らんバスの再検討の中で考えていってもいいんじゃないですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 淡路交通の路線と、そのらん・らんバスの路線なんですが、淡路交通が走っているところはコミュニティバスが走れないという、非常にやりにくいところもございます。ただ、それを淡路交通さんでやめてもらってこちらで対応することになりますと、かなりの金額が上がってしまいます。淡路交通についても、経営努力はしていただきたいというようなことで、淡路3市、それから県土木、それと淡路交通さんも入った中で、年2回ぐらいの協議会なんかもして、できるだけ頑張ってくださいというようなことはお願いしております。

淡路交通につきましては、もう最後のとりでの縦貫線についても非常に厳しい状況でございます。この縦貫線がやまってしまえば、らん・らんバスの路線も組みやすくなるんですが、ただ組みやすいといっても、組んでしまうと今度膨大なお金がかかってしまうんで、そこらはその淡路交通、それからコミュニティバスの経費等も考えながら、今後ずっと検討していく課題かなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 55ページの、互助会負担金というのがあるでしょ、これ聞きたいんですが、特にこの新聞等で市が互助会というようにところに負担金を出しておるとというのが時として取り上げられるわけなんです、この南あわじ市のこの互助会負担金というのは、これは南あわじ市の中ですわね。この互助会というのは、南あわじ市の職員の中の互助会なのか、職員組合の互助会なのか、まずこれどちらですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 総務課長の佃でございます、よろしくお願いします。
これは、我々が加入してる兵庫県市町村互助会に対するものでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとよくわからんねん、兵庫県市町村互助会というのは、これは
どのような目的の互助会ですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 大きな市とか県でございましたら、単独で互助会組織を持っ
ておるわけなんですけども、小さな市とか町の場合でしたら共同で、例えば兵庫県でした
ら兵庫県の市町村互助会のほうに加入をして、互助制度についての共済をしてるわけでご
ざいます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 互助制度の共済をしている、互助制度の共済をしているということは、
この互助会には南あわじ市の全職員が入っておるんですか、それともいわゆる組合、ここ
ら組合員というのは、管理職以上が組合員に入っていない、管理職以下が組合に入るとと
か、互助会の場合は全ての職員を網羅して入ってるのか、これはどないなってますか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 基本的には、全職員入っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、共済制度とは、どういうものの共済制度を目的としとんで
すか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 互助会制度の基本的なものは、共済事業、福利事業、それと

掛金事業という3つの事業で成り立っております。共済事業につきましては、例えば家族の入院見舞い金であったりとか、会員が亡くなられた場合は弔慰金、あとは災害に遭われた場合は災害見舞い金等でございます。

福利事業と申しますのは、例えば結婚した場合は結婚祝金、それとか入院した場合は入院見舞い金。

あとは、掛金事業につきましては、会員の子供さんが学校へ入学した場合は、入学祝金等が出されるというものでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、これは市も負担しとる、職員全体も個々の負担金を出しとるということですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ただいまおっしゃっていただいたように、市の補助金、補助率については給料の1000分の2でございます。個人の掛金については、1000分の4ということで、全体で1000分の6となっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、組合員が2で市が1という負担割合ということですね。今、聞いた場合は、兵庫県で互助会組織をつくっとるものと、大きい市になったら市単独でつくっとるところもあるわけですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はね、これちょっと私自身も今聞くまでよく理解してなかったんですが、この南あわじ市の互助会かなというふうに思ってたんです。何でそういうことを言いますとね、このたびの福良の夏まつりで南あわじ市連、市の職員が連をつくって、まつりに参加協力をしとったわけですね。私も、南あわじ市の職員がこういう地元のまつり

に参加するという事は、これは大いに結構なことだな、ええことだなというようなつもりで見とったんです。そこで、その費用というものはどこから出よんのかなというのが一つありまして、今聞いたんが、これ南あわじ市の互助会にこういうものがあるんなら、市の職員がそういうような地域のいろんな行事に参画する場合、当然経費というのは発生しますんで、このこういう互助会から使ったらいいんでないんかなということで聞いてもらったわけです。ということになりますと、この互助会で、南あわじ市で、地域のそういうもろもろの行事に市が一つ参画して、活性化するために一翼を担うというように出ていった場合に、この互助会からそういう類いの経費の一部を補填してくれとか、そういうようなことはこれはできないんですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 今、言ったようなことは、なかなか県レベルでの互助会の制度の中での給付対象にはなっておりません。ただし、先ほど御指摘ございました阿波踊りにつきましては、職員労働組合のほうで、組合費の中から補助してるということで聞いておりますし、管理職も相応の負担を出して参加されてるということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 けど、私が思うのに、この職員組合から善意的に出してやっていくというのも、それはそれも考え方の一つと思うんですが、市の中のいろんな活性化の行事に、市の職員が一つのグループを組んで、その活性化の一翼を担って活動していくという場合は、市長、こういう場合は市もある程度、全額とは言わんけど部分的なものを、市としてもそういうことはいいことやと思うんで、何ぼか補助を出すというようなことも考えてもうてええん違うんかな、市のためにやりよんねんから。どないですか。

○廣内孝次委員長 市長。

○市長（中田勝久） これは、もっと大きな金額のそういう場面で、一時やはり職員組合とか、そういう職員に市の公金を使うということは好ましくないということで、以前問題になったことがございます。今、課長から説明があったとおり、自主的にそういう取り組みを、南あわじ市の場合は職員自身も取り組んでくれてます。詳しい状況は私もわかりませんが、以前かなりそういうことで、ある年代になると御家族との旅行の旅行券をしたりとかいうことがあって大分指摘された、そういう経緯があるんで、金額的には違いますが、やはりなかなか今そういう公金を新たに使うということは非常に問題があると思いま

す。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いや、市長、その、今、市長言われたんと私の言いよるのとでは、用途の趣旨が違いうように思うんですね。その、長年、30年40年勤めて、慰安的に夫婦で旅行券を出すとか、それとはなしに、市の職員が市の行事の活性化のために、ためというよりも、それを盛り上げるために行って、参画してやるというようなんとちょっと趣旨が違いうと思うんですね。だから、そういう場合は、私はある程度、市も他の団体に補助金を出してやりよるという感覚で捉えたらええんでないかなと思うんですが、これは今答え出ませんので、これはもう私の意見として終わらせておきます。

これで、これは終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、小さいことばかりなんですけど、60ページから61ページにかけて、まちづくり推進事業ということで出ております。細目がちょっとよくわからないんですが、附属説明書でこれは41ページですけれども、成果として「よしじん」の開所というふうに書いてあるわけですけれども、確か「よしじん」はことし開所しとったように思うんですが、24年に開所したんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 市長公室課長の喜田でございます、よろしくお願ひします。

この件につきましては、開所はことしでございますが、整備は24年度でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、解消ではないんですね。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 厳密に言いますと、4月に開所の式典をしたわけですが

ども、工事完了が年度内ということでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 24年度中に、工事は終わってしまったということですか。それで、ちょっと意味がわかりにくかったので、それでこうした事業なんですけど、やはり継続して沼島の地域おこしということで、ある程度続けていけないんじゃないかと。この、神戸からの移住の方も、何年かすれば結婚したりここを離れたりというようなことで、去っていくのかなというようなことも思うわけですが、やはり継続した事業展開というのが必要になってくるなという印象もあるわけですが、その見通しなんですけども、どんな見通しがあるのかお尋ねします。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 議員御指摘のとおり、単発で終わりますと継続性がないので、今年度第2弾の空き家改修を計画をさせていただいております。それから、昨年度この事業でも行いました、漁船を集めて「おのころクルーズ」ということで、観光商品の開発をしました。これも、定着させたりするのにも、今後もいろんな案が漁師さんの中からも出てきております。また、ホームページの立ち上げをしているわけなんですけど、それを含めて販売促進であったり、集客力を向上させるということも含めて、地域リーダーとともに継続的に事業を行う予定でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、単発で終わってはいけないということと同時に、ある程度の定住なり定着ということの成果が見えてくると、ここまでやっぱり引っ張っていかないといかんようなところもあるように思うんですけども、その点はいかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 今、地域おこし協力隊2名が住所変更して、御尽力をいただいております。それから、この事業展開の中で、4名が住所変更して、神戸にお住まいで東浦に転居した人が、今、住所移転をされております。保育所3名が、その影響もあるかどうか、あると信じてるわけですが、8名になったということで、小学生1年生ゼロが1名になったりというようなことで、少しずつ定住のほうに向いているのかなと、

今後それらを加速するような方策を、地域の皆さんと一緒にやっていきたいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 関連で、61ページに関して申しますけども、この地域おこし協力隊員の2人ですけど、任期は3年間やと思うんですが、いつからいつまでですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 昨年12月1日から3年間になります。
以上です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、賃金として上がっとんのは、24年度の12月、これ何か月分の賃金が上がっとんのですかね。今、実際にこの協力隊員2人の賃金というのは、1人分で教えてほしいんですけど。年間で幾ら、幾らぐらいの手取りがあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 現在、時給900円ということで、月14万1,000円程度であります。時間外、それから保険類ですね、約2万円と時間外が2万円程度予定をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 年間でいうと、1人手取りとしては幾らぐらいになるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 170万円程度になろうかと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そして、「よしじん」が開所して、今ここで仕事もうされとると思うんですが、「よしじん」は土・日というか、休みの日にやっとなるように思うんですけど、その場合の賃金というのは、どういうふうにして支払われるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、臨時職員として市が雇用しておりますので、振替という形を基本とさせていただいてます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 休日出勤みたいなことで、割り増しとかそういうことにはならないですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 多忙のときは、時間外で出す場合もございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 年間170万円ぐらいの手取りで、3年間仮にあって、それで副業というかアルバイトか何かあればいいんですけど、今、せっかく「よしじん」ができたとして、そこを土・日働いた分が平日との振替ということになると、これなかなかそのまま続けて定住してもらうのは難しいん違うかなと、やっぱり環境として、定住できるような環境をつくっていかないかんと思うんですけど、そのためには何か考えておりますか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 2つ、今考えております。1つは、もう実行しておりますが、規定により市長特認の場合アルバイトがOKというものを採用して、昨年未から、正月ですね、アルバイトに従事したりしていることもあります。2つ目に、今、お二人とお話をさせていただいてるのは、3年後自立して生活できるような事業展開をしていくということで、起業というものを視野に、いろんな形で地域に入って調整をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ちょうどきのう、3時から5時ですか、4時半か、読売テレビで沼島の、ちょうど吉本が来られてやった取材を流されてまして、この2人もよう映って大活躍されてました。ぜひ、先駆者でもありますんで、あとまだ地域おこし協力隊を次のほかの地域にも入れる計画でおると思うんですけども、やっぱりそれにつながるようになっていかないと、次の人も見つからんの違うかなと。やっぱり、最初の事例としてしっかりとサポートしてあげて、今、起業とか考えとるということで、そこもぜひ成功するようにもって行って、定着できるような事例をつくっていただきたいというふうに思いますけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） そのとおりだと思いますし、私どもあるいは地域の皆さん方も、晩ごはんを一緒に食べるとか、お魚をもっていくというところから、合わせて今後どういう沼島での起業ができるかというものも相談をされておりますので、口で言うのは簡単なんですけども、それを目指して進んでおります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書では、71ページになるかと思うんですが、吉備国際大学誘致推進事業ということで、これの整備補助金が8億3,300万円ということですけども、以前も予算であったか一般質問であったか、ちょっと今覚えておらんのですが、補助金についてはその実際の使途、どのようなものに使われていったのか、その成果がどうであったのかという、この補助金の使い道に対しての成果ですね、これも具体的にもう少し資料としても持つべきじゃないかと。老人クラブにしましても、その他の団体に補助金出した場合に、明細書はしっかりとついてくるというように思うわけですが、この大学誘致についても、同様な成果報告、実績報告というのはされておるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 整備面、それから連携面でいろいろとこちらのほうからも検査に行ったり、またいろんな相談をしたりということをしていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、報告書としてですよ、領収書であったり、明細書であったりというものは、出されているかどうかということをお尋ねしとるんです。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 企業誘致課の北川でございます、よろしくお願いいたします。

順正学園のほうから、3月15日付で決算の報告がございまして、それから18日に、うちの企業誘致課と市長公室のほうで、学校のほうにおきまして実施検査を行いました。検査いたしました結果、順正学園のほうで寄附行為、また備品それらに関する要項を設けてございますので、それらに照らし合わせまして検査をしました結果、適正に行われておりました。また、私どものほうも、申請書と備品類一式点検をいたしました。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、その資料は情報公開としては見られるというものだろうと思うんですけれども。どうでしょうか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 情報公開していただければ、見せられるところはお見せをいたします。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 見せられるところということなんですが、補助金の使い道ですので、そんなにややこしいところはないと思うんですよね。それ、分量はどれぐらいになるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 中のバインダーで、1冊ございました。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 バインダーといっても、薄いものから厚いものまでありますよね。きょう我々がもらってる決算書大変分厚いですし、もう少し小さいものなのか、どんなものなのかちょっとよくわからんのですが。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 普通のフラットファイルの厚さで申しますと、3つから4つ分ぐらいでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、ページ数でいくと、200ページから300ページぐらいあるということですか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） ちょっと、ページ数ではよくわかりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 8億円ですからね、工事の明細にしても、備品の明細にしても相当な量にはなるかとは思いますが、情報公開の対象ということでもありますけれども、どんな部分が、それを見とって出せない部分だというふうにお考えでしょうか。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 実施検査をいたしましたところ、明確にされておりましたので、問題はないかと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、開示請求すれば全部出せるということですね。

○廣内孝次委員長 企業誘致課長。

○企業誘致課長（北川真由美） 内容をよく検討いたしまして、個人情報とよくこちらのほうで相談いたしまして、お見せいたします。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 恐らくは、実印の陰影とかそういうのはだめだろうと思うんですけどもね、そういうのがあればですよ。実印の陰影とか、個人の所得とかが類推されるような資料はだめかとは思いますが、事業実績として適切に出されてるということについては、いけるのではないかとというのが私の基本的な考え方なんですけども、一般的にはどうなんですか。そういう、補助金についての開示資料として似つかわしくない、出せないものというのは、一般的にはどういうものがあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 一般的にも、ただいまおっしゃられたように、個人情報は確かに非開示情報でございます。あとは、その内容によってまた十分検討させていただいて、判断させていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 59ページの、ふるさと納税高額寄附者記念品という欄がありますが、このいつも高額寄附者記念品を渡される場合の、高額寄附者の対象金額は幾ら以上にしているんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 100万円でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回、7,400円ということなんですけど、24年度の対象者は1人ですか2人ですか、何名ですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 2人でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これを、私がいつも言ってるのは、高額寄附者の対象100万円というのを、寄附者を対象にして2,000円控除額分を記念品としてやったらどうですかと、いつも言いよるわけです。そういうことを言っておいて終わります。わかっていると思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それから、67ページの、離島航路補助金なんですが、このたびは離島振興法が改正されたと思うんですね。それで、灘地区が離島から切り離されて、対象から外れたということなんですが、この離島航路補助金、これは恐らく沼島汽船であろうと思うんですが、この航路補助金の対象は何を対象して補助金が出とるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 運営費でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 運営費ということになりますと、これこの4月でしたかね、沼島汽船は新造船を竣工させたと思うんですが、この新造船の補助はまたこれとは別であったと思うんですが、この新造船の補助と、離島航路補助金というのは、国の出は同じですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 新造船も対象となっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 新造船の対象も、この補助金の中から出とるわけでないでしょ、別でしょ、別枠でしょ。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 離島航路につきましては、全て積算をして、その中でどれだけが対象になるかということで、約7割5分前後ないしは8割程度入ってくるわけですが、その中で運営利益、営業利益、運行費用、それから営業費用、その他全て積算をして、その中で国とのヒアリングの中で決定していくと。今、御指摘の新造船につきましては、旧造船を販売して新造船をつくるというような形の中で、それらも含めて対象になるならない、あるいはどれだけ交付金を交付するかというのを個別にしております。ですから、全国では半分ぐらいのところもあれば、沼島の場合は営業努力が非常に進んでるということで、7割、8割の交付金をいただいているという現状でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 この補助金というのは、市は国からのトンネルですか。市は随伴しとるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 全体の欠損額から、市の支出を決めていく、いわゆる交付税がどれだけになるかのあとの残りを、市としてどう出していくかということですので、例えば24年度につきましては、実質欠損額は9,440万円余りでございます。国の交付税が7,620万円余りでありますが、市が1,822万円余りの支出という形になっておりますけれども、来年度その新造船等も踏まえて、1億2,600万円ほどの欠損が出てきてまいります。今、試算では九の交付税が8,300万円程度、市のほうが4,200万円程度出さざるを得んのではないかというような議論に入っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、課長、この沼島汽船というのは、平たくいえば赤字、赤字部分は国と市とで埋めて、いわゆる突く引く、損益計算ゼロと、常にそういうような形でやっていくということなんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 県も含めて、そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうなってきますと、沼島汽船に対する監査はどないなってるんですか。監査を正しくしとかんと、いわゆる欠損金に対する充当額というものが正確に出ないでしょ。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 当然、株式会社でございますので、所定の決算を提出され、それから国も含めて監査をしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、離島航路ということについて、余り私も詳しい知識はないんですが、ある意味では国と県と市が沼島汽船に指定管理して、赤字は公の部分で埋めますよというようにもとれるわけですね。これが、何か民間会社と言えないようにも思うんですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 離島航路につきましては、例えば一つの離島に2つの会社、3つの会社がある場合は、こういうシステムはありません。家島の場合は、確か交付税はなかったと思うんですけども、一本になりなかつ非常に苦しい状況の中で、所定のいろんな議論の中で経営改善とかその他いろいろな努力をされた結果、やはり島民の足として確保しなければならないというのが離島振興法の趣旨でもありますし、その他の趣旨でもございますので、今申し上げてる金額が、国の中で議論の上支出していただいているということになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、言われたことはようわかってるんですが、ということになります

と、過去の例において非常に大きな欠損が出たにもかかわらず、その場合でも全額、国、県、市で補填されたというケースはありますか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 額が相当というお言葉について、どれが相当かわかりませんが、過去においては、18年度1億1,600万円余りが最高値になっております。それ以降、若干の減りの年もあったんですけども、お客様の伸び、それから経営改善、社長さんの給与も相当下げております。そういうような中で努力を認められて、こういうシステムに乗った支出というような形になってると理解しております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そうしますと、先ほど言いましたように、公が会社を監査するというのは当然であります。経営改善等を国、県、市等が言える立場にはあるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 当然、島民の足をいかに確保するかが目的でございますので、先ほど監査という言葉を使ってしまうけれども、株式会社の中では監査役において、検査という言葉にかえさせていただきますが、それを繰り返しながら、中身の経営まで入り込んで、協議をしているということになるかと思えます。

○廣内孝次委員長 ほかに。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 61ページですが、友好市町の交流ということで、附属資料を見ますと、平成24年度、44ページですね、派遣団体の申し込み及び国内の姉妹都市、友好市町からの民間交流は本当はなかったということですが、その理由、原因は何なんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 過去23年度においては、サッカーの交流、あるいはこちらのほうに少年サッカーの交流で行ったり来たりというのがあったんですけども、24

年度に関してはありませんでした。その原因につきましては、はっきりしたことを追求しておりませんが、予算面、それから雰囲気といいますか、今までの経緯の中での状況というふうに考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、サッカー1チーム、親も一緒に北海道友好市町ということで訪問した場合の経費に対して、どれぐらいの補助が出るんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これは、高校生以下の対象にしております。大人の分は、基本的には出さないようにしておりますけれども、上限50万円の2分の1ということでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、行くにあたっては、大体2泊3日なりを使って飛行機で行って、子供一人当たり幾らぐらいかかるのかなど。それに対して、足るのか足りないのか、保護者の負担が多ければ、ほかにもいろいろあって、なかなかそちらに足が向きにくい、子供のことはいい、お金がかかれば向きにくいという現状もあるんじゃないかというふうに思ったわけなんですけどもね。そういった視点からの捉まえ方はされてないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 基本的には、2分の1ということで自己負担、受益者負担も考えていただきながら、支援していくということで対応させていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 我々も、つい夏に行ったんですけども、いろいろ大人と子供の費用違うかもわからんですけどもね。我々は視察研修ということで、大体一人十二、三万円かかって行ってるんですよ。2泊3日で行けばね。安い航空運賃を使ってなんですけども。やっぱりそういうことから言えば、子供で半額になるのか3分の2になるかわからんですけども、やはり半額で10万円かかったし、半額5万円の負担で、友好市町とはいいなが

らも、なかなかそういうサッカーの練習試合ぐらいの交流であれば、もうちょっと近くで
と思う親が多いと僕は思うんですよ。その、子供に限らずですね、大人のほうがまだもう
ちょっと負担は出せるのかなというようなこともあるんで、こうした事業というのはもう
少し見直しをして、幅のある友好市町の交流を考えていくほうがいいんじゃないかとい
うこと思っとるわけなんですけども、そういった点はいかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 個人的には、そういう考えも持つときもあったわけなん
ですけども、やはり全体の補助金のバランス、あるいは行財政改革の中での位置づけも含
めまして、最終的にこういう結果にさせていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それが問題や言うとるんです。実績がないということは、問題がある
から使えないんですよ。使えるようにして、友好市町の交流というのは大事でしょう。大
事だと思っんですよ。それができない事情を見れば、やはり子供がそこまで負担せんなん
の大変だという親の事情もあって、使い勝手の悪いものになってるんじゃないかというこ
となんですよ。総合的にしんしゃくをしても、使えないものをおいとったって仕方ない、
使えるようにするのが仕事じゃないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 委員御指摘のとおり、友好市町は当然大事なことであり
ますし、過去においても、交流によっていろんな視野を広げる、あるいは友達との文通も
されているというところも聞いたりします。重要性は非常に理解しておりますが、現状に
おきましては、現在の事業展開ということにさせていただきたいと思ひます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 担当でしょ、使ってもらって何ぼでしょ、あなた方の仕事は。違うん
ですか。使えないものをおいとったって仕方ないんですよ。それで、実際に大事なことだ
とわかるんならば、子供だけではない幅の広い、子供だけの交流ではないと思っんですよ
ね、友好市町というのはね。やはり、これは大事だというならば、やはり幅の広い対応を
していくと。子供の負担が大変ならもっと補助率を上げるとか、何とかしてやっていかな

いと、せっかくおいとるものが意味が出てこないんじゃないかということをおもうんですよ。文化団体の交流も、この秋にはちょっと考えられてるということだったんですけども、これは大人だから、文化団体の交流だったら補助はないと。しかし、民間レベルでは何らかの形で交流もそうやって継続されてる、民間だけじゃない文化団体という公的なものでも、交流というのは事業としても考えられている、これは大事なことやと思うんですよ。それが、やはり今の友好市町の考え方の中で、交流を図っていくというのが大事やと思うんです。

それともう1点、その点はやはり十分に考えていただきたい。これは、今後の政策的な課題なので、きょうはこのぐらいにしときますけれども。文化交流ということで、例えばこの成果として、友好市町というよりは、アジア各地の人々にとりするような格好になつてくるわけですけども、アジアの人たちとの友好市町の交流というのは今あるんですか。友好市町の提携をしとるところは、アジアでどこがあるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 淡路島全体ではございますが、韓国南海郡のところと淡路島と、ことし5回目を行ったわけですけども、サッカー交流を中心にしております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうした、アジア南海郡との交流では、そういう上限50万円の2分の1助成はあるんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） これは、人は各市から出て対応しているわけなんですけども、いろんな寄附あるいは他の補助金をあてて、対応させていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いや、何か気ままに使ってるような感じがして仕方ないんですね。こうやって、友好市町、姉妹都市との提携が今アジアとはあるということであれば、そこ交流する場合だったって、これ補助金使える対象になるんじゃないんですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 委員御指摘の、50万円の補助金につきましては、あくまでも南あわじ市との姉妹都市、友好都市に限定をさせていただいています。今、申し上げた、韓国等の交流につきましては、淡路全体の話として今後も適切な対応が進めるように、各市とも調整をさせていただきたいというふうに思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 何かね、突っ込んでいけば矛盾がかなり見えてきますね。これ、友好市町との交流といいながら、今は広域行政として連携をとって、幅の広い交流をしているというようなものを、取ってつけたように説明使っているように聞こえるんですね。やはり、友好市町との交流と、事業の評価とはちょっとずれると思うんですよ、そこはね。友好市町というのは、ここに書いてあるように、対象となる派遣市町ということで、新ひだか町、平取、葛巻、大野、糸魚川とはっきり明確にしておりますわね。こことどうできたかということが、成果としてもう少し出されるべきじゃないんですか。きっちり書かれないといけないんじゃないかと思うんですよ。いかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 成果が上がるような手法がどうかということで、内部でも再協議をさせていただきたいと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、言いよることが違うんですよ、答えが。全然違っとるんです、答えがね。あくまでも、友好市町としてどういうことができて、どんな成果が上がったかということがこの事業費の総括として出てきてほしいと。できてないんやったらできてないで、改善するというのを議論するのが決算委員会の役割や思うんですよ。もう少しわかるように、その成果についても誠実に評価をして、成果とそして問題点とが担当としてもつかめて、次の予算の作成の中でそこを踏まえて新年度予算を考えると、こういう回転というのか、そういうシステムが行政には必要なんでしょ。それが必要やと思うんですよ。ですから、客観的にできるだけ成果、実績については総括をしていただいて、次年度に生かしていく、そういう誠実な姿勢を見せていただきたいということを言っとるわけです。いかがですか。

○廣内孝次委員長 市長公室課長。

○市長公室課長（喜田憲和） 委員御指摘のとおり、本来の目的は何かというものを再度顧みながら、適切に予算を執行できるような状況をつくり上げていきたいというふうに思います。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。
再開は2時10分からといたします。

（休憩 午後 2時00分）

（再開 午後 2時10分）

○廣内孝次委員長 再開します。
ほかにごいませんか。
印部委員。

○印部久信委員 ちょっと、75ページの、これはぜひ聞いてほしいと言われとることなので、お聞きしたいんですが、この投票所事務賃金の短期雇用賃金というのは、立会人の経費のことを意味しとるんですか。

○廣内孝次委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 総務部長兼選挙管理委員会書記長、入谷でございます。
短期雇用賃金につきましては、期日前投票における臨時等の雇用賃金でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 投票日当日の立会人さんの賃金も、この中に含まれておるんですか。
別にどっちでも構わんねん、この関連で聞きたい。

○廣内孝次委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 立会人につきましては、報酬におきまして支出をいたしております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、この関連で聞きたいんですが、何年か前か正確に覚えてませんが、投票所が3分の1ぐらい削減されたんですね。そのときに、削減の理由はこの公の本会議場とか委員会ではなかったんですが、自治会長さん等に聞いておりますと、投票日のときの立会人さんを選ぶのが、自治会としてなかなかかなわんというような自治会もあったようです。私は、その投票所が3分の1ぐらいに減ったときに、そのことも一つの原因かなというふうに思ったんですが、あんまりこういうことで投票所を減すというのはいかがなものかと思って、よう聞かなんだんですが、我々議員にとっても誰にとっても、選挙される者にとって投票所が多いほうが、投票率が上がっていくのが当たり前であって、我々はそれは望ましいんですが、投票の立会人に行ってきた人に聞きますと、今、投票が7時から8時までやったかな、13時間ありますね。行ってきた人に聞きますと、やっぱりこの13時間というのは大変苦痛のようです。それで、私も正確なことはわかりませんが、1日を2人で交代制でやるというようなことはできるんですか。また、やっつるところがあるんですか。

○廣内孝次委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） 4年前、5年前にもした同じ議論ということになるんですが、21年2月の市長選挙から、従来、投票管理者に加えて立会人を3人であったところを、法令上2名以上という規定に基づいて、2名ということにさせていただいたところでございます。それで、これにつきましては、管理者は1日ぶっ通しでやっていただくということなんですが、立会人につきましては、運用において前半、後半に分けてもいいということの中でやっておりまして、その旨はその立会人選任のときに各地域へ案内もしておるところでございますが、実際に途中でかわる投票所も相当数ございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それで、今、部長言われたように、途中でかわるというところも相当数あるということですね。私はね、これ本当に立会人さんも、結構我々想像している以上に大変らしいんですね。できたら、そういう交代制もいけるということも、自治会長さんには十分公告してあるんでしょ。ですから、そういうようにやってもらって、そういうようになれば投票所の立会人さんもまず確保ができるということになってきたら、前から言いよるように、我々選挙される者にとつたら、やっぱり投票所が多いほうがいいんであ

って、別に以前の投票所以上にふやせという気はありませんが、やっぱり投票率を上げるための一つの方策として、この期日前投票とかいろんな方策を講じて、あの手この手を講じて投票率を上げるのを躍起になっとなのに、一方では投票所を減らすという非常に矛盾したことが行われとるんですわね。やっぱり、それではいかんと思うんです。立会人さんの確保が以前より容易になるのであれば、やっぱり投票所をふやしていくようにしていくのが、民意の反映をより広く聞く立場の者として当たり前でないかと思うんですが、部長、いかがですか。

○廣内孝次委員長 総務部長。

○総務部長（入谷修司） これも、4年前、5年前と同じような議論になります。当時、南淡、西淡については投票所非常に多くって、緑、三原はもう統合されていたというようなことも受けまして、その均衡化と不公平の是正、合わせて選挙事務の合理化を図っていかうと、合併以来検討したところをございまして、選挙管理委員会は21年6月に投票所の基準というのをつくりまして、それに基づいて投票所数を決め、また具体的な投票所の場所については、やはり自治会と相談しながら進めているところをございます。それで、私4年前にも選管の書記長をしておりまして、今回また選管の書記長ということでございまして、この問題につきましては、選挙管理委員会のほうで、今年度に入りまして慎重に審議をさせていただいたわけをございますが、選管といたしましては、21年6月2日につくりました基準、これに基づいてやっていかうという選管委員4人の合議がなされておるところをございますし、そこらのことにつきましては、自治会のほうにもまた御意見等もお伺いする中で、そういった方針で現在進めているところをございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、部長言われたことは、私は意見が全く違いますね。選管は選挙事務の合理化のためとかいうことで、投票所を少なくするというのも一つの要因のように言っていましたけど、選管は選挙事務の合理化とかそういうものを第一義に持つておるのか、民意の反映をいかにして広く反映できるようにするのかという、視点が違うと思うねん、視点がね。そうでしょ。一方では、投票率を上げるために躍起になって運動してるポジションがある、一方では選挙の事務の合理化やいうて、相反することを言いよるねんね。どれが正しいんかというんやな、事務の合理化よりも民意の反映のほうが正しいと思いますよ。私はそういうことを言うて、これはもうこんなところで言うても水かけ論であれですけどね、やっぱり民意の反映という視点で考えてもらわんと、選管は事務の合理化とかそれを第一義に考えられたら、それはもう今の民主主義の世の中として考え方が逆行しとる

と思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 55ページなんですけれども、この顧問弁護士の委託料が201万6,000円と。それから、67ページになりますか、生活相談ということで、いろいろ無料の法律相談プラス、ここには弁護士会の負担金ということで10万円ほど出るということで、幾つかお伺いしたいんですが、この顧問弁護士の業務範囲というのか、どんなような内容を依頼をしておるのか説明いただけますか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、55ページの顧問弁護士委託料の件でございます。この件につきましては、顧問弁護士、今、2名選任させていただいて、相談等々乗っていただいているわけでございますけども、市に対する訴訟がございましたら、それに対応するようなことが主な業務となっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 訴訟が起こった場合は、訴訟の別の費用が発生しますね。そうすると、相談活動というのか、いろんな行政相談、法律相談を市としても行って、顧問として参考意見をいろいろ言ってもらおうということがメインのものになるんでないかなというふうに思うんですけども。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） ちょっと説明が足りなくて、申しわけございません。中身がですね、顧問料と相談料というのがございます。顧問料というのは、先ほど言います訴訟等起こった場合に、いろいろその相談をさせていただく顧問料。それと、相談料というのは、市民に対する法律相談に対する相談料でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 法律相談は、月2回の年24回ということでなっております。この弁護士の顧問料が高いか安いかわからないのは、ちょっとこれもよくわからない。その事務所によって、いろいろ差があるんだろうなと、持っている弁護士さんの数によっても違ってくるんだろうなと思うんですね。今2名ということですが、これは事務所に対して結んどるんですか、それとも2名の弁護士さんと直接結んどるんですか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） それぞれの弁護士個人に対しての、顧問委託ということでございます。ここで出ております、ちょっと詳細を申し上げますと、201万6,000円というのが委託料の決算額でございますけれども、月額に換算しますと、一人当たり8万4,000円で、内訳は顧問料が5万2,500円と、相談料が3万1,500円、かける12カ月の12名というので、201万6,000円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 私の感覚なんですけれども、複数の弁護士さんを持っているような事務所と契約をしていくほうが応用がきくというのか、臨機応変の対応がされやすいのではないかなと。恐らく、一人でやれる量というのは限られてくるので、訴訟が起こった場合でも、弁護団つくったりをしないと対応できないようなものもきつと出てくると。そうすると、やっぱり個人の事務所よりは、もう少し大きなものの方がいいのではないかなということを感じるのが1つと。それと、個人事務所というのは、やっぱり件数も少ないのか多いかわからないんですけども、非常に弁護士さんの格によって料金が違うというのか、いざ相談に行って文章一つ書いてもらうにしても、非常に高くつくのではないかなというように声を、無料相談に行った方からも何件か聞いとるんです。現状ではね。行ったけど、お金ようけ払って大変やったというのを聞いて、その相場がどこにあるのかというのがこれもわかりにくいので、病院とかであればもう診療報酬というのは決まってるわけですけども、個人の場合というのは割と幅があって、先日も別の弁護士さんのところへ相談に行ったら知らん間に契約書にサインをさせられて、法外なお金を請求されてびっくりしたいうてね、そういうような例もちょっと聞いたりも、実際にそういうところに立ち会ったこともあったんですけども、それは解決しましたけどもね。やっぱり、その相場がどこにあるかというのなかなかわからないわけなんですけれども、現状で率直な声として聞かれるのは、非常に無料の法律相談だったけども、実際に相談に行ってやってもらったり、書類書いてもらったりする費用高かったと、こういう声を聞いとるんですよ。そんな意味で、いろいろ考え方はあろうかと思うんですけども、個人事務所よりももう少し大きな、何人

かの弁護士さんがいらっしゃるような事務所のほうが安定的にいろんなことができるのではないのか、訴訟が起こった場合に、事件が起こった場合があるなしにかかわらず、そんな印象も持つとるわけなんですけども、その点どんなふうにお考えでしょうか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） 先ほど、個人と申し上げましたけども、当然その弁護士事務所に入ってるわけでございます。その、契約を結んでの方が代表の弁護士の場合でしたら、当然それをサポートする弁護士さんもいらっしゃると思いますし、大きな事案になりますと、当然その方々も含めてその案件に対して回答をいただけるというようなことと理解しております。

という、また費用の面につきましては、従来日弁連の報酬規定があったんですけども、それが公取委のほうからカルテルになるということでそれが廃止されましたが、ただしその日弁連の基準が、今もそれぞれの弁護士による基準に反映されてるということになっておると聞いてございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一応、建前的にはそうだけども、実際に相談を受けて、相談に乗ってもらって、こうしようということを決めて発生した費用は思わず高かったと。また、もうちょっと近くのほうがよかったとかね、大阪の方ですか、顧問の弁護士さんは。もうちょっと近くのほうがよかったとか、神戸にもたくさん法律事務所もあるんですよ。うんとあると思うんですよ。だから、大阪もいいんだけど、兵庫県には立派な先生方おられるというふうにも聞きますんで、考え方というのももう一回見直してみてもうどうかなということと、今おっしゃられた弁護士さん2名というのは、名前を教えてくださいませんか。

○廣内孝次委員長 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） まず、大阪市のほうで小田耕平弁護士、神戸市で俵法律事務所
の寺内則雄弁護士。
以上でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

② 民生費

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、次ぎに、款 3. 民生費、ページは、80 ページから 105 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 これは、藤本部長にお尋ねするねんけど、新婚世帯家賃補助金に関して対象人数と、結論から言うたらね、前回の一般質問で部長させてもうてんけど、新婚世帯に対する家賃補助、それはもう非常に私はええねんけど、定住化で前回の質問でさせてもうてんけど、新築してこっち側で住む人に対してこれに見合うようなことをして、やはり人口ずっと定住していただくような施策のほうがええんではないかと。でないと、家賃補助やった、こっち側で切れたらまた洲本市のほうの賃貸へかわったり、あっち行きしたりされたって困るので、こっち側で建ったときに、そういうふうな見合うような補助をしてほしいという一般質問をさせてもうてんけど、そのとき部長は検討します言うてんけど、検討した結果、今年度の予算で反映していただけるような計画はありますか。

○廣内孝次委員長 谷口委員、ページ数。

○谷口博文委員 103 ページ。

○廣内孝次委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 健康福祉部長の藤本でございます。

新婚世帯の家賃補助ですけども、平成 24 年度の実績といたしましては 243 件。それで、補助金総額が 2,107 万 5,000 円ということでございます。先の一般質問で、委員からそういうふうな御質問がございました。いろいろ、そういう定住化等に資する事業ということで、いろんな手立てがあろうかと思えます。洲本市がやっておる、そういう新築家賃に対する、また土地の取得に対する補助というようなことも、定住化対策の一つであろうかと思えます。そういうところも検討させていただきますというような答弁させていただきました。今、検討中ということで、広く何がええのか、また今やっておる事業の検証も含めまして、また来年度予算の予算要求するのに検討していきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、市長、ちょっと市長のお考えを、新婚というか、家賃補助も結構なんやけど、新築したときに、今この新婚世帯に対する補助金程度の、例えばもう一人たん家建ってもうたらずっと南あわじ市民でやっていただけるので、3年でも5年間でも固定資産税の減免とか、そのあたりちょっと市長考えていただきたいねんけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 市長。

○市長（中田勝久） 私自身、まだ具体的にどんなんがええかということは考えておりません。今、担当部長が、そのようなことをこれからもいろいろな角度から検討してみるということでございますので、そういう検討資料を踏まえて、またどういふものを新たに、また今までのもので、いろいろと今までの実績、効果等も再検討するものもあろうと思っておりますので、担当部とよく相談をしていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 少子対策、子育て支援のため、何とかお願いいたしまして、終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 83ページの、コミュニティバスの運賃助成ということで、860万円ということで出ております。ここの成果として、実績表では102ページですね、附属資料の102ページ見ると、利用者が17%ふえたということで、この事業が成果があったという評価をしとるわけですが、これ25年度にはこれがちょっと変わってるんかな。どうでしたか。高齢者と障害者への運賃助成ですね。これ変わってなかったかな。24年度は成果が上がってよかったというふうに読むんですけども、助成基準って変わってませんか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません、質問もう一度お願いできませんで

しょうか。

長寿福祉課大谷と申します、よろしくお願いいたします。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 コミュニティバスの運賃助成というのはどういうものですか、そしてら。24年度の分は。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） コミュニティバスの運賃助成につきましては、高齢者にあたっては、半額の補助をさせていただいてるところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは今でしょ。24年度は。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 24年度につきましては、光交付金の関係で、全額補助をさせていただいたところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで利用増ができた。これ、さっきも総務のほうでも聞いてもよかったんですけども、25年度は利用者が減ってるんでないかなというふうに思ってるんですけどね。これ、実績と比べて、今、現状どんな動きをしてますか。24年度の実績に比べてね、25年度どうですか。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 75歳以上の利用者については、35%から40%ぐらい落ちてます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 35%から40%ぐらいの落ちということですね。全体的にはどうだったのかな。先ほど聞いてもよかったんですけど。

○廣内孝次委員長 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 全体的には、総務委員会等でも述べさせてもらっていますが、今現在では前年度91%ぐらいの数字になっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、全体では9%ぐらい減だけれども、高齢者の利用がかなり、三、四割近く減ってるということですよ。今の数字を聞けばですよ。やはり、このらん・らんバスの利用者というのは、やはり特に交通弱者といわれる方々であって、しかも高齢者にとっては非常に便利な乗り物であるということであったわけですが、利用者が35%から40%減ってるということになるのであれば、やはりそのこうやって24年度の決算で伸びていたものが、逆に25年度の上半期ぐらいで相当な減少があるという現状から見れば、やはりこれもう一度この中身を考え直していく必要があるんじゃないかなというふうに思うわけですけども、この決算、25年度の動きなどを見てどんな印象をお持ちですか。これは誰に聞けばいいんだろう。担当に一回聞いてみまじょうか、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 決算の内容につきましては、ちょっと私のほうではわからないんですが、利用につきましては、停留所とかいろんな意味で、利用するエリアにしにくい部分があるのではないのかなというふうに思っています。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算の内容がわからないというのは、ちょっとおかしいように思うんですよ。コミュニティバスの運賃助成の事業で、17%利用増が23年から24年にかけてあったと、これは評価すべき実績というふうに思うんですよ。担当されてる、健康福祉部の長寿福祉課としては伸びてもらおうほうがいいわけですよ。減るよりは伸びてもらおうほうがいいと思うんですよ。でも、実際に25年度来たら、これ来年の決算の議会の中で

は、利用者が減ってどないなるんや、どうやったんやいうて、また担当変わって私わかりませんではすまんと思うんですよね。この点ね、やはり健康福祉部としてどう考えるのかと。これは、ダイヤを変えてくださいというふうに健康福祉部はいうのか、路線を変えてくださいというふうにするのか、それとも薄くなった助成を少しまた足して、利用者に喜んでもらえるようにしようというふうにするのか、この3つを出した場合どれになりますか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 先ほどの話で申しわけないんですが、八百六十万幾らというのが出ておりますが、高齢者が利用するエリアにつきましては、運行の委員会等がアンケートなどをとりながら、適正な位置を決めていただけないのかなというように私は思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 健康福祉部、長寿福祉課の職員、課長、担当として言うことはないんですか。高齢者が利用しやすいような状況をつくってほしいということを使う、内部的には言えないんですか。お任せなんですか、全部。あなた、予算編成をしていくときに、どんなような予算の要望をしていくんですか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 予算の要望につきましては、実績によりさせていただきわけなんですが、公共交通の委員会の中にも、高齢者が含まれておりまして、その中で委員さんが意見を述べられ、適正なことを進言していただけないというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 担当として、どういう立場でこの予算をつくるんですか、そしたら。この、運賃助成事業というのは、コミュニティバスの審査会で決めてくるんじゃないでしょ。これは、予算を編成していく上で提案をしていくのが長寿福祉課じゃないんですか、所管がやっていかないとどこがやるんですか。誰がどこで要望を出していくんですか。この事業について。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 予算につきましては、前年度の実績を踏まえてということで、上げさせていただいておるところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、実績が悪くなっているのに改良を加えたり、福祉サービスを充実させようというふうには思わないんですか。実績を踏まえるというのはどういうことなんですか、例年どおりやればいいということですか、ただ数字を上げればいいということですか。どういうことなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 ちょっと蛭子委員、平行線ですって言ってますんで、一応、いかがでしょう。

市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 高齢者の運賃助成の関係なんですけど、これもその前にも述べさせてもらったかもわかりませんが、地域公共交通検討委員会、ここでも2年かけていろいろもんできました。その中で、やはり75歳以上の方については、その当時は100円の料金というようなことで、やはり100円であれば、ある程度受益者負担もお願いしたほうがいいというのがかなりの意見でございました。そういうふうなことで、25年度の4月からのものについては、その75歳以上の方に御負担を願うところというところがございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 担当課長がそういうふうにするんですけど、部長はそういうふうには考えますか。

○廣内孝次委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 課長も言いましたけれども、このらん・らんバスの運行運営につきましては、市長公室のほうが所管をしております。今、検討会議とかそういうところでいろんな方々の意見を伺いながら、この料金体系につきましても、こういう高齢者、障害者に対しての補助も検討されてきたところございまして、担当部署としての意

見ということでございますけれども、やはり高齢者等のそういう利用料の助成も、助成と
いいますか、そういう基準も一般の方よりも当然安い運賃で利用できると、そういうこと
でございますので、25年度から新しく運用しとるところでございますので、今しばらく
はこういうところの見きわめは必要かなと思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 先ほども、友好市町でも言いましたけれどね、やっぱりせっかく成果、
実績というものを出すんですから、この出して終わりじゃなくて、成果なり実績なり評価
して、よりサービスの上がるものに変えていくと、これが決算の評価じゃないかと思うん
ですよ。そのところをしっかりと、決算の意味合いをもっと捉えてほしいと、誠実に対
応してほしいと、これはどの部門に対しても言いたいことなんですけれども、所管として
これを見て「減ったな、はあはあ」ではすまんと思うんですよ。やっぱり、このことに痛
みを感じてほしいと、どうしたらそういう高齢者福祉ができるのかということをしかり
と考えていただきたいということを指摘しておきます。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 もう簡単に、103ページです。通勤・通学交通補助金やけど、これ
も毎回私も、ちょっと定住化のために、通勤・通学補助金もっと引き上げたれ引き上げた
れいうて、1,300万円ほどだったのがこれが増加しとんねんけど、この辺はやっぱり
それなりの利用者の増があったわけですか。

○廣内孝次委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 少子対策課の田村でございます、よろしくお願いたし
ます。

この、通勤・通学補助につきましては、毎年申請数が増加しております。周知も図られ
てるとともに、やはり定住促進の効果は年々出ているかと思っております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、こっち側で居を構えて、住居を構えて阪神間のほうへ通勤とい

うかその辺の利用と、それと学生が通学するのというたら、比率でしたら、学生がこちら側で親御さんのところから通学しよんのか、それとも南あわじ市に子育て支援が充実しとるといふことで、住宅を建ててくれて阪神間へ通勤しよるのか、その辺はどちらのほうがウエイトが高いんですか。

○廣内孝次委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 定住促進といえども、これについては新たに住宅を建ててといふところまでは、調査なりそういうところはしておりませんが、やはり住所をおいたまま、申請条件として市内定住というのが要件でございますので、市内に住所をおいたまま通勤・通学、高速バスを活用した中でされているところが大きいところやと思います。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これも質問で、私も再々させてもうてんけど、1,300万円から3割から2割になったりとか、要は補助率が3割から2割になったりしながら、1,300万円ぐらいでなかなか増額していただいへんねんけど、これ今の補助率というのは、2割なんですか3割なんですか。

○廣内孝次委員長 少子対策課長。

○少子対策課長（田村愛子） 学生につきましては、島外が3割です。島内が2割。通勤者につきましては島外2割、この率で補助をしております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 わかりました。頑張って、もっとお金つけたってください。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 92ページの、人権啓発事業費で、支出済額一千万飛んで何ほと、それから不用額が200万円台がありますが、率にして2割ぐらいになるんですが、この理由をお願いしたいと思います。

それともう1つは、同じように、102ページの生活保護総務費が3,600万円台、それから不用額が450万円ほどあります。非常に率が高いと思うんですけども、理由をお聞きします。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 市民課の塔下でございます、どうぞよろしくお願ひいたします。

先ほどお尋ねのありました、人権啓発事業費の不用額についてでございますが、主なものといたしましては、給与、職員手当の変更によるものです。そちらのほうで130万円弱でございます。あとは、報償費1名分の24万円、また人権研修負担金の不要分28万円ほど、それが大部分なものでございます。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 福祉課の鍵山です、よろしくお願ひします。

440万円の減ということですけども、これは人件費にかかる分が約200万円程度と、あと委託料、電算関連委託料が減額となっておりますところでございます。

○廣内孝次委員長 登里委員、よろしいですか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 82ページから85ページにかけてということで、障害者福祉の関係なんですけれども、障害者福祉、きらら・ウインズの指定管理ということで、事業をされておると。これの、委託料として1,900万円出されとるわけですが、やはり自立支援という中で、自立支援に向かう事業所なり、いろいろタイプはあるかと思うんですけども、実際にこのきらら・ウインズから卒業なりして、違う事業所で自立的に働いていけた例というのは、この間の成果として見られるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） ウインズからの就労に移行した、完全に移行したという方はございませんけども、部分就労の方、ウインズとあと別の場所で就労しながらという方が、3名の方がいらっしゃいます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 部分就労の形態はわかりますか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 部分就労では、これも就労の事業になるんですけども、就労継続A型の事業所で、森の木ファームというところがあるんですけども、そこで就労して、そこでは短時間で、残りの時間をウインズというような就労の仕方をしております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、A型とはいいながら、メインはきららということになるんですか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい、メインはウインズ及びきららということです。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 基本変わってないと思うんですけども、その働いての時間給に直したときの得られる収入と、それから障害福祉年金と足すと、どれぐらいのものになるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 障害年金は、ほとんどの方が2級の年金を受けておられるんですけども、年金額が六万数千円だったと思うんですけども、あとその上に加えて月額の手賃ですけども、24年度の1年間で最高の方が1万8,970円、これ月額ですけども、最低が60円となっております。合計はしておりませんが、最低と最高の方には相当な開きがございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういう状況ということですからけれども、今後その就労に移行していきけるような見通しというのはどんなようになってますか。企業ですよ、そういう職場というのか、近くにそういう雇用を確保するような企業であったり、また雇用を確保した場合、企業への支援であったりというようなことについてはどうなってるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 企業への支援については、細かいところまでちょっと答えることはできないんですけども、ただウインズのほうで就労継続B型とか、自立支援訓練とか、生活訓練を経て就労移行支援を3年間経て、それで一般就労になるかと思います。B型で、今、利用されて即一般就労というよりも、就労移行支援等で段階を踏んで企業のほうにということであれば、そうやって就労に結びつけていくのかなとは思いますが。

○廣内孝次委員長 ほかに何か。
原口委員。

○原口育大委員 104ページの、生活保護の扶助費の関係でお尋ねしますけど。
まず、過払い金返納というのがあるんですけども、過払い金というのはどういう形で発生するものなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） この、過払い金返納金なんですけども、生活保護費は毎月5日の支払いをして、定例の支払いをしております。それで、月末に25日から28日ぐらいに翌月の締めをするんですけども、指名をした後に前月分のその収入、7月分を締めをするのであれば、25日から28日ぐらいに締めをするので、それで8月5日に支払いをします。その、締めをしてから、その7月分の収入が上がってきたとき、収入申告があったときに、本来は返していただかなければならないんですけども、もう過払いで8月5日に支払いをしてしまったという金額が過払い金ということになっております。その、過払い金については、通常は翌月の保護費のときにまた相殺して処理をするということになっておりますけども、今回上がってきた19万8,050円に対しましては、この3名の方がいらっしゃるんですけども、保護費の廃止、停止になった方で、まだその支給額については全額使ってしまう、給料についても全額いろんなことで消費してしまったりして、結局分納とかで残ってしまったのが19万8,050円となっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 この、生活保護を受けてる方の、世帯数とか人員については附属資料に書いてあるんですけども、それと就労支援の形で51人のうち9名が採用されたというように、そういう成果も上がっておるんですけど、24年度の中で生活保護の世帯なり人員というのは、出入りもあるかなと思うんですけど、その生活保護に新たになってきた、あるいは抜け出せたという成果というか、それはどんなような状況ですか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 24年度中では、保護の世帯の申請が47件ありました。その中で、相談件数47件のうち35世帯が保護を申請しております。申請した中で、保護を開始した世帯が32世帯で、平成24年度では32世帯が新規となっております。廃止ですけども、保護を廃止したのが、平成24年度におきましては24世帯が廃止となっております。廃止の理由につきましては、主に死亡によるもの、それと転出によるものと、あと収入によるものが4世帯となっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、その収入が理由ということは、その保護を受けなくていいような何か仕事が見つかったとか、そういうことで抜け出せたということですか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） はい、そうです。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 それは何人ぐらいですか。

○廣内孝次委員長 福祉課長。

○福祉課長（鍵山淳子） 先ほど申しましたように、4世帯の方が保護から脱却したということです。

○廣内孝次委員長 ほかに。
 市長公室次長。

○市長公室次長（橋本浩嗣） 先ほどの、高齢者のらん・らんバスの利用のところで、35%から40%というふうに申し上げましたが、実は25年度から年間フリーパス券とこののを設けております。そういうのを買っておられる方がおられますので、乗るたびに100円払っていただいている75歳以上の方は35%から40%に落ちてますが、そういうフリーパス券を利用した人の人数も足し込みますと75%ぐらいの数字になりますので、そういうふうにとちょっと制度も変えておりましたので、表を見るときにちょっと見る欄が間違っておりましたので、修正をお願いします。

○廣内孝次委員長 それでは、暫時休憩いたします。
 再開は3時15分からといたします。

（休憩 午後 3時03分）

（再開 午後 3時15分）

○廣内孝次委員長 再開します。
 総務課長。

○総務課長（佃 信夫） すいません、先ほど総務費のところの蛭子委員の御質問の、顧問弁護士の事務所の所在なんですけども、私、寺内弁護士の所在については神戸市と申し上げましたが大阪市の間違いなので、おわびして訂正を申し上げます。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。
 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 93ページ、住宅資金の回収業務委託料で24万円ということで出てます。歳入のほうを見ますと、元利収入ということで、77万6,000円の滞納住宅資金の収入が得られたというように歳入になっとるんですね。それから、現年度で23万円。合計100万円ぐらいの回収ができたというふうになっとるわけですが、これはこういう回収業務委託料24万円ということでやった事業の成果というふうに見ておるわけですが、その点いかがですか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 回収対象地区につきましては、旧三原及び旧南淡でありまして、旧三原地区におきましては、相談員による住宅資金回収により、確実に償還が進んでおります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この先ほど言いました、ざっと100万円ですけども、これは三原地区というようなことになるんですか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現年分につきましては、旧三原は23万5,176円、また過年度分につきましては、旧三原につきましては27万1,702円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、過年度分、滞納分の50万円は南淡地区ということになるわけですね。そうですか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） そうでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちなみに、この過年度分は、過年度分というか、滞納の総額は幾らになってるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 24年度末で、3,326万8,046円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのうち、税金と一緒に、不納欠損になかなかできるような分というのはあるのかなのか、どのようになっていますか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 滞納13件のうち、返済計画のないもの5件がございます。その中で、時効を迎えてるものが3件、また借受人の死亡のものが1件、行方不明のものが1件でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、今のお話を聞けば、5件はもうなかなか回収の見通しが出ないというようなものになるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） そうでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その5件の滞納金額というのは、何ぼぐらいになるんですかね。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 個々の金額はつかんでるんですけども、集計はしておりませんので、少し時間を頂戴いたしたいと思います。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

ほかに。

印部委員。

○印部久信委員 85ページの、敬老会についてちょっとお伺いしたいんですが、またもうすぐ時期が来とるんですが、これ私もいろいろいつも疑問にも思っておりますし、私の周辺でも、この敬老会のやり方を何とか変えないといかんでないんかという意見が多

くあるんですね。これ、決算附属資料も見てますと、112ページに、南淡の場合でしたら敬老会事業の対象者が4,326人おるんですね。参加者が694人。これ、南あわじ市のトータル、対象者が1万1,213人で参加者が1,692人、これざっと計算しますとこれ15%ぐらいの参加者かなと今思うんですが、まずこれ担当者、この数字見てもまずどう思いますか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 4会場になりましてから、数字的には余り変わってないように聞いて。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 私が言いよんのは、数字が変わってあるやないやでなしに、対象者に対して参加者が15%よの、ざっと。この数字についてどう思いますかということ聞きよる。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 申しわけありません。15%という出席率については、やはり寂しいという気持ちはあります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 寂しいという気持ちはありますということですね。そしたら、どないしたらええかということ考えてますか。

○廣内孝次委員長 長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司） 過去には、分散した小学校区ごとの敬老会が開催された時期がございます。その折には、いわゆる近くの会場の場合は、参加者がふえておったというふうに思います。今、4会場になって、バスのほうも回しておりますが、参加のほう若干今の数字というようなことになっておるといようなことです。

○廣内孝次委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） すみません、合併以前の旧町においては、それぞれ敬老会のやり方も違っておったんですけれども、合併以降、旧町1カ所ずつ計4カ所で実施をしておるわけでございますけれども、やっぱり参加率15%前後というようなことで、やはり市といたしましても、お年寄り、高齢者の方がどういうふうに思っておるんかというようなところで、昨年敬老会が終わったあとの参加者、また参加すると言っておりながら参加できなかったというような方にアンケートをとった結果、やはりこういう今のやり方、やっぱり旧町で1カ所ずつの運営の仕方が一番ええんでないかと、そういうふうな結果をいただいております。やはり、高齢者の方の気持ちを大切にしたいということで4カ所で、老人クラブの方々ともお話しするんですけれども、やはりそういうアンケートの結果を重視した形でやっていくことがええんだらうというようなこともいただいておりますので、今しばらくはこういう形になろうかと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今、課長が先に答弁されたように、旧小学校区単位でやったときには、もう少しというか圧倒的に多かったと思うんですね。今、部長の答弁では、アンケートとった場合は旧町単位に戻したほうが良いというような意向もあるということにもかかわらず、今しばらくは現状のままでやっというこことしよ。それで、私は思うんですよ、これ1万1,000人のうち全部来れるはずがない、特養に入ってる人もおりや、入院しとる人もおりや、歩けない人もおりやという人当然あります。通常、会場へ乗せてもらうか、自分で何らかの形で行ける人というのは、これはこの中から見たら何割も減ってくるのは十分わかってますよ。それでね、私は全ての会場のことはようわかりませんが、我々も敬老会に招待されて行きます。挨拶聞いて、1時間か1時間半ぐらいして、弁当いただいて帰っていくというのが通常の我々のパターンです。それで、あれを後で考えてみたら、南淡の場合は元気の森で、あれ弁当食べるときは皆一遍会場から出て、どっかで椅子・テーブルで食べるんですか、まずそれどないなってますか。

○廣内孝次委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 私、元気の森で参加したことはございませんけれども、申しわけございません、今聞きますと、会場の中で食べておると、そういう状況でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それでね、部長、我々はあのあそこの元気の森の中で椅子に座ってお茶飲んで、前にテーブルなしで御飯食べいうて、これ現実にあの場合考えて、これなかなか難しい作業やと思いますよ。そうでしょ、まずそこよ。私は、あの人ら一体どないして御飯食べよんのかなといつも思いよんねん。これ、テーブルなしで弁当持ってお茶置いて、どないして御飯食べよんの、敬老会の、70歳以上かこれ、参加者。それをまず、食べたらええわいうように放ってあること自身がまず配慮が足らんの違うの。そない思いますよ。どない思います、今まで合併して8年超えるって、敬老会何回やっとなるのか知らんけど、これ皆さん御飯もこぼさず、お茶もこぼさず、皆70歳以上の人が上手に食べてますか。それで、それで食べよるさかいいうて、ほんでええの。私はそう思うんですよ。やっぱり、ああいう姿見るときは椅子・テーブルか、どっかで畳の上で座布団敷いてどっか食べるとか、何かそういうことも考えないといかんとも思うしね、市としても年に一遍の行事、とにかくやったやった、終わった終わった、ことは多かったか少なかったか、割と少なかったな、そんなことで役目みたいなことでやられたらかなわんと思うんですね。もうとにかく、この参加者が15%やって圧倒的に少ない。我々の周辺の人に聞きますと、とにかく旧町に戻して、公民館でゴザか畳、座布団敷いて、知った人もん同士がぐじゃぐじゃ話しながら、世間話しながらやるように何とかならんのかと、こう言うんですわね。あと、あの体育館に行ったら、知らん人がほとんどで、椅子に座ってもう話もできないと。こういうやり方で今までやってきたんでないかいうから、やってきとうさかいそれでええかいうて、今、副市長がちょっと口ずさんでましたけど、そんなばかなことないでしょ。そんな冷たい言い方はないと思いますよ。今までやってきたさかい、これで辛抱してやれちゅうの、これおかしい話や。それはおかしいぞ。そんなこと口ずさまれたら困るな。やっぱり、もっとそういうのを配慮して、本当に敬老会やりよるのやったら、やるような対応したらんといかんの違うんか。と思いますよ。どない思いますか。

○廣内孝次委員長 健康福祉部長。

○健康福祉部長（藤本政春） 私、先ほどアンケートの結果云々について説明させていただきました。老人クラブ、またそういう参加者の気持ちは、アンケートの結果ではそうであったということで、ただ、今、市民交流センターということで、モデル地区の5カ所がしております。また、新庁舎ができたときには、21カ所の市民交流センターができるということでございますので、またその敬老会の運営につきましても、その市民交流センターなりの連携をとりながら、それぞれの会場でやっていくことも一つのあれかなと、そういうことございますので、また市長公室等、また老人クラブ等と協議をしていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 本当に、部長ね、ぜひぜひそういうふうであってほしいというのが、多くの方の望みであると思うんです。

それと、ちょっとこれ私の勉強不足で、ちょっと聞きたいんですが、公民館とかああい
うところで、ゴザ敷いて、畳敷いて、座布団敷いて会食、飲酒はああいう場所は基本的
にはできないんですか、基本的には。どのようになつとるんですか。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 例えば、三原公民館等で敬老会が開催をされとなれば、や
はり中では飲食禁止ということになっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 飲食禁止と言いましたけれども、そしたら元気の森も三原中央公民館
も同格でしょ。その同格の中で、椅子で食事をいただくというのは、これはどないなるん
ですか。ということは、元気の森はいかんことをやりよるのですか。ちょいちょい話聞く
と、私ども聞かれて、公民館で一杯飲んだらいかんのかというてよう聞かれるんですわね。
それは、ちょっとわしも、館長が許可したらええん違うんかなというようなことも言う
ときあるねんけど、正式はどないなつとんの。公民館の使用基準か概要はあるんでしょ。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど名前言うの忘れていました、教育委員会の太田です、
よろしく願いいたします。

公民館のほうで、三原公民館については禁止というふうにはっきりと規定がございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、元気の森も公民館でしょ、あそこで敬老会の日、椅子に座
って会食するのは、それも三原公民館とは別扱いですか、そしたら。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 元気の森については、公民館ではございませんので、体育館の中で、先ほどの話では弁当を食べているというようなことでございますので、そうした規定はございませんということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとこれ、部長、もうはっきりしといて、我々も聞かれて、賀集公民館でも、例えばスポーツ21とか体協とかいろんな行事があつて、ちょっとどこかへ行って帰ってきて公民館で御飯食べたり、若い人は飲酒運転は自分の責任でやったらええねんけど、缶ビール飲んだりぐらいすることありますわ。それは、基本的にはいかんのですか、館長の許可があつたらええんですか、どっち、あかんの絶対に。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 基本的には、公民館の中で飲食をするのはだめということです。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） ただいまの、西淡公民館とかの大ホールとか、三原公民館の大ホールについては、飲食をしてはだめということなんです、ただ外へ出て行って、和室とかそういったものについては構いませんということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 公民館の大ホールはあきません、大ホールでも椅子常設をしてある大ホールと、使うときに椅子を持ってきてならべる大ホールがある。その場合、通常椅子常設してない大ホールで、下にゴザかマットを敷いて、机をならべて、座布団敷いて会食するということも、これも絶対あかんの。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 例えば、緑の公民館のところについては、椅子は常設はしてないということで、そこについては、例えばゴザを敷いて御飯を食べるとか、そういった

ことについては影響はないというふうに思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、けど何か、今、話聞きよったら、解釈まちまちでどうでもええような感じ受けるな。三原の中央公民館は、常設の椅子があるからそこでゴザ敷くやいうこと絶対できない、けど緑の公民館の場合は、そこへ座布団ならべて会食するのは構わん、同じ公民館でしょ。そういうことをきちんとしてもらわんとね、いわゆる小学校区単位で敬老会をしたときに、そこで座布団敷いて会食すると、たとえお酒飲むやいうことでも、飲酒運転はもうこんなものは個人の責任でやったらええんであって、そこまで心配しとったら何もできん。お茶飲んで、御飯食べるということもできないのけ。そこら、公民館というのはどないなっとるの。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど言いましたとおり、西淡公民館、三原公民館については、椅子が常設をされているということで、そこの中での飲食は禁止をしている。ただ、緑の公民館であれば、そこへ何かを敷いてその上で御飯を食べるということについては、何ら影響はないというふうに思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そしたら、西淡公民館であれ三原公民館であれ、どこかに畳の部屋とか、椅子常設でなしに椅子・テーブルの部屋が何ぽかありますわね。そういうところでの飲食はいいんですか。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 例えば、三原公民館の場合には、和室とかそれとか講義室とかいろいろあるかと思うんですが、そこで飲食することについては何ら影響はないというふうに思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 最後に確認だけ。ということは、部長、飲食がええということは、お

茶を飲もうがお酒を飲もうがいいということですね。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 当然、常識の範囲で、お酒とかそういうことは禁止ということとでお願いをしたいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと待って、もうこれこないしとったら混乱するので、これ一遍公民館長さんとも集めて協議してもうて、一遍統一的なこと出してくれますか。こういう場合はいい、こういう場合は公民館長の責任においていいとか、何とかしてもらわんと、もう私はね、飲酒は自分の責任において飲んでもうて、あとは飲酒運転しようがしよまいが、飲酒運転するのは自分の責任や。それ、とめないといかんねん、当然。そんなことはもう常識の範囲内。そういうことをしといてもらわんと、それは公民館使用するのが難しくってね、今のままいいよったら、公民館て何のための公民館かということになると思いますよ。とにかく、公民館長さん呼んで、こういうことについての一遍協議してください。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
川上委員。

○川上 命委員 太田部長。ということは、学校の体育館は、うちら体育館使用しよるわな、そこは構わんな、飲食。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 伊加利の旧小学校については、今は公民館ということなんです、その分については、そこでゴザを敷くなりして飲食をすることについては、何ら問題はないというふうに思います。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 今、何か公民館長が寄って、印部委員の答弁見よったけども、これはもう市全体が、交流センターで27年度から地域は地域でという自主制を持たせてやるよ

うに進んでいきよるねん。そんな中で、阿万は阿万の公民館、今お酒も飲んでますしビールも飲んでますよ。食事もやってます。それが公民館でしょ。ですからね、自主性を持たすねんから、阿万は阿万でほっといてください。これははっきり言うときますよ。それが公民館活動の中の一環やから、そんなもん一々寄って三原流にははめられる必要はないし、それだけ、部長、言うときますよ。そんなん寄ってね、協議する必要はないねん。阿万は阿万の自主性で、これからそういう助成金をいただいてやっていくねんから、部長どうですか、そんなん寄ってやな、そんな他所の地域と一緒にやる必要はない。部長、どうですか。そんなん寄って、そんなん審議する必要ないぞ。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 公民館の使用については、今後市民交流センターということで、それぞれが地域の活性化のためにやっていくという趣旨で、市民交流センター開設をされるわけなんですけど、その中で公民館の使用についてということで、今こちらとして、公民館の使用についてはこういうふうでありますよというふうな感じについては、やはり原則そうした方向性を見出していくというのは当然のことやと思いますし、また阿部委員さんおっしゃることについても、やはり一理もあるというような感じもしますが、我々としては原則ということで、こうした方向ですというようなことを示していきたいなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 私、部長、ちょっとオーバーな表現言ったけどね、それは皆常識というのはわきまえとんのよ。そやから、それは常識の範囲内で、阿万は阿万の今までのやり方で公民館活動をやっていくと。ですから、いろいろスポーツ21とか、いろいろ財産区とかいろいろあっても、折をとって少しアルコールやるやいうのは、これはもうずっと伝統的に続いてきとんねやね。それは、どこともやってると思いますよ。そういうものを、常識の範囲内で阿万はやりよるねん。そやから、他地区もそういう判断をしてほしいということをお願いよんねん。そういうやな、教育委員会が枠はめてしもたら、自主性というのはどないなるのよ、そんなん。阿万は阿万で、助成金をいただいて、阿万地区発展のためにやるねんから、他所は他所で好きなようにやってもうたらええねんから、それだけ言うときます。好きなことしますやいうこと言いよんの違うで。今までどおりのことをやっていきますという、どうですか、部長、そうでしょう。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど来言ってることなんですが、やはり立場立場で、そうした思いというのは十分認識をいたしました。我々としては、そうしたものを方向性なり確認をさせていただくというような感じで進めていきたいと、そのように思っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 先ほどの蛭子委員の質問の、住宅貸付金の滞納のうち、回収の見込みのない貸付金金額でございますが、合計1,301万8,519円でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、これはもう今年度ぐらいで不納欠損というようなことにするんですか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 現在、まだ分納誓約し、少しずつではありますが返されていらっしゃる方もおります。そのような中で、当然時効の援用があれば、議会の承認等をいただいて、権利放棄ということで不納欠損という扱いになるんですが、現在償還中の方との公平性を考えたときにはやはり難しいという中で、その方々の償還がほぼ終わる時期に、不納欠損についても考えていくべきかとの考えで、時効の援用がある方についても、据え置くということで現在は考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、この返済計画が順調に終わるとして、何年ぐらいの見通しを持っていますか。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） ただいま分納中の方もいらっしゃいますので、かなり先になりますけども、まだ納期の未到来の額がある方、震災後に貸し付けた方ですけども、その

方の償還の最終が平成38年となっております。そのころがいいのではないかと考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということで行きますと、例えば保育料にしましても、それから国保税にしましても、他にもそういう不納欠損していくようなケースもございますよね。そうしていくと、不納欠損の処理というのが逆に言えばできなくなるようなちょっと印象を持ったんですけれども、他の納めている人がおる限り、不納欠損として処理はできないというような考え方でいくのであれば、他の不納欠損はほな構わんのかということになっていくんですけれども、そのあたりどういう縦分けをするんですか。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、もう不納の方は、これ議会の議決も必要ということですから、これはもう消すもんは消してもええんじゃないかというのは、ちょっと僕の考え方なんですけれども、これは議会の議決もいるんですよ、当然。そやけども、見込みのないものをずとおいとくということは、これちょっと僕の認識が違うとるかもわからんのですけれども、他にも圧縮をしたりでしていく分もあると、その違いがちょっともう一つよく理解できないんですけどね。説明いただけますか、よくわかるように。

○廣内孝次委員長 市民課長。

○市民課長（塔下佳里） 先ほども申し上げましたように、ただいまの償還中の方との公平性を考えたときには、不納欠損ということはよくないのではないかとというような考えを持っていったわけなんですけれども、今の御意見も参考にしながら、不納欠損についても研究してまいりたいと思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その点はね、いろんな考え方もあるんですけれども、やはり無理なものは一定の研究してもらっていい方向でということだと思います。

そして、この附属資料の125ページの成果ということで、今後もこうした人権問題ということで取り組んでいくということは、それはそれで結構なんですけれども、やっぱりちょっと余りにも目立つというたら逆効果になってるんじゃないかと。やはり、こうした

人権問題というのは、もう幅のあるものとして同等な扱いをしていくべきじゃないのかなと。何か、同和問題だけが浮き上がるような、今、行政の対応というようなことが、非常に悪い印象を僕は持っているように思うんです。それは、それぞれの考え方かもしれない。しかし、この同和問題以上に厳しい人権問題というのが多くあるかと思うんですね。この民生費の中の、特に人権啓発といいながらも、主にはここはいわゆる同和問題というのがクローズアップされる事業としてあるわけで、これは少しいきすぎてるのではないかと。やはり、もう少し全般的なものとして捉えて、市民の感情に応えるような扱い方ということが必要でないのかなというふうに思っるとるわけですが、いかがでしょうか。これは、市民生活部長に聞くほうがいいのか。

○廣内孝次委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 市民生活部長の小坂でございます。

この、支出に関して行き過ぎ違うかというふうなお話ですが、私はちょうどええと思っ
てます。必要であり、ちょうどいいかげんでやってると思っ
てます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いわゆる人権問題の相談活動ですね、これが一体どの程度今されてる
のか、僕は法律相談の件数のほうが、もっと市民の方々いろいろ直面しているような、例
えば民族的な問題、国籍の問題であったり、あるいは母子家庭の問題であったりいうよう
なことで、人権侵害を受けているようなケース、DVとかのケース、さまざまもっとたく
さんの問題があると思うんですよ。でも、これだけが何か一つの所管としてクローズアッ
プされるということがどうなのかと。今、問題にしました住宅資金の貸し付けについては、
それはやっていく必要があると、金額も大きいですからね。これはやっていっていただけ
たらいいと思うんですけれども、いわゆる人権啓発として、同和問題を特別にクローズアッ
プするようなことはやめていくほうがいいのかと。住宅資金の回収は、これは
継続してやってもうたら結構かと思うんですよ。今の小坂部長のお話は、もうちょうどえ
えというのは、こういう取り上げ方がちょうどええということですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） まず、件数ですから8件ございました。この、歴史的な
背景等々考える中で、現時点においてはまだ必要やと、そういうふうに考えてます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 逆差別というのか、恵まれすぎてないかという、こういう感覚ですよ。そして、生活水準についても、これまで言われてた人権啓発対象地域よりも、もっと厳しい生活保護を受けていたり、地域ということに限らず俗人的にさまざまな問題が起こっているケースというのが多いんじゃないかと。こう属地的な、地域的な人権問題も一定部分はあるんですけども、それだけがクローズアップされるような形式というのはよろしくないのではないかという考え方です。

○廣内孝次委員長 市民生活部長。

○市民生活部長（小坂利夫） 見解の相違もあろうかと思えます。私は、今のがちょうどええと思ってます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 それでは、質疑がございませんので、民生費、80ページから105ページまでの質疑を終了いたします。

お諮りいたします。

本日の審査はこれまでとし、次の審査は明日9月10日午前10時より開催することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議なしと認めます。よって、本日の審査はこれで終了いたします。本日は、長時間にわたりお疲れさまでした。

（閉会 午後 3時55分）

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成25年 9月10日
午前10時00分 開会
午後 4時06分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（17名）

委 員	長	廣 内 孝 次
副 委 員	長	柏 木 剛
委 員	員	川 上 命
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	出 田 裕 重
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	熊 田 司
委 員	員	小 島 一
委 員	員	砂 田 杲 洋
委 員	員	蓮 池 洋 美
委 員	員	北 村 利 夫
委 員	員	蛭 子 智 彦
委 員	員	登 里 伸 一
委 員	員	長 船 吉 博
委 員	員	久 米 啓 右
議 長	長	森 上 祐 治

欠席委員（1名）

委 員	員	楠 和 廣
-----	---	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
---------	---------

課	長	垣	光	弘
書	記	船	有	美
書	記	齊	藤	平

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
市	長	土	井	本	環
総務部長兼選挙管理委員会事務局長		入	谷	修	司
財	務	細	川	貴	弘
市	民	小	坂	利	夫
健	康	藤	本	政	春
産	業	岸	上	敏	之
鳴門の渦潮世界遺産登録推進室長		興	津	良	祐
農	業	神	田	拓	治
都	市	山	崎	昌	広
下	水	原	口	幸	夫
教	育	太	田	孝	次
市長公室次長兼新庁舎建設推進事務局長		橋	本	浩	嗣
財	務	神	代	充	広
市	民	高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
都	市	垣	本	義	博
下	水	岩	倉	正	典
会	計	馬	部	総	一
監査委員・固定資産評価審査委員会事務局長		大	瀬		久
市	長	喜	田	憲	和
総	務	佃		信	夫
総	務	藤	本	和	宏
総	務	富	永	文	博
緑総合窓口センター所長		片	山	雅	弘
西淡総合窓口センター所長		岡	本	千	明
三原総合窓口センター所長		柏	木	浩	一
南淡総合窓口センター所長		松	本	典	浩

財 務 部 管 財 課 長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

Ⅱ. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………	101
(2) 歳出について……………	101
③ 衛生費……………	101
④ 労働費、農林水産業費……………	130
⑤ 商工費……………	156
⑥ 土木費……………	178
⑦ 消防費……………	185

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成25年 9月10日(火)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 4時06分)

○廣内孝次委員長 おはようございます。

それでは、きのうに引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

本日は、楠委員が入院のため欠席。また、川上委員がちょっと通院のために遅れます。

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算について

(2) 歳出について

③ 衛生費

○廣内孝次委員長 それでは、認定第1号、平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について。

款4、衛生費、104ページから121ページまでの質疑を行います。

それでは今から始めます。

熊田委員。

○熊田 司委員 それでは、ページ109ページ、狂犬病予防注射事務委託料についてお聞きいたします。

附属資料の161ページ。平成24年度では接種率が78%になっておりますが、この現状について、生活環境課はどのように考えられておりますか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長(高木勝啓) おはようございます。市民生活部次長兼生活環境課長をしております高木です。よろしく申し上げます。

先ほどの御質問の接種率78%の件につきまして、御説明申し上げます。

平成23年度、厚生労働省の統計がございまして、全国の接種率が72.8%、兵庫県の接種率が69.0%となっております。南あわじ市はそれに比べて高い数値が出ておりますけれども、この78%という数字、例えば淡路島にそういう事例が発症した場合の安全性を確保できる数字とは考えておりません。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それでは、それに対してどのような対応をする考えでおりますか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 実は、ことしの7月、台湾に狂犬病の発症事例が起こりまして、県からそういう通知も来たわけでございますけれども、やはり市としては一頭でも多く登録していただきまして、一頭でも多く接種していただきたいと、このような方向で努めていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 ちょっと関連になりますが、この間、新聞で、避難する場合もペットと一緒に避難するというふうな新聞の記事が出ておりましたが、これは狂犬病とちょっと関係ないのかもわかりませんが、またこれも関係あるかもわからないのでお聞きいたしますが、防災対策として、その避難の場合、ペットと一緒に避難するというような対応を考えられているかどうか、お聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 防災課の藤本です。よろしくお願いたします。

今回、法改正等そのような形の指導等も出ております。それにつきましては、今後、地域防災計画の見直し等もございます。その中で、そこを吟味した中で決めていきたいと思っております。

以上です。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますとやっぱり、この狂犬病の予防接種の接種率、これ、ますます上げていく必要があると思いますが、最終的に生活環境課の取り組みについてお聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 失礼します。この狂犬病予防法は、昭和25年に制定されたんですけれども、そのときにはかなり国内で発症事例がございました。国内ではも

う57年、そういう事例が出てないんですけど、先ほど申し上げました台湾では52年ぶりにそういう事例が出たということがございます。現在、7カ国しかそういう安全なところというのがございません。日本を取り巻く外国ではそういう事例がたくさんございますので、そういう事例も報告させていただきながら推進に努めたいと考えております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ちょっと関連でお聞きしますけども、私も室内犬を飼ってるんですけど、その狂犬病の予防注射を、これは法的に、まずお聞きしますけども、打たない場合はどうしているわけですか、市としてチェックをして、どういう処置をされているわけですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 法律のことはなかなか説明するというふうには考えておりませんが、これは法律でいうところの義務でございます。登録する義務、注射を打つ義務、これは義務として制定されております。ただ、一軒、一軒回って県においても私たちにおいても確認するわけではございません。やはり、犬が放れまして、その犬を保護して、この犬の個別を判断したときに打ってないというような事象がやはり見受けられます。そういったときにはやはり、警察で保護されたときには罰金を科せられる場合もございました。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 ということは、通知が来ますよね、まだ打ってないですよ。そのままずっと放ってあるところがほとんど見受けられるねんけども、それはそれで、もうそのまま通っていくというふうに解釈してよろしいですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 予防接種の期間は4月から6月までと定められておまして、その間に注射を打ってない飼い主の皆様方には8月中に一戸ずつ通知をさせていただいております。そしてまた、高齢の犬につきましては、犬の、そこで飼われておりますかという戸別電話を通じまして、犬の存在も確認しておまして、この間約50頭から100頭の死亡届がございます。そういうことで台帳整理も整えておる次第でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 110ページの環境美化対策事業。附属資料の165ページ。いわゆる不法投棄の回収という面が附属資料にあるわけなんですけども、もちろん回収もそうなんですけど、これは回収以前に、市民にやっぱりこの不法投棄の啓蒙をきっちりやっているということなんやと思うんですけども、それよりも、いわゆる不法投棄せえへんためのやっぱり対策というのは、どのようにされておるのか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、不法投棄と野焼きも関係することなんですけれども、これは8月の最初やと思いますけれども、不法投棄と野焼きについて法律ではこうなっております、罰則はこうなっておりますよというような形で、折り込みで通知をさせていただいております。また、自治会よりここに不法投棄の存在がありますよという件につきましては、警察と一緒に現場立ち会いをして、特定できない場合は生活環境課で回収、また、自治会から、ここにやはり不法投棄が絶えないという場合につきましては、警告看板を配布してそういう不法投棄の防止に努めております。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 それは今までと同じの対策ですよ。例年そういうことをやっておられる。ほんで、この不法投棄の回数、いわゆる量というのは軽減されてるんですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 昨年、一昨年と緊急雇用等で現場においての不法投棄の回収が、これも一生懸命やったわけなんですけど、166ページの決算附属資料にございます。平成22年から24年までの回収状況の資料でございますけれども、平成24年は一段と回収量が減少しておるといのが実情でございますけれども、やはり不法投棄については後を絶たない、そういう現実もございますので、まずは不法投棄をしないような啓発、そして不法投棄の実情が見られたら速やかに回収するというような方法で対応したいと考えております。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 このときは減ったという、ふえたという部分あるんやけども、これはちょうどテレビ等の地デジとの切りかえ時であったかというふうに思うんですよね。それはそれとして、回収するのはどうしても後出しになってしまうわけですよね。そやから、やっぱり市民力のアップというのが非常に大事かというふうに思うんです。こっちのほうの対策をやっぱりしていかないかんというふうに思うんですが、そのための対策というのはどういうようにされたのか、される予定があるのかどうか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 私もそのように考えておりますけれども、具体的な施策というのは、やはり私ども、いろんな現場へ出向くことが多くございますので、やはり職員の情報、また、そういう事象がないかというネットワークを通じて、まず取り組んでおります。ただ、不法投棄の回収、後出しになるんですけれども、できるだけ少ないうちに回収せなんだら、そこがやはり常習化されてくる傾向がございますので、警察等と現場を立ち会いしながら、できるだけ早く対応させていただきたいと、対応に取り組んでおります。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 多分、取り組んでおるとは思うんです。思うんですけども、なかなか市民のそういう環境に対する意識というのがまだまだやというふうに思うんですよね。そこをやっぱり、海、川にいわゆる家庭ごみ、まだ放っておる人がたまに見かけます。そういうときにやっぱり何らかの形で投棄しにくい環境をやっぱりつくっていかなあかんと違うかなというふうに思いますので、やっぱり、いわゆる見張り番とか、そういうのを各町内会とかに連絡しながら対策を立てていくということも必要じゃないかなというふうに思うんです。

終わっておきます。

○廣内孝次委員長 ほかにありませんか。

谷口委員。

○谷口博文委員 ページ数113ページ、この広域水道企業団補助金というか、これについて基本的なことを全般にお伺いしたいんやけど。

先般もちょっと一般質問で、広域消防とごみ、これは費用対効果というか負担と受益の関連でちょっとお尋ねをさせてもうてんけど、私自身は非常に納得いかんところがあるねんけど、この広域水道、この補助金の使途というか、この辺は何に使われておるんですか。

○廣内孝次委員長　　市長公室長。

○市長公室長（土井本　環）　　何に使われているかということでございますが、これは事業、広域水道企業団の各種事業に使われておると。ただ、南あわじ市がこうした3億幾らか出してる部分については、南あわじ市の必要とする経費に充当するという事になっております。

○廣内孝次委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　これは、水道、50年代に水不足で本土導水を決定した上で平成17年合併当時から5年間あれして、22年の4月1日から企業団になりましたわね。私はこれ、何を言いたいかというたら、例えば、室長、南あわじ市の場合は下水道の整備事業にひっかけて水道の管路整備もやって、かなり南あわじ市内は全体的に管路整備というのは十分できると思うんよね。一方、他の2市においてはいまだにそういうふうな古い管でしよるところ、結局、淡路市さんなり洲本市さんが管路整備するときの負担金の割合といったらどないになるんですか。

○廣内孝次委員長　　市長公室長。

○市長公室長（土井本　環）　　これは、淡路市さんが水道整備するという事業費については、淡路市さんからいただいた負担と水道料金によって整備するという形になっております。

○廣内孝次委員長　　谷口議員。

○谷口博文委員　　もう一つちょっと理解しづらいねんけど、淡路市と、そうしたら今の企業団の運営、職員の給料であったりとか、水道事業全般にわたって、広域消防とかの場合は33%の均等割と67%の人口割で負担しとると。ほんで私は、負担と受益が非常に不公平感があるということを前にも一般質問でも言わせてもろうてんけど、この水道企業団の場合、この3市の負担割合というのはどのようになっておられますか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、水道企業団については3367の負担についてはございません。ここの決算書に書いてあるとおり、高料金対策補助金、それから統合管水の補助金、これは交付税算入の部分、それから水源開発の補助金、これは56年から元年までの未稼働部分に対するルール上の繰り出しとなっております。

それから、子ども手当の負担金、これは南あわじ市から出向しとる職員の分とそれぞれ淡路市、洲本市から出向しとる職員を除いた部分については少しは案分はします。この水道企業団については3367方式ではなしに、ルールに従った繰り出し基準というものをういて出してしておりますので、例えば一般質問の御質問のときにも答弁させていただきましたが、南あわじ市の水道課において、特別会計で水道の会計を設けておっても、同じ額を出すという形になっておりますので、当分、それぞれの、3市それぞれの市において収支の部分を行っていくと、ただもう、この中でも高料金対策補助金というのがほとんどを占めております。これは一立米当たりの資本費と基本資本費の差額の部分を有収水量を掛け合わせて計算するわけなんです、今も緑・西淡・三原・南淡、それぞれの単価によって計算をして繰り出ししていると、補助金を出しているという状況でございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これは、50年代の水不足からそういうふうな本土導水を決定されてやっておる事業というのは、私は十分理解しておるのよね。その後、54年災害において治水事業で当市においてもダムの建設等々で、かなり利水というかそういうふうな水不足の解消というのはできてきとると。ただ、平成10年でしたか、橋の開通に伴って本土からの導水管をあれした段階でしよると。

もう室長、端的に言わせてもらうねんけど、要は今から水道事業の管路整備をやりよるときに、淡路市さんや洲本市さんが老朽化しとる施設の更新に南あわじ市の、私は金が入っていくんでないかという懸念だけ持つとるねんけど、その辺はもう、そういうことはないんだったらないと言うてもらったら、これで質問やめます。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 現在のところ、それぞれの市分についての収支を行っておる状況では、そうしたことはない。現段階では、ないと申しておきます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 もう1点だけ、室長、水道料金というやつは本土からの導水が、一般質問でもさせてもらうてんけど、この辺の水道料金の値上げ等において淡路市とかこの辺の古い石綿管というか、古いよりも、漏水しとるような他の2市のそういうところに、要は水道管の更新に南あわじ市民の水道料金の単価が引き上げられて補填するというか、そういうふうな懸念を持つとんねんけど、その辺も問題ございませんか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） その辺については若干、将来的にはあろうかと思えます。そうした整備以外にまだ国のほうは決定しておりませんが、来年の4月に消費税を8%、再来年の10月に10%という消費税の値上げがございます。こうしたことについては、まだ水道企業団の議会のほうで審議はされておりましたが、私ども、幹事会に出ておまして、非常に心配をしております。事務局の方針、現段階での方針としてはどうやということを聞いたんですが、8%の値上げの段階では今の据え置きでいけるだろうと、そうやけど、10%になったときに、今、内税になっております。これをいつかの時点で外税にできればという考えを現段階では持っております。

事業費が、それぞれの3市の事業費が伸びたときに水道料金に跳ね返らないかどうかというところについては、それは水道企業団の議会等で審議いただくわけなんですけど、若干のそういう懸念は、将来的に懸念はあるのかなと思います。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 企業団の設立のとき、職員の引き受けというのか、このあたりも何か、これは私は確信を持って質問をしよるのでないんですけど、洲本市の職員は大量に企業団のほうに抱き込んだ上で、その辺の職員の給料というのはどこから支出しよるのですか。南あわじ市の職員は南あわじ市が負担して、その水道企業団、洲本から来てくれたら洲本市が負担して、淡路から来てくれたら淡路市が負担して、そんなようなことになっておるのか、その辺だけちょっと。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 原則、そうっております。ただ、どこからも来てない新規採用等々がございます。これは企業団の収入をもってそれに充てるということでござ

います。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 私はほんま、この負担と受益が、どうも南あわじ市は、私はちょっと若干、納得いかんところがあるので、今後またおいおい言わせてもらうねんけど、これはもうこれで終わりますわ。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 関連でお尋ねをいたします。広域水道企業団については、これは組合議会もありますし、内政干渉にならない程度にお聞きしたい。なぜかといいますと、組織が大きくなり過ぎまして、小回りが利かないというか、私の周辺でもこの前から2回ほどトラブルがありまして、私も、旧南淡の事務所のほうへ行ったことがあるんです。

そこで、わかっている範囲内でお聞きしたいんですが、私も1年、組合議員として出向させていただきましたけれども、22年度決算で起債の残高なんですけど、22年度の4月1日現在で南あわじ市で67億1,700万、淡路市で90億6,900万、洲本市で90億4,700万、水道企業団で155億6,200万、約計401億ぐらいの起債残高が当時あったわけですよ。そういう大きな事業をやっている中で、私もこの前も市長にもお尋ねしましたけども、そういう中で組合議会、うちも3名行ってますけど、はっきり言って、何か議会やいうても、ほとんど発言もないし、シャンシャンと行っていると。これだけの大きな金額を預かっている割には、ほんまに、こんなんでもいいのかなと思うわけですよ。

これは法的にどないなっておるかわかりませんが、今、私、産建のほうを所管しておりますが、正式でなくして、やはり水道部、やはり料金は、これはもう県下でナンバー2ですわね。そういう高い高料金をいただいておる中で、やっぱりこれ、サービスが低下するということは、これは市民の不平不満というのは物すごくあるわけよな。そういう中で、もう少しきめ細かなチェック機能をするためにも、議会でなくしてそういう所管の中でそういういろいろな不便なことを議論する場というようなことは、これは法的にはできないものではないでしょうか。その点、まずお聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、水道企業団というのは、自治法上の一部事務組合に当たります。特別地方公共団体としての一つの組織でございまして、それを構成しと

る団体が3市の普通地方公共団体でございますが、原則、そうした一部事務組合についてはその組合で行うというのが、これは自治法上の定義かと思えます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 例えば産業建設常任委員会でも下水道課が出てますわね。水道については詳しい方もおられると。そういうことを水道に関してちょっとお聞きするというのも、これは余り好ましくないということでしょうか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 地方公共団体、特別地方公共団体になるわけなんです、そこで議決権がございます。そこと、例えばうちの議会で同じことを審議して、別の方向性が出たということになりますと、非常に問題が大きくなります。したがって、一部事務組合で、一つの組織で決定するということでございますので、私も幹事会に年に何回か出るようになっておりますが、そうした中身を突っ込んだ中で、ずっとというわけにはいきません。そうした中で、各市において執行部なり議員さんを選出していただいて、その中で審議をいただくというのは、これは定義かと思えます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いやいや、これは私は。それは今、部長が答弁されたとおり、そういうことでなくして、そういう小回りが利かないからそういう水道のことは聞けないと、ただ、委員会で諸般のことについてお聞きすることについてはどうかということをお願いするので。それは、当然、議会制度を敷いておるのやから、今言いよることでも内政干渉になるかもわからんですけども、そういうトラブルもあるんで。そういうその他の件で水道に詳しい人がおれば、そういう意見を聞いても、聞くということに対してどうかということをお聞きしとるんです。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、私どもが出ていっておりますので、管轄は総務常任委員会になるかと思えます。そうした中で、産建の委員会でそれを審議もしくは聞くということについては、好ましいことではないと思っております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それなら最後にこれ、参考までに、わかってたらお聞きしたいんですが、先ほど起債残高を私、述べましたけども、現在の起債残高、各市、今はもう、一本になってますよね、できたら各市別に残高を、わかってましたら教えていただきたいと思えます。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） 申しわけございません。各市は資料として持ち合わせておりません。全体で24年度末決算額の未償還残高については、371億2,582万3,784円となっております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書でいえば106から109です。附属資料は155ページの健康増進事業、いわゆる健診のことなんですけども、25年度は若干人数がふえたということですが、全体として8,000人を少し超えるような受診者であったと、平成24年度ですね。その原因はいろいろと分析をされていると思うんですけども、なかなか健診受診者が伸びない、その理由についてどのように見ておられますか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康課の小西といいます。よろしく申し上げます。

健診の受診率でございますが、こちらでやっておりますのは市国保等の方でございます。あと、後期高齢者の方でございます。職場健診等ございましたら受診率の向上が図られるわけでございますが、一般市民を広く対象にしておりますので、その辺で受診率が低迷していると思われます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 一般を対象にすると、なぜ低迷するんですか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） それぞれ、受診者の所得状況等もあると思いますが、いろんな職種の方が受けられております。また、高齢者の方等もおられますので、弱者といったら何でございませうけども、幅広い職種の方等の受診ということで御理解をお願いいたします。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと、理解しにくいんですね。ちょっと、イメージとして、健康診査というのは、行ったら時間がかかると、ええんだけども半日仕事だみたいな、そんなような思いがあって、ちょっと足が出にくいとか、あるいは費用負担が高いとか、あるいはこの健診結果の返りが遅いので、病院で保険の範囲で受診するのと、その疑いのもとで検査を受けるのと費用負担も大して変わらんから、特に健診に行く必要がないとか、いろんな理由もあるのかと思うんですけど、そういった理由を言ってもらえるのかなと思ったんですけど。そんな分析はないんですか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、受けに来られた方につきましては、時間指定制ということで、おおむね1時間ぐらいで終わっております。また、費用につきましても、特定健診といいまして、40歳から74歳の方でございませうけども、これにつきましては市の国保の方は無料ということにしております。25年度からです。それから、後期高齢の方につきましても、25年度から無料という形で実施しております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっと話がかみ合いにくいんですけども、先ほどおっしゃられましたように、健診は割と早く済むというのは、知らない人も多いんじゃないかなというふうには思うんです。実際に受けてみると案外早く済んだというようなこと、それから、こういう宣伝もちょっとしたほうがいいんでないかなと、早く済みますよと。だから、受診率を向上させるためのいろんな手だてが要ると思うんですけども、まだまだ打つべき手はあるのかなということで、今言うたわけなんですけども。

例えば、健診結果というのは大体どれぐらいで本人のもとに戻るんですか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 一応、地区ごとに受診を終わった段階で書類等を整備いたしまして、ひと月からふた月の間で、結果説明会という形で市民の方にお伝えしております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ですから、さっき言いましたように、費用負担やあるいは健診が返ってくるまでに時間が長いということや、費用負担があるということで、一定の部分は病院で検査を受けるほうが早いというか、こういうような声も聞かれると。実際そうでないかというふうに思っておるんですけどもね。例えばその健診が、もう少し早く返すとか、費用負担の軽減は25年度から1,300円の部分が軽くなったんですけども。あと、大腸がん検診とか前立腺がんの検診とか、クーポンを発行したりして費用負担を軽減しているというようなことの努力もあるようには思うんですけども。

そうしたいろんな工夫が十分伝わってない部分もあるんでないかと、つまり、健診を受けても、早く済みますよというようなことですよ。本当に、土日でも気軽に受けて受けられますよとか、いろんな工夫がもう少し加わってくる中で健診率も上がってくるんでないかというふうに思っておるわけですけども、その点いかがですか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 今、委員さんのほうでおっしゃっていただきましたとおり、PR等を十分していき、受診率向上を図っていきたいと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その方向でいろいろ検討してほしいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかに。
印部委員。

○印部久信委員 113ページの火葬炉の設備工事費が600万円余り出ておりますが、これは、賀集の火葬場だと思うんですが、以前からも聞いておりますように、27年度末を目標に新しい火葬場を建設するということで進んでいると思うんですが、これ、600万円余りのこの今の現状で、工事が行われているということですが、どのような工事が行われているんですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この工事費につきましては、まず525万円が耐火材の修繕工事といたしまして、毎年やっておる工事でございます。それと、あと、換気ブロアーの修繕工事、これが65万円と、バーナー設備の工事ということで、これは緊急性を要したものでございまして、対応した工事でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 そこで次長、これは当初から27年度末に新設の火葬場を建設するという目標で進んでいたんですか。それはどうですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 担当課といたしましては、やはり財源のほう気になっておりまして、やはり進めようということが決まれば、目標を持って取り組んでおるといことなんですけれども。やはり非常に難しい施設でありますけれども、一生懸命努力を重ねておるといのが現状でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 私はこれ、何でそんなことを聞くかといいますと、もう27年度末には必ず建設ができるという前提があるならば、今現在の火葬場のいわゆる継ぎはぎ工事をしていけるわけですね。今、後2年したらできるというんなら、そういうような工事などでとにかく、周辺から苦情が出た場合はとにかくその苦情の出た部分だけを工事して、とにかくしばらく持たすというようなやり方もええねんけれども、見通しが仮に立ってないなら、根本的にやりかえらんことには。苦情が出てきたら直そうか、ここの苦情が来たらこれをしようかということでは、もう周辺住民ととにかく常にトラブルが絶えらんと思うねん。ほんで、担当の次長としてもたまらんと思うんでな。

せつかく直したらまた違うところでまた何か噴いてきたというようなもの、これ、そういうような状況において、何年か先に必ずできるんやったら、もう何とかそういう継ぎはぎ工事で持たせていくということもあるんだろうけれども、見通しが立ってないなら立ってないで、根本的にやっとかんと、かえって苦情が出てきて、次長、苦情でたまらんようになると思う。そこよ。そこを、どないなっとんのかという、我々も周辺市民から、あな

い言ったけど、どないなつとんのなということよの。去年聞いたら、水面下で、アヒルの足が下でバタバタ動きようから、水かきは何ぼ動きよつても、上は平然としとるような言い方しとったけど、実態はどうなんですか、これ。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 現在の火葬場の維持管理と新しい火葬場は、これはまた別の問題でございまして、火葬場というのはやはり、一刻たりとも猶予ならない、毎日正常に機能しなければいけないという義務がございまして、それはやはり、苦情があつてからというよりも、苦情が出る前に、問題のないように努めております。ですから、このたびの緊急の工事の換気ブローアであったりバーナーであったり、これらはやはり、御迷惑をかけないようにというような積極的な工事でございます。

また、新しい火葬場につきましては、やはりまずは候補地から予定地にかかるまでの、今、大切な時期でございますので、また決定しましたら皆様方、市会議員の皆様方にも御協力を賜りたいということで答弁にかえさせていただきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは、次長の胸中を察するけれど、だけどその、多少の目鼻が出てつとるの、これ。それよ。もう、まだ白紙状態やいうことで、いつできるともわからんのやったら、この今の火葬場をまずしばらく根本的な対策を立てらんといかんと思うんやけど、これ、我々ようわからんのやけど、耐用年数というのはもう済んどるのか、まだあるのか、とうに済んどんのか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 現在の火葬場は、たしか昭和60年にリニューアルして、新しい炉をやりかえて現在に至っておるわけなんですけれども、まず、耐用年数というよりも、今の供用年数、使っておる時期をなるべく支障のない形で運営しとるということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これはここで言うても、それ以上の答えは出えへんでから、やむを得んのやけれども、これはやっぱり、この今現在使っている火葬場を横目でにらみながら、

新しいこともいつまでにやるということをしんと、これ、一つ違ったら、二つつくらないように、大がかりな工事しよったら、二つつくらないようなことにもなってくるわけやからね。そこで、これはそういうことでやってもらったらいいと思います。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ちょっと次長、関連でお尋ねしたいんやけど、市内で、例えば西淡町の方が亡くなると、市内の火葬場がいっぱいで使用できらんと。私としたら、西淡町と隣接する、近くにある五色のほうで火葬炉の使用許可をいただけるのかと思ったら、それはだめで、洲本の古茂江まで行かされるんでやの。私は、ごみは南あわじ市で焼かせといて、これはもう納得できらんのですわ、この辺が。やから、今回、なぜ五色の火葬場というか、あんなもん、西淡町のほうが近いねん、ほんまは実際の話が。西淡町のところがなぜ使えれへんのかだけ、ちょっと教えてください。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） これはやはり、洲本市の判断というようなことで、私どもの南あわじ市の火葬場、洲本の方に御不幸があった場合は、市外料金という、約2倍の手数料をいただいて火葬をさせていただいておるとい現実もございます。ですから、洲本市の火葬場は、五色にあるものと古茂江ですか、数カ所あるわけなんですけれども、やはり、火葬の許可証とその施設の許可証、施設の使用許可証という2つの許可証を発行するわけなんですけれども、その五色の火葬場を使う御希望ならば、洲本市で五色の火葬場の使用許可をいただければならないという現実でございますので、その辺は洲本市の判断に任せざるを得ないというような現状でございます。使用は可能だと考えておりますけれども、洲本市の判断によって、そのようになったものと考えております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 実際、ほんまに次長、二、三あったんですわ、湊で。湊の方に、二、三人が、とにかく市内がもうでけへんさかいに、時間帯的なもので、いうたら五色のほうで断然に近いのに、洲本市が何か。そしたら、これ、ちょっと私のこれ、聞いてくださいよ。やまなみ苑、組合立いうて南あわじ市で受けとるわな。五色のところも組合立で、あそこに火葬場も増設して、あれぐらいやらしてもろうたら私はええと思うんよ。洲本ばかりが何もかも。市内の人があんなもん、隣接するところのやつ焼けらんやてやで、そんなふざけた話が、僕はないと思うんやけど、同じ施設で。これが組合立じゃ何じゃいうて、

都合のいいときだけ組合やとぬかして、ほんでうちが頼んだときは、あんな遠いところの洲本まで連れて行かせて、こんなふざけた話はないんよ。ここらをやはり、近隣の、洲本に強く抗議してほしいねん。ほんまに西淡町いうたら、まあ近くよ。ほんなん、何で洲本まで連れて行かんなんよ。五色で焼いてもうたらええんでないか。そない思うさかい、これだけは強く、ほんまに、使用できるようにしてください。

○廣内孝次委員長 答弁はよろしいですか。

ほかにございませんか。

北村委員。

○北村利夫委員 110ページの公害対策、附属資料の167。この成果として苦情・相談等約200件について、適切な処理ができたというふうになってるわけなんですけども、どういう相談が多かったんでしょうか。約200件も。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、一番多いのが、ごみをどないして処理をしたらいいのか。それとあと、異臭・悪臭の件数が非常に多いということです。それと、やはりごみをどこへ出したらいいのかというような、例えば、アパートなりできて、また新しく越してきてというような形の相談もございましたけれども、主には、やはり異臭・悪臭、なかなか取り組みが難しい相談が多うございました。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 難しい相談やったということなんですけども、適切に処理しましたとあるわけなんですけども、どういう解決策があったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、大半はその当事者によってこちらから説明を申し上げまして、本来対応しなければならない当事者によって解決していただいたのが大半でございます。それとあと、どうしても季節的なものがございます、例えば稲刈りしたら、そのもみすり機の音がやかましいとか、季節ごとに違うわけなんですけれども、それはやはり測定するなり、中に入っただけの調整というのが主でございます。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かにそうなのでしょうけども、例えば、畑や田んぼの周り、家が建つ、そこには定期的にやっぱりバラケ等入れますよね。風向きによっては非常にその周辺の家にとってはにおいがする。そういうときの対策というのは、何か考えておられるんですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） その件につきまして、確かに苦情が多うございました。この対策といたしましては、農林振興課とともに出向いたり相談しながら、早くすき込んでいただきたいというようなことで当事者に解決していただいたのが大半でございます。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 106ページの健康づくり推進事業のところ、当初予算が8,599万3,000円でございます、その次に補正で118万5,000円を追加して、結局8,646万6,000円になっております。このうち不用額が1,412万1,000円。これは最終予算の16.7ぐらいのパーセントがなったということで、その内訳は事業費が89万3,000円と、それから委託料で1,272万9,000円ということでありませう。結局、この計画に対する不使用料が非常に多かったということは、市民サービスが足らなかったということでもありまして、市長も言っておりましたが、各年ずっと単年度収支が黒字であるということではありますが、事業を余りしないでたくさん残すということは決していいことではないと思いますので、この担当の、どうしてこういうふうになったかという理由とその御感想をお聞きしたい。

この次に同じように108ページの環境衛生のところも、結局は最終予算が1,256万8,000円ありますが、328万6,000円、約38%が残ったという形で、その内容も結局は負担金補助及び交付金が289万3,000円ということで、同じようなことをお聞きしたいと思います、担当課の。

それから、次のページの110ページに環境美化対策費というのがあります。これも結局、1,794万7,000円が最終予算であります、これも17%ほどの301万円が余ったということです。内容は需用費、それから役務費と委託料であります。いずれもその内容と所見をお聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 健康づくり推進事業の不用額についてでございますが、委託料の部分で非常に多くなっております。この辺につきましては、健診を委託している業者の支払いが少なくなったということで、1,300万円ほど不用になっておりますが、受診率の向上に向けて、不用額等も少なくしていきたいと思っておりますので、よろしくお願ひします。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、太陽光発電システムの設置補助金につきまして御説明させていただきます。この太陽光発電の設置の申し込みは、確かに補正予算するときにはそういう件数があったわけなんですけども、電力会社と個人が契約しないと交付できなかったというようなことございまして、25年度に持ち越した分の執行できなかった不用額でございます。

もう一つですけれども、環境美化対策事業の不用額につきましては、一斉清掃の廃棄物のごみの処分の委託料、これの減額不用額が原因してございます。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 昨日は同じような質問をしていこうと思っていたところを、ちょうど女性の課長ばかり立っておるので、非常にそういうことを聞きませんでした。やはり、1割以内の計画に対するあれは仕方ないと個人的には思うんですけども、たくさん余らすということはやっぱり、市民サービスが低下していくという状況になると思っておりますので、以後、よろしくお願ひしたいということで終わります。

○廣内孝次委員長 休憩します。

再開は11時10分といたします。

（休憩 午前10時57分）

（再開 午前11時10分）

○廣内孝次委員長 再開します。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ページ数は114ページ、附属資料は175ページです。保健センターの管理費ということで出ております。先ほども不用額というような話もございました。その理由は、やはり健診の受診者が少ないというような話が繰り返しされたわけですが、この保健センターについて、やはりここにも一つの問題があるのかなど。補正予算で減額をするというようなことになっておりますけれども、この活動の実績評価、これが書かれておらないわけですが、どのような成果と実績があったのかについてお尋ねいたします。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） まず、不用額等ですけれども、人件費のほうが大半を占めておりまして、産休等でお休みになっている方等も発生したりということで、不用額等が発生しております。

それで、保健センターの実績効果等でございますが、今現在4つの旧町単位に保健センターがありますが、緑の保健センター1カ所に集約いたしまして、そこからそれぞれ地区の健康相談等に出向いて実施している状況であります。これはどうしてそうなったかということですが、指揮監督等もありまして、同じ職員間でもコミュニケーション等をとっていかなくてはうまく事業等が進められないということで、緑の保健センターに集約されたものと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 せっかく健康診査もいろいろ努力もして、非常にスムーズにもなっておると。その結果も、精度が上がって健康増進にも役立つと。残念なのは受診率であるということだろうと思うんです。その受診率を高めるための方策として、例えば保健センターの運営委員会があつて、そのもとに健康増進推進委員というようなものもこしらえて、やはり健診の受診率を上げるための啓蒙・啓発活動を市民の協力も得ながらやっていく、あるいはボランティアだけでなく一定の需用費といいますか、人件費も払って推進をやっていく、全域が無理であれば特定の地域をモデルにして実践的・実証的にやっていく。こんな工夫があつてもいいのではないかというふうに思っているわけですが、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 委員さんのおっしゃるとおりだとは思いますが、こちらのサイドといたしましても、保健師さんの意見を聞きながら、市民の健康づくり等に寄与していきたいと考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やはり、保健師さんの御意見というのは大事だと思います。とりあえず、どのように問題意識を持っておられるかと、保健師さんたちがこの健康診査の受診率に対してどのような問題意識を持っているかということが大事かと思うんです。そのことが成果や実績の中に保健師さんの言葉として出されておれば、この質問はする必要はなかったのかなと思うんですよ。そういった面も含めて、やはり積極的に職務として、保健師さんの職務遂行ということで、この実績を上げていっていただきたいという思いで質問させていただきました。この趣旨をよく御理解いただきたいと思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 113ページの国保診療所費で、不用額が989万円余り出ているんですが、診療所への繰り出しがこれだけ不用になったということは、何をまず意味しているんですか。

○廣内孝次委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 保険課の川本でございます。どうぞよろしく願いいたします。

この部分で不用額が出たということは、見込んでいたよりも診療所の赤字が少なかったということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 赤字が少なかったということは、診療所の診療報酬が全体的でこの数字から見る限り、1,000万円近く診療報酬がふえたという理解でよろしいですか。

○廣内孝次委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　ちょっと残念なことです、診療報酬も下がっておりますが、支出も下がっているということでございます。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　その支出が下がるとというのは、具体的にどういう項目の支出が下がっておるんですか。人件費ですか。

○廣内孝次委員長　　保険課長。

○保険課長（川本眞須美）　　人件費もそうですし、医薬材料費が下がっております。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　わかりました。

これはこれでいいんですが、続けてよろしいですか。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　117ページの沼島地区解体家屋等廃材海上輸送補助金というのがあるわけですが、まず聞きたいんですが、これは、補助金は現在住んでいる個人の家屋の解体の廃材の輸送費なのか、空き家の家屋の解体の輸送費なのか、まず、どちらですか。

○廣内孝次委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　対象はどちらも沼島にある家を対象にしております。それで、補助金の対象は、海上運輸の経費のみとなっております。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　今の次長の説明は、沼島のいわゆる個人の民家を解体した場合に、その解体廃材を輸送する補助金という理解で、まずよろしいんですね。海上の。

それで、実は私どもの会派がこのたび沼島で行政報告会をしたときに、沼島地区の自治会長さんから、空き家で、小さい空き家なんです、非常に地元として迷惑というか、これがあつたら今後危険になるので、非常に住民生活をする上で危険であるということで、

この解体するにもお金を出すところがないと。そういうことで、市のほうへ、市の担当課のほうへ自治会長さんから陳情に上がったかと思うんですが、まず、それはありましたか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 私の記憶する範囲では、土地の所有者と建物の所有者が違ってという情報を伺っております。それで、今の制度で活用するとなれば、生活環境課では、その海上輸送分は見れるものとお答えしておりますけれども、ただ、その解体については解体の経費、それと運搬費、処分費が伴ってきますので、その残りの陸上の運搬費、解体費、処分費、そのことが問題になっておりまして、まだ、実際に調整がついてございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、結果的にそのまま置いてあると、未処理のまま、我々が見たときの現状でそのままであるということですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 何とかしようとは考えておるんですけども、やはり市の経費だけでなしに、何らかの周辺の御負担とか、そういうことも考えていただきたいという状況でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、我々議会の中でも同僚議員が空き家対策といいますか、空き家について一般質問をされた議員がおるわけですね。いつであったか記憶は定かでないんですが、新聞の一面に、この空き家対策ということが大々的に取り上げておったように思うんですね。あのときの新聞記事は、記事も大ざっぱであったと思うんですが、私の記憶も定かでないんですが、全国に300万戸ぐらいの空き家があるというふうなことが書かれておったように思うんです。300万戸というんですから新聞もどこから数字を拾ってきたんか知りませんが、まあまあ、アバウトであると思うんですが、いずれにしても南あわじ市でもそれに似たか寄ったかの空き家が、我々も周辺で相当出てきておると思うんですが、市として、一般質問でもあったと思うんですが、この空き家という実態の数字の把握

というようなものは調査されておりますか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この夏、8月の初旬だったかと思うんですけれども、第1回の各関係部によりまして検討委員会というのを開催しております。それで、調査のほうも連合自治会のほうでそういう空き家対策等の視察も行ってまいったということを伺っておりますし、まずは調査の部分と、あと、制度的に何か考えられないかというようなことで検討会議を開催して、できるなれば早い時期に調査のほうはさせていただきたいなと、生活環境課ではそのように考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 まあ、どういう対策・対応をとるにしろ、市として実態調査ということで数字を把握しとかんと話にならんとするんです。私はいつもこの西淡庁舎とかそういうところへ行ったあたりに、人口と世帯数を書いてあるプレートを見るんですが、あの世帯数だけが今、一万八千何百かであったと思うんですが、世帯数は、人口減に反して世帯数はふえていきよるんです。それだけ世帯分離が行われておると。ということは、逆に返せば、若い世帯が分譲地等に新築とかもろもろ行っておるとするんですが、考え方によったら、親、両親はいわゆる昔ながらの古い家におると、これはもう人間の摂理で、何年か先には亡くなっていくわけですね。ということはそれが空き家になっていく。若い世帯はこっちにおるんやけれども、なかなかあっちの家もこっちの家も守りするということはなかなか難しいよって、将来的にそこが空き家になっていくわけですね。

これも新聞等では、都道府県によってはこの空き家対策の取り壊しに対して補助金を条例で検討しているというようなところもちよいちよ見かけるんですが、担当のどこかでそういうような、全国的な流れということは、どこかで把握してますか。

○廣内孝次委員長 市長公室長。

○市長公室長（土井本 環） これは、当市においては都市計画と市長公室と生活環境課にわたって空き家対策という担当を持っております。先般、新聞報道の中で、国のほうについては空き家対策の法制化に向けた取り組みを行うと。兵庫県においては、各市町宛の通知するために、本年度中にそうした空き家対策のマニュアル化を策定するというところでございます。そうした国・県の流れを受けて、先ほど次長のほうから報告があったんですが、本市においても内部の第1回の会議をしております。そうした国・県の流れを受け

て、本市においても条例整備するのかどうか、国・県の動向を受けて対応をしていきたいと、このように思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、我々が道すがら通っておっても、空き家を財力のある方は自分で壊して更地にしているところが結構見受けられるんですよね。ただ、行政として、何をするかはともかく、まず実態、数字を把握しとかんことには、政策立案できらんとするんで、できるだけ早くやっていってほしいと思います。

これはこれで終わっておきます。

○廣内孝次委員長 ほかに。
原口委員。

○原口育大委員 115 ページ、さんゆ〜館、ゆーぷるの指定管理料の関係のところなんですけれども、まず、決算によりますと、入場者数、利用者数というのか、さんゆ〜館が1万5,559人の減少、ゆーぷるが8,478人の増加になってるんですけれども、それぞれの要因は、どういうことでこういうふうな増減があったというふうに考えて、把握していますか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文）さんゆ〜館につきましては、幾度となく質問等がありまして、指定管理業者のほう収支面におきまして常時赤字というような経営状態であったというのは知られているところでございます。それで、24年度ですが、この赤字を減らすということもありまして、休日を月1日から2日にしたと、また、営業時間も12時までやっておりましたのを10時か10時半で通常の間帯にする等、対策を講じてきたわけでございます。それと、施設自体が平成14年にオープンしておりまして、10年経過というようなことで老朽化もありまして、その修理等によりまして休館をせざるを得なかったというような状況の中で、利用人数も減ったということで御理解のほう、お願いいたします。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ゆーぷるのほうはふえておるんですけど、これも何か考えられますか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） ゆーぷるにつきましても、平成14年の同じ時期にオープンいたしております。ここも施設自体の老朽化がありまして、非常にゆーぷる自体はコンパクトな施設でございまして、小回りが利くといえますか、指定管理業者の修繕等でも十分対応しております。それで、このゆーぷるにつきましては、観光客が非常に多いということで、それ相当の入場者数がありました。24年につきましては、高速道路の1,000円が廃止になりまして、若干減ったというのをお聞きしておりますが、黒字経営で今も現在、管理運営いたしております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 この利用者の内訳に優待券というのがあるんですけど、優待券というのはどういう対象の方とかに渡るようになっておるんですか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 優待券につきましては、いい夫婦の日とか、いろいろイベントを打ちまして、そのときに入浴されたお客様について、無料の優待券をお渡ししているということでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、トータルで24年度、それぞれの施設の収支があると思うんですけど、それはどんな収支状況でしたか。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） 収支の状況ですが、さんゆ〜館では1,800万円余りの赤字ということになっております。一方、ゆーぷるのほうですが、560万円の黒字という報告を受けております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 確認ですけど、これは指定管理料も当然収入のほうに入って、かつ赤字なり黒字ということになっておるわけですね。

○廣内孝次委員長 健康課長。

○健康課長（小西正文） そのとおりでございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 清掃事業ということで、決算書116ページから119ページ、附属資料は187。それから、関連してですけども、附属資料の185ページ。この市内の一般廃棄物の処理実績ということで附属資料のほうにも資料が出ておりますが、全般的にごみの総量は減ってるという理解をしいいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、23年度までは確実に減少しておりましたけれど、一度、24年度で頭打ちというようなことで、ほとんど同じような処分量でございました。今後、ですから、また新しい施策を打っていかんだら、このごみの減量化は図れないものと考えておまして、積極的な何か案がないかということで、ただいま検討しております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この数字は平成22年度の一般廃棄物、可燃ごみで1万3,945トン、24年度で1万3,837トンと、年々減っておるように見られるんですけども、それから、資源ごみも若干減ってきていると。粗大ごみだけはふえているというような数字になってますよね。ですから、分別収集はやりながらのごみ減量ということにも取り組んできて、成果が上がってきているというふうに思ったわけですけども、この3年度しか、ちょっと今数字は見てないんですけども、もう少し大きなスパンで見た場合は、かなり減ってるということですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　まず、ごみの減量化につきましては、中央リサイクルセンター、これらの4つのリサイクルセンターを集約したわけでございますけれども、これを契機に一般廃棄物の排出量は一段と減少されております。といいますのは、ちょうど平成21年でしたか、中央リサイクルセンター創設時に粗大ごみの収集がございまして、そのとき一気にふえたんですけれども、ただいま増加に生じた粗大ごみでございまして、まず、奥畑に粗大ごみ処分場というのがございます。南あわじ市の粗大ごみ処理場を持っていく割合が今、ただいま18%です。ですから、粗大ごみの減量化は一段と図られておるといふことと、あと、資源ごみなんですけれども、資源ごみも分別品目を統一した結果、廃プラ等の追加もありまして、資源ごみは減っております。可燃ごみにつきましては、今の問題はやはり紙類の分別ということで、焼却しておる4割以上がまだ紙類が含まれておりますので、今後、この紙類の資源化に向けて取り組んでいきたいと考えております。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　いやいや、聞きたいことは、減量効果が出てるわけで、わずかずつとは言いながらも平成22年度の1万7,439トンから平成24年度が1万7,318トンですから、80トンぐらい減っておるといふことでしょうか。これをもうちょっと長いスパンで見た場合、もっと減ってるかどうかということを知りたいんです。

○廣内孝次委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　七、八年前、合併当時から比べては一段と減量化が図られております。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　今、詳しい数字はないんですか。

○廣内孝次委員長　　市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓）　　申しわけございません。資料を持ち合わせておりません。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員 資源ごみを資源化すると、再利用するというのも大事です。総量も減らすことは大事だと、その二つの点から、もう少しこの成果というものを評価をしていくべきでないのかと。このせっかくの、繰り返しになるんですけども、ここでは63トン減っているというふうに書いてるんですけども、今ちょっと次長がおっしゃったのは、ちょっと頭打ちだというような言い方だったので、少しここに書いてあることと食い違いがちょっとあったんで、聞かせてもろうたわけですが。トータルでそういう、いろいろ中央リサイクルセンターなどを発足され、分別収集も一生懸命取り組んでできてるということは、それで結構かと思うんです。

ちょっと関連していくんですけども、このリサイクルセンターの管理運営ということで、附属資料では181ですか、これで資源化をしての収入、これはどうなっているのか。再資源化をしての収支、これはどうなってますか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 中央リサイクルセンターにつきましては、シルバー人材センターに指定管理をしております。まず、シルバー、リサイクルセンター指定管理者の収入といたしましては、指定管理料が市からの管理費として1,893万1,000円、これは市のほうから出ております。そして、受け入れごみ、中央リサイクルセンターで受け入れている粗大ごみの手数料として425万2,350円、これは管理者、シルバーのほうに収入として行っております。ですから、収入の総計が2,318万3,350円となっております。予定よりこの料金収入が多うございましたので、安定した操業がなされておるものと考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今のは、まず市からの指定管理料が1,893万と、受け入れたときの負担金、持ち込んだ人からもらう負担金が425万という説明だったんですね。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 425万2,350円につきましては、市民が中央リサイクルセンターに処分してもらう手数料として、そこで重量により収入を得た金額がシルバー人材センターのほうに収入として入ってまいります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、資源ごみの売却量が1,531万というように出てますね。これはどこに行ってるんですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 市の資源ごみの売却益は、市の一般財源のほうに入っております。シルバーのほうには行ってございません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 つまり、その1,531万を財源としてこの指定管理の1,893万に行ってるというふうに考えていいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） はい。直接はシルバーに行っていないものの、市から指定管理費として支出する分の財源としては、そのように考えて執行しております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

④ 労働費、農林水産業費

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、次に款5、労働費、款6、農林水産業費、ページは120ページから143ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 127ページ、バイオマスの管理料等について伺います。

まず、5つ施設があるんですけども、それぞれ処理実績、それと炭化物の袋数になるのかトン数になるのか、それぞれの施設ごとにお願います。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農業振興部の神田です。よろしくお願いいたします。

各5施設の処理実績、まず、倭文につきましては、農協の管理の分には、31.13トン、八木については157.23トン、賀集については130.57トン、神代については1,006トン、北阿万については1,065トンです。合計2,391トンでございます。それで、計画が2,200トンでございますので、稼働率が109%でございます。

次、炭、炭化物なんですけども、生産量が45.2トンです。

以上です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら次、指定管理料の中で修繕費というのが大変かかっておるんですけども、それぞれ施設ごとにどれぐらいずつ修繕費が発生しましたか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 各施設ごとでは集計しておりませんので、一本で集計しておりますので、ちょっと、一部ないところがありますが、23年度で結構ですか。5施設で、農協も入れてなんですけども、修繕費が1,100万円近くいっております。農協をのけまして、農協をのけた4施設については1,030万円の修繕費がいらいます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 農家の持ち込みによる実績というのは何件ぐらいあって、何トンぐらいの実績ですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 農家の持ち込みについては、38.2トンでございます。件数ですけども、件数は、件数の集約はしてないんですけど、20件ぐらいあると思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 炭の、でき上がった炭はどこかで売ってるんか、いろいろ処理され
ると思うんですけども、それは今、どういうふうにされてますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 一部については農家に配布ということで、90万円相当
分については農家の、炭化材が作付にどれだけの効果があるかということ農家自身が実
感してもらいたいということで、うちが推進費ということで配布しております。一部につ
いては、販売会社で一部、売っていただいております。
以上です。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 附属資料の201ページには、炭化物の補助金というのがあるんです
けども、これは補助金の、どこに対して、指定管理に対して補助金を出すということす
か。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 一部については、この分については、先ほど言いました
試験で農家に配布するのと、それと堆肥組合、堆肥の発酵を促進するために畜産農家に一
部配布しておると、その換算が補助金として計算されておるといことでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、補助金というのは、市がどこに対して補助するんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） これは、バイオマスのほうで炭化材を市が一旦買って、
それを物で渡しますので、組合のほうへ、指定管理している活性化組合のほうへ出します。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 1袋当たり幾らで。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 販売価格と一緒に。1袋当たり300円だと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、この実績でいうと3,000袋を利用補助金を出して処理してるんですけど、3,000袋いうたら、これ、全部で何トンになるんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） トンで言われましたら、ちょっと弱るんですけども、90万円の補助金ということで300円の3,000体で90万円。トンですか、重さで言えば、一袋四、五キロだと思うんですけど。40リットル分、入った分が。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 試験田に回して、試験をするんやから成果があったと思うんですけど、あと、堆肥組合については、これはどういう目的で。発酵促進ということですけど、そうになったら、これは試験やなしに堆肥組合に買っていただくというのが当たり前の話でないかと思うんですけども。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 実際にご覧いただいたら、一番お互いに経費も節減できるんですけども、今、堆肥組合でどれだけ効果があるか、促進しているかというのを実感していただくのに、推進している状況でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 122ページから123ページにかけて、附属資料では、臨時雇用の関係なんですけれども、この目的が厳しい雇用情勢、経済情勢に対して、非正規労働者、中高年の失業者の短期雇用、これが長期雇用、就業機会の創出につながるということの目

的を目指してやったというふうになっておるわけですが、その結果はどうになりましたか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 緊急雇用での就労でございますが、平成24年度は44名の方を雇用いたしまして、うち15名の方が就労しております。正規が2名、アルバイト、パート等で13名ということで15名。就労率が34%ということになっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 44人に対して15名で30%ということですが、残りの方はどうなっておるわけですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その臨時職員については追跡調査ということで、その後どのようにされてますかということで調査を随時行っておりますが、現在のところ、残りの方はまだ就職したというふうな情報は得ておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、失業中ということになるわけですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 全てが失業かとはちょっとわかりませんが、職についてないということで、失業というような形になろうかと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 年齢によってという違いがあるのかというようなことを思うんですけども、この44人の方の年齢構成はどのようになっていますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　ちょっと年齢構成までは詳しく調査してないんですけども、大体、18歳から69歳までの方が雇用されておりました。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　それは大体、就労人口、15歳から69歳まで就労人口という一区切りがあると思うんですけども。再就職なりの15名の方はどんなような、これも年齢構成はつかんでおらないんでしょうか。

○廣内孝次委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　今持っている資料ではちょっと年齢構成はつかんでないんですけども、正規の方は民間の会社へ一人、それから公共団体へ一人というふうな情報をもっています。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　短期雇用ということで就労機会をつくったものの3割程度であったということですけども、やはり7割がまだ再就職なり行けてないということは、再就職できなかった方のほうが多いわけですね。ということは、こうした事業というのはまだ再度やっていく必要があるのかなというふうに思うんですけども、これはどのようにお考えでしょうか。

○廣内孝次委員長　　商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久）　　この緊急雇用の制度は国のほうの制度でございまして、国のほうの今後の方針がどのようになるかというのは現在のところ、まだ未定でつかんでおりませんが、市単としましても平成25年度には市のほうで緊急雇用という形で採用している方もおりますので、それは継続してまた検討していきたいというふうに思います。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　25年度に対応しているのは15名の中の何人かを継続してということになるんですか。また別にですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この制度につきましては1年ということで、人をかえていくということでございますので、それにのっとっていきたいというふうに考えてます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 25年度の事を聞いて恐縮なんですけれども、25年度の緊急雇用失業対策ということで何人の雇用が生まれとるわけですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 25年度につきましては、2名の方を、作業員でございますが、市単で採用、それからマイクロバスの運転手1名を採用しております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 失業対策を自治体がやらなければいけないというのもなかなか大変な話だろうとは思いますが、今、44人の年齢構成を聞きましたところ、18歳から69歳という大ざっぱなところで、実像がリアルになかなか見えてこないんですよね。やはりこの施策をやる上で、今の状況に応じてもう少し詳しくつかんでいただきたいというふうに思っておるわけなんですけれども、この改善をお願いしたいと思いますが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 随時、追跡調査をしておりますので、そのときに年齢層、また男女別等についても統計をとってみたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
それでは、昼食のために休憩したいと思います。
再開は1時といたします。

（休憩 午前11時54分）

(再開 午後 1時00分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。

午前中に続きまして、労働費、農林水産費、ページは120ページから143ページまでの質疑を行います。

印部委員。

○印部久信委員 130ページのは場整備について聞きます。まず、現在、南あわじ市では場整備の事業を行っているところ、できたら、場所、面積を聞かせてくれますか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 失礼します。農地整備課の喜田と申します。よろしくお願い申し上げます。

うちの南あわじ市内のは場整備の環境事業なんですけども、今現在、農環事業を行っておりますのが5カ所。それから、新規で3カ所というようなことでございます。それで、まず御陵1期地区ということで、これにつきましては平成18年から平成26年。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、場所と面積だけ言うてもろうたら結構です。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 先ほど申し上げました御陵1期、28.7ヘクタール。阿万本庄、26ヘクタール。西淡の湊里、29.7ヘクタール。新田地区、83.7ヘクタール。今回、神代の国衙地区が、これも83.7ヘクタールでございます。それから、は場整備の調査設計ということで、養宜地区、これが84ヘクタール。あと、ちょっとまだ正式になってないので、以上の地区でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、は場整備は推進しているのはあれなんです、要は国が50%、県が26.5ということでやっておるんですが、この地元負担金、いわゆる5%でやって

おったのが、その後地元負担がふえてきとるわけですね。この一部を、これ今、工事やっているとところは、まだ5%の地元負担のところがあるのか、あるいはもうそれが終わって地元負担がふえている地区があるのか、あるのならば地元負担は幾らですか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） 御陵1期から新田地区及び神代国衙が地元負担5%でございます。あとの養宜につきましては、地元負担10%でございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、神田部長に聞くんですが、この地元負担が5%、10%、あるいは今ちょっと聞いておりましたら、どこか新規にやるところは12.5というようなことも聞くんですね。この地元負担がふえてくるということは、国・県の補助率というのは変わらんでしょう。国・県の補助率が変わらんに、地元負担をふやしていくという意味は何ですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど、課長のほうから説明がありましたように、国衙までが5%と、これは旧町のときにはほ場整備率が非常に悪かったと、それで、南淡町を例にとりましたら、ほ場整備を、農業は基幹産業でありますので、ほ場整備はまず根底にあると、これを推進せなあかんと。南淡町のときに、ほ場整備については地元負担5%と。三原町については、その当時、多分7.5%だったと思います。合併したときに、その旧町の計画を継続している地区については、合併後もそれを尊重するというので5%で推移してきました。それ以後、5%というのは全国的に見ても非常に市の補助率が高かったということで、通常でいきますと国が50で県が27.5、市が17.5出しておったんですけども、で、地元負担5だったんですけども、通常でいきますと地元負担が12.5が一番通常なんです。7.5、余分に負担しておったと。それを段階的に年度ごとにこれを元に戻すということで、今言いましたように、養宜、片田については10%と。この10%、次が12.5なんですけども、23年の4月末で10%終わりましたので、今現在希望があがってこられますと、地元負担率が12.5と。県と、これはほとんど県営事業なんですけども、団体の事業があります。それがまた、国・県補助率が変わってきます。ほ場整備するには、地元は同じ、県営でしょうが団体でしょうが、自分らにとっては一緒

じゃないかということで、内部で協議いたしまして、どちらの事業で採択されても地元負担は合わずということで、今、ほ場整備に手を挙げますと、12.5の地元負担と。差額については市のほうが補填するという計画で、今、進んでおります。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 それは部長、そのときに事業はまだやってなかったも、そのときに手を挙げてやりますと言うところは全て5%でやってきたわけでしょう、地元負担が。この後、後発的に皆、構造改善した補助を見て、あれだけええのができてくるのやったらうちもしようかということに関しては、もう地元負担率が倍、あるいはそれ以上になってきとるわけですね。これ、全ての農家というかそういうところに、その今言われたような公告は十分してあったんですかね。こうなってきたときは補助率が下がっていきますよということは、全ての農家にそういうのがわかるようには公告はできておったんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのように、ほ場整備するには地元調整が必要であります。地元調整に三、四年かかって、さあ、やり出そうかといったらもう完成するまでほとんど10年ほどかかると。うち、地元調整されるについては、各団体の方はうちに調整に来られます。どのようにほ場整備を推進していったらいいのかと、その地区については年次計画でこうなりますよと、だからこの年度までに来たら地元負担がこれですよということで、駆け込みの団体もこのたびありました。その辺の関係で推進はしていった、アポイントの来たところについては推進していております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと私も聞きますと、同じ賀集地区の中で12.5の地元負担にもかかわらず、やってみようかというような話のある地区もあると聞いておるんですが、部長のほう、そういうお話、聞いてますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） はい。八幡北とか、その周辺の地区からほ場整備したいという希望を聞いております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 民主党政権のときに小沢幹事長が、あの当時、ほ場整備の事業予算が5,000億円ぐらいあったのを2,000億円かも、6割も8割も削った時期があって、また、多少戻った時期もあったんですが、構造改善を仮に今、地元負担10%でも12%でもやりますよという地域があるならば、国庫補助とか県の補助は、やっぱり十分ついてくるわけですか、今も。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのとおり、民主党のときになりましたときは、なかなかお金がついてこられなかったということで、自民党になってきたときに、要望額のほぼ100%近い予算はついてきておる状況でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、今の予定のところ全て構造改善事業ができたと仮定した場合、構造改善の率はどれぐらいになりますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 今現在、46%で、試算ですけど、今、計画したところが全部できたら10%ぐらい上がって、五十五、六%になるんじゃないかなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 聞いてますと、このほ場整備した農地であるならばつくってくれるという人が多いんですね。自分はほ場整備して農業をする意欲が余りないんだけど、しておくことによって誰かが管理してくれるということで構造改善に参加しとる人も結構あるように聞いておるの。一番問題は、ある地域なんかに行きますと今、耕作放棄田が南あわじ市で270町、280町あるわけでしょう。これ、構造改善しなかったら、この耕作放棄田になっていく可能性があるわけですね。そういうような地域ではあえて構造改善して耕作放棄田をなくそうというようなことで取りかかっている農家もあるようです。

市として、耕作放棄田の解消ということを今、大上段に構えてやっていますよね。耕作放

棄田に対して、元に復元するのに補助金まで出してやっていますよね。ですから、そういうことから考えた場合、やっぱり市ももうちょっと積極的に耕作放棄田をなくすための構造改善を推進していくと、それによって、その補助金の地元負担金の12.5を10にするとか何かにするというような軽減もしていったほうがいいんでないかと私は思うんですが、そのような考えは、市の執行部には今のところありませんか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 言われるとおり、昔、ほ場整備の目的は大規模化、効率化では場整備を進めておったんですけども、あるときから、今、委員さんが言われたように、このまま放置しといたらもうつくる人がおれへんと、貸したくても借りてくれる人がいないと、できたら、ほ場整備しといたら借りる人がおるよってに、ほ場整備すると、したいという地区があらわれてきました。現に、委員さんの近くでは場整備できている地区はそうだったと思います。

だから、うちとしてもできるだけこれは、ほ場整備というのは農業の根底にかかわることですので、できるだけ推進していきたいと。県が76%、ほ場整備率がありますので、やっぱり淡路全体がおくれておると思いますので、できるだけ推進するについては、補助率の見直しも含めて検討すべきものかなというふうには思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく、南あわじ市は農業を標榜しとる市であるし、あわじ島農協も何か資本金も増額してアグリアイランドというような会社もつくって、できるだけ耕作放棄田の解消に農協自身もやっておるわけですね。ですから、市もそれに歩調を合わせてできるだけ放棄田をなくするように、なくするためには構造改善が一番手っ取り早いかなと私は思うので、そのように農家に対しても市から指導をしていってほしいと思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 バイオマス施設の稼働率がトータルでは109%ということなんですけども、賀集が130トンで八木が157トンというのは、それぞれ実績の何%ぐらい、能力の何%ぐらい稼働しておるんですか、これは。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 八木で66%、賀集で55%でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そうすると、これ、一つにするとちょっとオーバーするかもわからないですけど、4つの中で一つぐらい休ませて処理するのが効率的やと思うんですね。でないと、それぞれの施設のダイオキシンの検査料とか修繕費とか、維持管理費がかなりの額いってるんで、全体の目標を達成しとるんであれば、施設を一つぐらい休ませたほうが経費削減になると思うんですけども、そういうことはできないんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのとおり、5施設ある施設のうち3施設については17年度実施しております。あと2施設については19年度に実施しております。そのあとの2施設については、破壊施設と脱水施設を兼ね備えております。だから、基本的に北阿万と神代が中心になってバイオマスを活用していきよると、あともう一つは農協の施設なんですけども、あと、八木と賀集につきましては、今言われましたように稼働率が50%前後やということなんですけれども、実態は、中心的なところは北阿万と神代。ここでカバーし切れなかったら八木と賀集へ持ち込むという基本的な流れがございます。一本にしたらいんじゃないかということになりますと、一つを休ませなあかんということで、計画から逸脱すると思いますので、その辺の計画を中心に運用していきたいなというように思っております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 休ませることは可能やということですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 先ほど言いましたように、中心的な北阿万と神代がカバーし切れなかったときにこの2施設を使うという計画でございますので、2施設でカバーできるのであれば、休ませることもできることだと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 それぞれの4施設に、今言うた維持管理費が、明細もらってるんですけど、かなりいってますんで、一つ休ませればかなりの節約になると思いますし、また、もし一つ一つを、例えばJAがやってる部分は、薄皮専用でやっておるんですけど、これも結局、発生量の半分ぐらいしかJAは処理できてなくて、残りはごみ焼却場へ行っておると思うんで、その残って、もし一施設をそちら用に改良すれば焼却施設へ持っていかなくても薄皮も合わせてバイオマスできるというふうに思うんですけども、そういうふうに考えてはいかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 御存じのとおり、JAの鬼皮中心で処理しておるんですけども、処理の半分しかバイオマス施設で処理できないと、後半分については焼却場を持っていった現状がございます。ただし、JAの鬼皮処理しておるんですけども、鬼皮を投入したときに小さい粒子と一緒に混入しますので、磨耗が非常に激しいということで、今現在、農協にしても年間300万円ほどの修理費、赤字が出ております。それを何とかしたいと、農協のほうもバイオマスの施設について対応を練っておる状況でございます。

だから、この間も、委員さん御存じのように、亜硫酸水で処理できる施設も視察に行ったりして、いろんな処理する方法はないかということで農協自身も模索しているような状況でございます。だから、そういう状況で同じバイオマスのやつを2基設置しても、ちよっと経費的に厳しいのかなというふうに思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 そしたら、やっぱりトータルで考えて施設を統廃合するとかいうことで、適化法の関係があると思いますが、時期が来たらそういうほかの方式も含めて検討するということは、もう今から考えないかんというふうに思いますけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） 言われるとおり、適化法の絡みで8年で機械は償却できますので、後二、三年の話やと思います。当初計画したときは、南あわじ市でタマネギの生産量が10万トンということで、1割が廃棄出るのであろうというもとの計画をしており

ます。今、御存じのように7万か8万トンぐらいしか生産できておりませんので、実態も見てもわかるとおり、南あわじ市のバイオ施設については103%、2,200トンの処理ができます。もう一つ、民間で堆肥化する処理施設がございます。それが計画が6,000トンで、稼働率が四十七、八%だと思います。だから今、単純に計算しますとこの民間の分と南あわじ市の分を足しても5,000トンぐらいあれば処理できるということになれば、この施設というのは6,000トンの能力がありますので、その辺も考えながら今後、県も踏まえて改善策を練っていききたいなというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

登里委員。

○登里伸一委員 128ページ、農地費のところではありますが、先ほどと同じことを聞きます。予算が2億1,250万1,000円ありますが、不用額が2,729万8,000円あります。これは予算に対する不用額が12.8%でありますので、1割に近いんですけども、この主な理由が次のページの19節負担金補助及び交付金であります。予算が1億1,600万に対して2,032万が不用になっておるんです。この内容を見ますと、負担金及び補助ですから、負担金等はもう大体初めから決まっておるでしょうし、補助金の関係かと思いますが、どうしてこれだけの不用額が出たのかをお聞きしたいと思います。

それから次に、134ページの農業活性化センター管理費であります。予算が488万8,000円に対して、100万5,000円が不用になっておりまして、使っておりませんで、20.5%の率になります。この内容的には、臨時職員の賃金であったり、需用費が主なものでありますが、こういうものがこれだけたくさん違ってくるという理由をお聞きいたします。

同じく134ページの経営構造対策事業で、予算が1億3,650万、不用が4,372万2,000円。この不用額は予算に対して32%にもなります。これは工事費、畦畔工事の理由であります。この1億3,479万の予算に対する4,335万4,000円も余ってきたという理由をお聞きいたします。

以上です。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） まず最初に、農地費の関係なんですけども、これにつきましては広域営農団地農道の事業の減少により、市の関係の負担金が減少したということで、これにつきましては約1,500万余り減少しております。それからもう一つ、土地改良事業、市単独事業の関係の補助金なんですけども、これが年度末当たりでちょっと完

成予定だったのが完成できなくなったりということで、その工事関係の補助金が出せなかったということで、マイナス約500万円、減少しております。それと、うちの農地整備課関係なんですけども、経営構造対策事業費の関係なんですけども、これにつきましてはコンクリート畦畔工事について、その中の残土処分地の変更と工事量の減少がありまして、これが約3,000万円。それから、入札減が1,400万円ということで、需用費の減となっております。

以上です。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 生涯学習文化振興課長の福原です。よろしくお願いいたします。

農業活性化センターにつきまして御説明をさせていただきます。まず不用額が出ております臨時職員の施設管理賃金なんですけども、こちらのほうは昼間の管理、それから夜間管理の2名の臨時職員を置いております。昼間のほうの管理につきましては、ほぼ予定どおり入るわけなんですけども、夜間につきましては利用者がある場合とない場合がありますので、最大といたらおかしいんですけども、賃金を置いている状態で不用額が出てきたと御理解をいただきたいと思います。

続きまして、大きいのが光熱費でございます。予算額でいきますと、これ、50万ぐらいの残が残っております。これは、電気の照明を落としたりクーラーを調整しながら出てきた分だというふうに御理解をいただきたいと思います。

続きまして、委託料でございます。こちらが11万残っておりますけども、設備の保守点検料で計上していますステージの吊り物のほうの点検をしておりませんので、今年度、実施する予定でございます。

以上、大きな点につきまして御説明をさせていただきました。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 136ページに畦畔の整備工事が入札減が1,400万とおっしゃったんですかね。私は個人的に、たくさん残してくれたからありがたいというふうに、私もそういう事業もしておりましたので、決して思いません。やはり、きちっとしたものを取っていただいて、利益を得て、企業も成長する、我々も立派な製品をいただくというのが主張であります。この畦畔に関する工事費の落札率というんですか、予定価格に対するのはどれぐらいであったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 農地整備課長。

○農地整備課長（喜田展弘） この分に関しては、87%でございます。

以上です。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

長船委員。

○長船吉博委員 138、139ページ、水産振興費。その中で、市水交会補助金。産卵用タコつぼ設置事業並びにアオリイカ資源増大事業、この二つなんですけれども、これは合併後、水交会のほうからの要請で継続した事業なんですけれども、やはりこの事業というのは継続して行うことによってその個体の維持増大ができておると認められるんですけども、いかんせん、このアオリイカに関しては、もうこの2年前ほどにも言ったんですけども、一般の釣り人が丘から釣るんですよね。それには水交会の会長もどないぞ、10月ぐらいから釣ってくれたらええのに、また、個体の小さなやつはキャッチ・アンド・リリース、そういうふうなのをやってくれたらいいんですけどもということで、看板の設置とかそういうふうなことを2年前に言ったんですけども、課長はまだそのときにはいてないんで、よくわからないと思うんですけども。

今、年々、素人の人が丘からアオリイカを釣っていると、これは、テレビが悪いんですよ。釣りテレビがそういうふうなことをやって広げてしまったんで。しかしながら、せっかく個体の増大に向けてやってる事業なんですけれども、いかんせん、その一般釣り人がふえてきて、早や8月の終わりぐらいからもう釣っておるんですよね。課長、こんなの御存じなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 水産振興課の榎本です。どうぞよろしく申し上げます。

私も阿万の人間でございまして、海岸べりにおりますので、そういうふうな風景はことしも見たことがございます。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 水交会の会長さんもそういうことを憂いているというお話もお聞きになったでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 前田会長からも伺っております。

○廣内孝次委員長 長船委員。

○長船吉博委員 これ、かれこれ10年近く、このアオリイカの丘から釣るのがブームに、ずっとブームになってきとるんですね。本当に、何らかの措置をせにゃ、やはりこの個体の維持、それから増大につながらないと。せっかくこういう事業をやっておるんですけども、何らか、釣り禁止場所なり釣り禁止とか、それから、10月1日からとか、そういうことをもう少し、その水交会さんとお話しして、何らかの対策が練れないものか、これ、2年ほど前にも言わせてもろうたんですけども、今もなおたくさんの方が来て、現に釣っておるとい状況なので、一度そこら、協議していただけますでしょうか。

○廣内孝次委員長 水産振興課長。

○水産振興課長（榎本輝夫） 委員さん御指摘のとおり、ただいま、看板等設置してそういうふうなことはされておると思うんですけども、今後、その対策に向けて水交会の会長並びに漁協の組合長さんとも協議いたしまして、適切な処理をしたいと思います。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 137ページの鳥獣被害について聞きたいと思います。この参考資料を見ますと、229ページ。これのとにかく有害鳥獣対策事業の目的というのを書いてあるんですね。最後のほうに、安心して農業生産に取り組める環境づくりを目指すということなんですが、まず、部長、目的はどうですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） これは書いてあるとおりでございます。私も一農家として、誠心誠意込めた野菜が鳥獣害にやられますと、精神的なショックが非常に大きいと。これを何とか、こういう方々を少しでもなくして、農業に取り組める方をふやすということで、鳥獣被害に対して、市も全力を挙げて取り組んでいる状況でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、参考資料の数字を見れば、結構捕獲しとるんですよ、これ。鹿が1,763頭、イノシシ1,254頭。これだけ捕獲しているにもかかわらず、農家の実態は、決して減ったという実感が無いねんな。なおかつまだ被害が拡大しとるかのようには我々は聞くわけですね。また共済の特別会計のとき、またこの鳥獣被害による共済のほうを聞きますけど、これ部長、どないすんの、これ、このまま、今のままで行くの、それともこれ以上の対策を考えておるの、どないですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 鳥獣被害の状況でございますが、捕獲当初につきましては、参考資料のとおりでございますが、被害額、被害面積につきましては、平成23年度で17.4ヘクタール、24年度におきますと11.3ヘクタールと、約3割減少している、そういうような状況でございます。ただ、農家の方におきましては、先ほど印部委員さんがおっしゃったとおり、なかなか減少したという実感が持てないというようなことをお聞きをしております。そんな中で、より一層事業につきましてはやっていきたい、そのようには思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく次長、今言うたように、実感はしてないねんけど、数字的に見たら若干下がっておるわけやの。ほんなら、ここまでやってきて、それだけ数字的には下がってきてるのやから、何とか農家が、市がこれだけ一生懸命やってくれて、ようけ変わってきたなというように思われらんと、これ、意味ないわけよの、意味が。せっかくのこれだけの、今年度だけでも4,100万円もの金を、前年度、24年度でもそれだけの金を投じてやっとするの。なお、執行部はこれ以上に、これだけではまだだめだと、これ以上に、そしたら何をしようかという考えは持ってるのか。そうでないと、このままではあかんので、これ。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 鳥獣対策の内容につきましては、いわゆる捕獲事業と防止柵等の設置が大きな2本立てでございますが、この上に、今考えてますのは、24年度も実施してます集落ぐるみで、人に任せるんじゃなくて、集落自体がいろいろお勉強な

り、また鳥獣免許を取っていただいて捕獲箱を置くとか、集落ぐるみでの取り組みについても今後推進をしていきたいなど、そのように思っています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 次長、市の行政というのはいろいろあって、目に見えるもの、目に見えなくても必要なものがありますけど、今、生産農家にとってこの鳥獣被害に苦しんでいる人というのは、ほんまに目に見えるようにやっぱり事業展開してやってもらわんと、やりよることが映らんわけよな。だから、そこらをよう考えて、もっと積極的に、今もやるとるんであろうが、農家にとって、ここまでやってくれるのかというぐらい、やったってくださいよ。

お願いして、終わります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう少し突っ込んで、ちょっと聞きたいんですけど、集落ぐるみというものなんですが、現状でも自己負担というのか、集落ぐるみといいながら、総費用の、たしか物によっては15%のものやら半額補助やらいろいろあったかに思うんですけども、この、この事業として負担率、これ、事業によって違いがあるんですか。どうなってますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 負担率、集落ぐるみの関係ですか。捕獲とか。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 捕獲であれば別に負担は要らんでしょう。防止柵、電柵なりフェンスなり、こういうことに負担が要ると違うんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 防止柵につきましては、資材費の85%の補助をさせていただきます。15%は地元負担という状況でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 地元負担15%は、この電柵であろうがフェンスであろうが同じですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 柵等でございますので、同じでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、電柵にしてもフェンスにしても、山間部とはいいいながらも林道、市道に関連して車を通るのが防げないからあけておくと鹿やイノシシの通り道になるというようなこともあったりして、設置場所というのを考えた上で、大規模にやってほしいというような要望があるんですよね。相当な大きな範囲で。そうすると、例えば集落をまたがったりとか、地元負担ということになってくると、その15%の負担でも相当額の負担が必要になってくるというケースも、今後想定されるのかなど。現場見とってなんですけど、思うんですけど。そんなところは情報をつかんでますか。声はつかんでますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 大規模の事業展開によります負担についての相談というのは、私自身はまだ聞いていません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 相当、松帆のほうでもそういう声はあります。実際に柵をしてあっても管理が大変で、電気柵なんかであれば常に草刈りをしないといけないと、それも非常に広い範囲をしないといけないと。しかも、草の丈が10センチぐらいまでに抑えておかないと、電気柵の効果が上がらんと。これは農家にとっては相当の負担やと思うんですよ。それでも事業がされないというのは、結局、放棄田になったり、あきらめてしまうというケースもふえているように、現場を回ればそんな感じがするんですよね。15センチまでに草を抑えておくというのは、これは大変な話やと思うんですけど、そんな作業をされたことはございますか、次長。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 作業自体はしたことはございません。ただ、柵で防止するのとあわせて、捕獲事業をやって、それでいわゆる農地に被害をできるだけ減少させるということが、それぞれのあわせた目的でございますので、もちろん、今おっしゃられたような手間もたくさんかかるかと思えますけども、そういうことはそれぞれ御協力いただきながら防止に努めていくということが必要ではないかなと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 特に山間部は高齢化になってきて、作業もそういうところはしにくいんですね。作業を1回、体験されたらいいと思うんですよ。夏の暑いときに草を刈りに行くのを、1時間でもやっていただきたいなど、ぜひ。ハメが出てくるかもわからへんですし、転落するかもわからん。こういうことなんです。

それともう一点、犬を散歩させたら危ないというのを聞いてますか。犬と一緒に散歩させたら危ないというの、聞いたことありますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 済みません、聞いてません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 イノシシというのは犬を見ると敵やと思って向かってくるんですよ。山間部で変に犬を連れて散歩しとると、人間ともども襲われてけがをしたりということで、犬を連れて散歩しないようにというおふれを出している自治体もあります。だから、これは農作物だけじゃない、そこにおる人間の安全にとっても大変な問題がはらんでおるんですよ。そういう点からも、やっぱりこれ、実際に現場の苦勞というのをもう少し、担当の方も、御存じの方もいらっしゃると思えます。それも、実際に、部長も農家で大変やとおっしゃってましたけれど、大変なんですよ、本当に。だから、電気柵、フェンス、そして労力、財政負担、そして米の価格、いろいろ考えていくと放棄田になっていくのもやむを得んと、農地整備課、農業振興部は放棄田はふやしたらあかんわけでしょう。そのための対策というのが根本的に要るんでないかということは今、言っておるわけなんですよ。部長、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部長。

○農業振興部長（神田拓治） ようわかります。次長も言いましたように、個体数を削減する、これも第一。第二が、被害を受けらんように柵をする。三番目が、それでも被害を受けたら、保険制度で救済をする。この3本で取り組んでおるんですけども、どうしても個体を削減するのに、猟友会にお願いをしておりますけど、どうしても高齢化になってきておると。新しい免許持ちを募っても、なかなか募集が少ないと。一時、十四、五人おったんですけど、去年が3人だったですね。ことしも数人ぐらいです。地元での課題は地元で、話し合いをしながら、協力しながら改善策を練っていく、これをやっぱり進めていかなければ、これ、絶対数が足りないということで、免許をとるについてもうちが奨励しておりますし、まちづくり対策にとっても根底な施策だと思います。これについても、うちのほうから県のほうに言いまして、県の推進費で、この対策するのは地元で取り組まな、これ、対応でけへんど、それを何とか支援してくれと、市もするよって、県もしてくれということで、去年から取り組みました。この輪を広げていきたいと、これでなかったら対策はないというふうに思っております。これに力を入れていきたいと思えます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 力を入れるということですので、終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございせんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 続けて、それなら、松くい虫のことを聞きたいので。これは松くい虫の防除で、決算書は136ページから139ページと、附属資料では233ページということ。

これ、一生懸命やってもらっとるというのはよくわかるんですけども、なかなか対策が十分効果を発揮し切れてないというか、依然として松枯れの木が、身近に見えるのは、慶野松原とか阿万海岸とか、こういう観光地のほうがよくわかるんですけども、山のほうは大方枯れてしまってるのかなというような感じもするんですけども。

これやはり、ちょっとまだまだ、予算をようけつくとはいいいながらも、十分まだ、もっとやらんといかんでないかというふうに思っとるわけですが。この伐倒駆除をやったからの被害木というのはどうなってるか、去年の実績を踏まえて今年はどうなってるかということについて、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 松くい防除につきましては、ここにありますように、本来、土砂の流出であるとか海岸の飛砂、または潮害防止等の森林の持つ本来の機能の保全、それとマツタケ等の生息地となります松林の保護等を目的として実施しております。

ただ、先ほど御質問ありました被害の状況なんですけども、大きくは被害がふえている面積というのは昨年と比べて変わってないように思います。航空防除の範囲についてですけども、民家や道路から200メートル以上離れたところでないとは実施できないということで、道路から見渡せる範囲では、おっしゃられるとおり、松枯れが目立つわけなんですけども、山中の、中に入りますと健全な松林がまだ残っているということでございます。こういった状況であります、しかしながら、松枯れの範囲というのが年々、少しずつではあります、健全な松の範囲がせばまっていると、そういうような状況でございます。

事業のことについてもあわせて御説明を申し上げますと、市としても県事業の、特に航空防除範囲なんですけども、県の約3倍の事業費をつけて市の事業として航空防除等をやっています。努力を重ねていると、そういう状況でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 山の中のほうは、上から見ないとわからないので、そこはちょっと評価は私はできないんですが、特にこういう観光地は、林業振興とは関係ないのかな。慶野松原の松は、これは林業振興から出ないんですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 慶野松原の松に関しましては、慶野松原荘の駐車場から湊側手につきましては私どものほうで、いわゆる海岸の飛砂、砂が飛ぶとかそういうような状況がございます関係上、松の保全を行っております、松くいの防除につきましても実施をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 慶野松原もそうですが、阿万のほうもそうなんだろうと思うんですけども、やはり今行っても、大変、アカマツというか枯れてますわ。ようけ枯れてますよ、本当に。これは、これを放置しとると、そこから成虫が残ってまた飛散をして、冬の間に、秋から冬にかけて卵を産みつけて、また夏にかえるというようなサイクルで被害がふえて

いくんです。一旦入ったやつは、なかなか、2年ぐらいかけてじわじわと枯れていくんです。今、きれいな松だったって、恐らくその中に松の材線虫という虫が寄生をして、徐々にむしばんでいっていると。人間でいえば結核や何かにかかって、徐々に肺がむしばまれていってるとい状態、外から見たらわからないけども、気がついたときにはもう枯れているという状態になる、そういう松くい虫、あるいは松の材線虫の巣になっている木が枯れた木として立っておるわけですよ、今、現状として。これはやはり、伐倒駆除をしても恐らくもうその周辺の松は何年かしたらもう全滅するのと違うかという心配を私はしとるんです。

これも農業振興部のほうにも言うたし、当該の私有地、民有地の所有者にも言ってあるんですけどね。なかなか対策としてはおこなっていると。このあたりをやっぱりやっぺいかないと、慶野松原、中学校にしてもそうなんですけども、これは教育でまた言わない話なんですけど、西淡中学、松というのが、今度の校訓の中にも入っておると思うんですけども、肝心の松が枯れていってしまうという状況というのは非常に教育的に見ても観光面から見ても、また、そういう飛砂防止、林業、松の保全というような観点から見ても非常に重大な問題をはらんでおると、今見えないけれども瀕死の状態になってるとい問題意識を持ってほしいということなんですよね。その点、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 今お聞きしてますように、先ほど申しましたとおり、慶野松原荘から湊側手については私どもが所管して、松くい防止に当たっております。地上散布、全域にわたりまして行っておりまして、また、ポンプで防除をしてるわけなんですけど、ポンプ能力を上回るものにつきましては、直接、幹に薬を打つ樹幹注入、そういうこともやっております。

ただ、範囲としまして、いわゆる国有地なり、市有地の範囲でございまして、今おっしゃられるような個人有地の中にある松、これにつきましてまで、今なかなか対応をできない、それぞれ当然、所有者にも了解を得た上で動かなければいけない、そういうような状況がございまして、その辺につきましては御理解をいただきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そしたら、対応を民有地の方にも求めるということはやってほしいと思うんですけど、ただ、航空防除なり地上散布にしましても、特に航空防除、地上散布というのも効果あるんですけども、今、樹幹注入というのは3年間効果があるということでこれが結構、中径木、大径木に対して効果があるということで、これも一般質問の中でも

以前触れたことがあるんですけども、それをやり出してから大径木の松が枯れにくくなってるとい、これ、報告が、レポートが出てるといことを、この間、一般質問でも指摘したんですけども。

ですから、健全な松は樹幹注入で守りながら、広範囲に地上散布もやるんだけども、どうしても守るべき松ということについては、特別の手だてを打つと、そして、事業者に対しても一定の補助もやって守るといことの取り組みをするといことの働きかけも必要なのでないかと思うんですよ。その点、いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） いわゆる守るべき松については、どれがそうかといのがなかなか判断しづらいつころもあるかもわかりませんが、そういうようなものについてはできるだけ対応していきたいと、そのように思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これ、慶野松原の整備計画を見てもらったらわかるんですけど、中径木という言い方をしてますわ。中径木についてもやはり保全のための努力をすると、中径木といったら結局、育つまでに何年もかかっておる木ですから、それが消えるとそこまで行くのにも何十年もかかるといことなので、まず中径木から守って、すき間が出たところに植樹をして、それを何年もかけて育てていくとい。消毒だけではやっぱり、育成といことも含めてやっていくといことで、計画が出てるとい思うんですよね。それに沿った形で対応されたらいいとい思うんですよ。いかがですか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 計画は、いわゆる慶野松原全体の整備計画のお話でございますでしょうか。私ども所管の範囲では、まだそれも参考にさせていただいて、検討させていただきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 非常に、これ立派なまとめになってますので、ぜひ勉強して、我々も勉強しますが、やっぱり所管となったら勉強していただいて、慶野だけではなくて観光資源として、やっぱり阿万のほうの松も大変貴重なんですよね。これは、同時にやっぱり

やっていくと、そして、それが観光資源になっていくとなれば、やはりこれ、大きな我々の財産になると思うんですね。必死に守ればできるという実もあるので、取り組んでいただきたいと思います。予算に枠があるとか言わないで、失わないために、全力でやってほしいということなんです。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 それでは、労働費、農林水産業費を終わります。
暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

⑤ 商工費

○廣内孝次委員長 再開します。

次に、款7、商工費、ページは142ページから149ページまでの質疑を行います。
質疑ございませんか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ページ143、補助金の関係でお聞きをします。昨日の監査委員さんから補助金については精査をするというような言葉がありましたので、多分、していただけるものと思うんですが、監査委員から出る前に、執行部の担当としてしっかりと考えていただきたいと思います。

143の補助金の中の消費者協会に対する補助金があるんですが、この消費者協会という団体の性格と構成制度、構成がどうなっておるのか、お聞きをいたします。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長(阿部員久) この消費者協会でございますが、まず、目的といたしますか、協会の目的につきましては、みずから賢い消費者になるため、研さんを重ねるとともに安全・安心して暮らせる地域づくりを積極的に推進させるという目的からこの協会の事

業を進めております。

それで、構成員につきましては、旧町単位で4つの支部がございまして、現在、会員数が98名登録されております。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 この構成員の中に、婦人会からの人は何割ぐらい入っていますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 婦人会に関連しておりますのは、現在、南淡地区が婦人会のほうから推薦というのか、出てきておられますが、南淡地区で48名、登録されています。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ほかの地区は。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 各支部につきましては、緑支部が7名、西淡が21名、三原が22名、先ほど言った南淡が48名ということでございます。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 それは、婦人会からの出身の方ですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 婦人会とはまた違う、別の組織ではございますが、推薦母体が婦人会というふうな形になっています。ほかの、緑、西淡等につきましては、婦人会の、緑、それから三原につきましては婦人会組織はないということで、一般の方から入会される方ということで有志の方が入っておられます。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 147ページの文化スポーツ合宿の誘致の43万8,000円ということですが、これの実績、件数等々について、御報告をいただきたいと思います。

過去の分も含めて。2年目か3年目か4年目でしたか、これ。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと済みません、24年度の資料しか、ちょっと今持ち合わせてないんですが、24年度につきましては27件で、1,032人の方がこれを利用されています。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 たしか、これは交通費なんか、明石海峡、鳴門海峡の分に相応する補助をするという事業やったと思うんですが、窓口はどこがされてるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この担当は商工観光課で行っておりますが、申し込みにつきましては教育旅行社等から各大学・専門学校等が申し込みをしまして、各宿泊施設で受付をしております、宿泊施設がその団体に大鳴門橋、それから明石海峡大橋の橋の部分の通行料を立てかえて一旦払います。それを宿泊施設から市のほうへ請求が来るというふうなシステムになっております。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 さっき、その仕組みをお聞きして、あら探しをするわけじゃないんですが、その教育何ちゃらみたいな窓口を知らずに独自でこういう旅行に来たり研修に来たり、合宿に来たりされる方がいると思うんですけど、単発で。そういう方々にもこういう情報はちゃんと伝わってるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 先ほどちょっと例に教育旅行社等と言いましたが、それ以外の旅行社でもこういう制度を受け付けておるところにつきましてはあっせんされてい

ます。それで、市のほうとしましても、ホームページ等に掲載しまして情報発信をして、利用される方は申し込んでいただきますよう、行っております。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 こうやって補助を出して、多分、合宿を企画された方は大変助かって、また、リピーターにもつながるのかなと思いますけども、新しい方をどんどん、やっぱり引っ張らないかんですわね。そういう努力として、過去の、何年やってるんですかね、これ。どんどん金額がふえてきて、ちょうどいいぐらいの事業であって、まだまだ上限も、もっと上げていって、やることに意義があると思うんですけれども、過去からふえてますか、この申請数は。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この制度につきましては、平成20年から行っておるわけでございますが、利用者につきましては増加の傾向ということであります。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 よく現場の声とか、もちろん民宿の方々、宿泊施設の方々の企画というか、案もどんどん取り入れていただいて、この事業はぜひ、もっとお金を使っていいと思いますので、目に見えるような効果が出るように、引き続きお願いしたいなと思います。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 情報発信等、周知を徹底しまして、もっとPRしていきたいというふうに考えます。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 最後に。いつも教育部長、修学旅行とかも含めて、私はこういう合宿、研修、もちろん社員研修とかも、営業に行っていたきたいなと思っています。ぜひこの、こういう補助金も絡めながらやれると思いますし、南あわじ市にはそういう研修施設、観光どころ、たくさんあると思いますので、ぜひやっていただきたいと、元岸上教育部長のときにも申し上げたのですが、具体的に攻めの営業をしてほしいんですけれども、

もっと。産業振興部も教育部も一緒になってやっていただきたいんですけど。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 産業振興部の岸上敏之です。よろしくお願いいたします。

この合宿誘致につきましては、今、課長から申し上げましたように、平成20年度から取り組んでおります。それで、今はこの宿泊施設等なんかと連携して取り組んでおるところでございますが、その中でもこの、特に、ある地域では民宿の方が非常に力を入れておりまして、ただ、そこで話を聞きますと、名古屋方面からの修学旅行などが体験型でごく多かったわけなんですけど、今、淡路島への観光が御案内のとおり、少し低調ぎみというようなことで、その名古屋方面からの修学旅行生も減っておるようでございます。それで今回、教育部と連携を図りながら、そういった合宿誘致、どんな形でしとるかというところを近々のうちに、よく取り組んでおるところ、事例がございますので、そういったところも研究しながら、教育旅行にも力を入れていきたいなというように考えております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 147ページ、サイクリングターミナルとサンライズの改修工事、附属資料は257ページになりますか。これは相当、改修工事をやったと。これはやはり、サービス向上なり施設維持のためにどうしても必要だったものと思うんですけども、具体的にどのようなものが改修をされたのか、サンライズ、サイクリング、それぞれについて説明いただけますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、サイクリングターミナルにつきましては、指定管理者が23年度途中からかわったということで、非常に老朽化、特に外観面が著しく悪かったということで、外装、それから玄関周り、ロビー、そういった目に見えるところからまず改修をしております。それと、トイレの一部を洋式化するというふうな工事を行いました。

それから、サンライズにつきましても、同じく玄関周り、ロビーであるとか、それからフロント周辺の内装工事を行っております。それと、外灯も一部、ついてないところがありましたので、外灯修理を行っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはいつごろ工事されましたか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 24年度の当初ということで、夏のシーズンに入るまでに行っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 昨日、入のところで雑入の使用料の話で、ちょっといろいろ教えてもらったんですけども、これ、指定管理の収支計画書に比べまして、サイクリングのほうで施設使用料が平成24年では769万4,000円というような目標でやったと。それから、サンライズについては1,352万5,000円の施設使用料を入れるという予定であったと。これは、それぞれ1億円以下であれば、収入に対して13%かける15%というような計算式であったかと思うんですけども、しかし、実際に入ったのはサイクリングで592万とサンライズで1,120万ということで、ちょっと割り戻しをしてみますと、サイクリングのほうが入で25%、目標を下回っているという計算になるかと思うんです。それから、サンライズについては約18%の目標数値に対しては減というふうになってると思うんです。そのあたりはなぜそうなったのか、その説明はいただけますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この両施設につきましては、平成23年度に当時の指定管理者が倒産するというので、一時閉館したり、また、直営でやっておいた時期があります。そのときに予約されておる方がキャンセルされたり、また、お断りしたりというような、ちょっとドタバタがありまして、そういう影響が24年度に出てるんじゃないかというふうに思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それは説明になってないんじゃないかな。平成23年度がスタートで、しかも24年度から6年間の計画を出しておるわけでしょう。ドタバタとかいうような話じゃないと思うんです、やっぱり。しかも、平成24年度のシーズン前には改修工事もや

ってると。これ、12月ぐらいだったかな、移行したのは。4カ月もあって、それで目標に対して25%減ということは、4分の3ということでしょう。それから、マイナス18%というのは、これは私のちょっと確認なんですけど、違ってたら違うと言ってくださいよ、2割も少ないと。

何でこんなことを言うかといいますと、前も今も、倒産を挟んで不良債権で2,000万だったかな、これ、不納欠損せなあかんという話があるわけでしょう。だから、そういう心配をするわけです。また経営が立ちゆかなくなっていて、二の舞をしないかと。そのためには年々の着実な実績が必要でないかと。立派な計画も出しておるし、非常に信頼のおける事業者だということで指定管理をしようとするわけでしょう、選考したわけでしょう。それが初年度から売り上げ目標25%減、18%減というようなことになると、これは大変なことだというふうに思っておるわけです。その点、いかがですか。

その売り上げに対して、サイクリングは25%の減であると、これは割り戻しの推測なんで、違ってたら言ってください。それから、サンライズについては割り戻しで予定収入に対して18%減という計算をこっちが勝手にしたんですけど、合ってますか、間違ってますか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その数字でございますが、こちらのほうでも計算しております。施設使用料、これについて、指定管理者が提案計画に入れておりました数字が、1,294万であったと思います。それに対して、実際の金額が1,120万2,569円で、86.57%。約14%ほど少なかったということでございます。それと、サイクリングターミナルにつきましては、提案計画が施設使用料769万4,000円に対して、552万3,616円ということで、71.79%ということで、29%ほど少なかったということになっています。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 サンライズは、これ、資料を、ほな、差しかえる前のをコピーしてきたのかな、そしたら。議案書のものをそのまま持ってきたんで、議案書の添付をそのままコピーしてきたんですけども。それによると、収入合計が1億4,830万。それに対して施設使用料が1,352万という収支計画。そうすると、それに対して今日入っておるのは、雑入で入っておるのは1,120万ということで見ますと、そういう数字になるのかなというような計算をしたんですけども。違ってたら。サイクリングのほうは大体合うてるといえることですね。ですから、いずれにしても初年度からの目標にしたなら、サイク

リングはちょっと厳しかったと。これはそれなら今、現状では、25年度についてはよくなってるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっとまだ25年度は比較しておりませんが、いろいろと実施事業をやっていただいて、増員には努力されているというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 24年度の分を25年度で回復し、また伸ばしていただけるということであれば、それはそれで言うことがないんですけども。この24年決算を見ると、ちょっと問題があるんじゃないかと思われましたので、指摘をさせていただきました。25年度、中間的にもあるのであれば、早速に経営状況の状況を、報告いただけるものであればいただいて、改善すべき点は改善するものとして方向性を示していただくように求めておきたいと思うんですけども、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 調査して、また資料等は提供したいと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の関連なんですけど、これ、まずお聞きしたいんですけど、この決算資料に継続的にサンライズの使用料の未収額が、今言っておりましたように約2,000万ということなんですけど、決算書にこれ、何で出てないんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まだ裁判中でありまして、その結果が出てなかったということで、調停をあげてしておりますので、決算書の数字には上がってきてないと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 裁判の調停中であろうがなかろうが、とにかく毎年入ってくるべきものの使用料が未納の場合は、裁判であろうがなかろうが、決算書にまず、これだけの収入未済額がありますよと上げておくのが普通ではないんですか。そうでないと、我々、仮にこれ、決算資料を見ておって、これ、何ぼ探しても出てないんで、どこに出とんのかというようなことで思っておったんですが、これはどこで出とるんですか。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 印部委員が今おっしゃってるのは、今、裁判中の二千数百万の金額のことですか。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、とにかく、サンライズから市のほうに施設使用料が入ってくるべきものが1年半、2年入ってなかったのが、今、聞いておりますと2,000万ぐらいあるというふうに言われておるのですが、それがこの決算書に出てないなと思ったので。どこに出とるんですか、これ。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 決算書の39ページのほうをお開きをいただきたいと思います。その雑入なんですけど、真ん中からちょっと下のあたりで、右から2つ目に収入未済額というのがございます。トータルで3,300万余りなんですけど、そのうちの2,100万か2,200万ということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今回、わざわざこの決算附属資料という、非常に見やすく好評のものがあるにもかかわらず、何でこんなところにくくってしまって。やはりこれは、聞かせてもらわんとわからんのであって、我々、見ても非常にわかりづらいんですね。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） 決算書の様式上、表示するようになってませんので、それについてはやはり、こちらからの説明ということで、しないとわからないと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 さっき同僚委員が先日聞いておりました質疑の中で、答弁でこの2,000万余りの未済額が時効とかいろいろなことによった場合には、不納欠損をせざるを得んというようなことを言われておりましたが、担当者、そういう考えでおるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 裁判所のほうからそういった確定の通知があったということで、その債権については、もう入ってくる見込みがないということで、不納欠損せざるを得ないというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっとそれはおかしいな。我々、産建の委員会でも特にこのことについてはよく質疑をしておったわけですが、その場合に、債権者会議をやっておるとか、今、裁判中であるとかということで、債権者会議に行ってきたんかと言われても、なかなか確定した返答がなかったんですが。現実に担当者は、今まで裁判の中において、債権者会議に何回、そしたら出席して話を聞いてきたんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 債権者会議というのは正式には行われてなくて、そういった裁判の傍聴というか、立ち会いには行っておりますが、実際に債権者会議というのは正式には行われておりません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 おかしな話やな、しかし。市が2,000万余りもの使用料を指定管理してあった会社からもらわんといかんものを、それが収入がストップした、そのときに向こうはどういう形であれ、裁判した場合、市の担当者もそれなりの協議というか、債権者会とか、弁護士から招集されてそういうようなことを委員会で言っていたように思うんですが、1回もそういう会は、市は行ってないんですか。ただもう、ポンと裁判、傍聴しに行って、裁判の結果を聞いてただけですか。そんな、2,000万もの金が入らんの

に、市は傍観しとただけですか。それはおかしいぞ。そんなことで2,000万円、不納欠損するやて、そんなばかなことないよ。ゆっくりでええわ、正確に言ってくれ。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 破産管財人のほうから、そういった債権の調査がございまして、うちのほうからはこれだけありますという交付請求は行っております。ただ、裁判所での結果、そういった財産がないということで、支払い能力がないという結果が出て債権が返ってこないというふうな結論に至っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 課長、これ、今のそういうことを言ってますけど、この原因が起こったことかいかんとあかんねん。原因は、何で起こったんですかと、こういう原因が。我々議会は、サンライズの指定管理においてこういうことになる1年も2年も前から、議会はこういう懸念があると、早く指定管理をとめて、この被害を少なくするようにと、我々は議会において、執行部に再三再四、申し入れをしとったわけ。申し入れをしとったにもかかわらず、執行部は遅々として動かなかった。それが1年半、2年たって、いよいよどうしようもいかんようになって、また新たな会社をつくってみたり、指定管理者をかえてみたりしたわけ。そのときに既にこれだけの未収金があったわけ。そうでしょう。

原因は、相手ばかりでない。市にも原因がある。それを、裁判で債権が何もありませんでした、とるものがありませんでした、時間が来たら不納欠損します。ばかなこと言わんどいてくださいよ。そんなことが通るのやったら、これは大変なことや。執行部は努力してなかったんや。それを勝手に、5年来た、6年来た、不納欠損処理してもいいようになりまして、します。そんなことで議会が、これが通ったら大変なことや。執行部は責任持った仕事をしてないということや。何を言うтонねん。こんな勝手なことが通るかいや。来年の話であろうが何の話であろうが、今、そんなの、来年の話をそういうようなことを言いよるねん。何を言うтонねん。副市長もそのとき、一生懸命答弁しよったやないか。何を言いよんねん、そんなこと。ほんなこと、簡単に通ると思ったら違うよ。誰かのそれなりの処分を受けてからでない、そんな不納欠損やいうこと、絶対させらん、それは。ばかなこと言うな。市民に怒られるわ、それだけの金をどぶに放ってしもうて。ほんで、事前に我々は、再三再四、議会は警告しとったんやないか。そういうこと。

ですから、これはこれでええけど、先日、同僚委員が言うとった質疑の中で、時期が来たら不納欠損せざるを得ないかということ言うてましたね。そんな簡単に不納欠損できるはずがない。やるならやるで、それなりの、皆さん方の責任者の方、処分を受けてから

やるべきであると思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書では144ページから147ということで、観光施設のいろいろ、これも改修工事をやったり、先ほどと同じところなんですけども、大鳴門橋記念館の改修工事ということで、これも実績が上がっている。思ったよりもトリックアートですか、これによって人形座が抜けた穴が埋められておるといふところの説明を、もう一度いただけますでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 大鳴門橋記念館の人形座が出ていった後の措置としまして、記念館のほうで自主事業として、その跡地を利用してトリックアート展をしたということで、その減少を努力していただいたということでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 詳しい数字はちょっと、今わからないんですが、人形座が抜けて、どれぐらい減少になったものを、このトリックアートなどで回復したのか、どの程度の回復であったのかということについて、もう少し数字での説明をいただけませんか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） ちょっと申しわけございません。今、数字的な資料は持ち合わせておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それを見ないと、回復したのか足らなかったのかというのがちょっとわからないのでね。相当できたというふうに、雑入だったか、どこかの入金の関係であったかに思いましたので。もう少し詳しく知りたいと、決算ですから。そういうように思っ
とるわけなんです。

トリックアートだけじゃなくて、やっぱりブルーベリーみたいなこともやって、集客の努力、それ以外にも本体のほうでお客さんが伸びてるかもわからないし。そのあたりがリアルにわかれば努力の跡もよくわかって、決算としても評価もできる部分になるのかなというふうに思うんですけども。そういう観点からちょっと今、聞かせてもろうとるわけですが。

委員長、休憩をとってもらえますか、それなら。わかるんだったら調べてもらって、報告してもらおうと。

○廣内孝次委員長 商工観光課長、休憩とって、その間に調べることはできますか。記念館の。

暫時休憩いたします。

(休憩 午後 2時44分)

(再開 午後 2時45分)

○廣内孝次委員長 再開いたします。
副市長。

○副市長（川野四朗） 24年度の大鳴門橋記念館の売り上げ状況なんですけど、入場売上高は5,261万3,000円。それで、対前年度比が223.3%。売店の売り上げが9,221万円で、これは少し下がって、78.7%、対前年度比です。食堂の売り上げが7,706万6,000円で、98.9%。その他の売り上げですが、2,892万5,000円で、72.0%。売り上げの総計で、2億5,081万4,000円で、対前年度比は96.9%ということでした。ただ、先ほどの人形座が出た後のトリックアートをやったわけですが、その入場者数を見ますと、やっぱり223%ということでしたので、人形座の後をトリックアートというようなイベントで回復しているというふうに思っております。それで、トリックアートも、一時期、食堂をトリックアートの場所としてやったということですので、先ほどのお話のように、食堂の売上高は対前年度比よりも落ちておりますけども、入場売上高のほうは200%以上になっておると。

トータルで、先ほど言いましたように、前回、印部委員さんの質問でもお話しさせていただいたように、この当期については2,320万円の営業利益が出ていると、当期の純利益が出ているということですので、市のほうからも1,000万円のトリックアートの経費は支出をいたしましたけれども、それを差し引いても1,300万円の当期

利益が出ているということでございますので、大鳴門橋記念館の皆さんも非常に努力をされて、営業成績が上がってきているというふうには見受けられます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 トリックアートも何回もリピーターがあったりとか、いろいろ工夫して非常に楽しい企画であったというふうに思います。これは25年度にも継続してやられているのか、この努力が引き続きやられているのか、どうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長 副市長。

○副市長（川野四朗） トリックアートが非常によかったのも、それも一つのターゲットかなというふうなことは言っておりました。ただ、今度人形座が出た後、あの空間はできるだけそういうふうなものを、多目的に利用できるように、その空間を利用したいというふうなことで、少し我々が考えておった大鳴門橋のリニューアルを変えていきたいというふうには思っております。トリックアートになるのか、また、ほかのそういう新しいイベントになるのか、これはまだ、私も聞いておりませんが、新しい観点で利用していきたいということをおられました。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いい結果を継続してほしいということがあるわけですが、それと、これも一般質問でちょっと提案した、大鳴門橋の遊歩道といいますか、こういったものも今後、検討していただく、研究していただくというふうな話もちょっとあったわけですが、やはり観光資源を生かして立派な、人形座がなくても立派にやっていけるというようなことで、この地域、この施設の有効活用を図るための調査研究、取り組んでいただいているかと思うんですけども、その点、どうですか、担当は。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 委員のほうから前にそういった御質問がありまして、今、鋭意調査をさせていただいておるところでございますので、どうか御理解いただけたらと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どの程度調査されてるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） そういった、あそこを開発することが可能かどうかも含めて、今、調査研究をさせていただいておるところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 どこか聞いてますか、どこに尋ねて。例えば、もう徳島ではやったんでしょう、そこの話はしましたか。資料、取り寄せましたか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今、現段階ではこの大変、名称をちょっと間違うかもわかりませんが、道路公団関係のほうで、聞き取りなんかをしかけておるところでございます、まだ具体的な資料としては手に入ってはございません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 あれ、6月議会でやったかな。時間はたっぷりあったと思うんです。こういうのは、ちゃんとかんでいかないと。やっぱり、後手に回るのはよくないし、既に後手に回っているでしょう。平成13年、12年だったか、鳴門をやっておるんですよ。もう10年以上おくれとるんですよ。そんなにのんびりしよって、よくないですよ、やっぱり。何とかこれを、地域を活性化させるために、観光事業を元気にするために、もっと必死で動いていただかないわけにはいかんと思うんです。もっと必死さが欲しい。必死にやってください。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 引き続いて取り組ませていただきます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 必死にやってください。引き続くだけじゃない。必死にやる、目の色変えてやってもらわんと。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 引き続いて一生懸命取り組ませていただきます。御理解ください。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 簡単に、もう簡潔に、私は決算なんでやらさせていただきます。144ページの観光PR事業委託料というやつと、淡路島観光協会補助金についてお尋ねすんのやけど、この観光事業委託料というのはどのような事業を展開をされとるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この観光PR事業委託金でございますが、これは一昨年に水仙郷の状況が非常に悪くて、入り込みも少なかったということを受けまして、これは自然の中でございますが、それで減ったということもございまして、PRも足らんかったんじゃないかということで、特に水仙郷のPRに特化しましてやった費用でございます。

内容につきましては、各旅行社へのキャラバン、それから広告宣伝、それからインターネットによる楽天トラベル等のホームページへのアップ、そういったものに使用しております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 結局、簡単に言うたら、200万かけて水仙郷のPRをしたということやの。そうですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そうでございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたら、24年に200万かけて水仙郷のPRした結果の事業効果はどうでしたか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） まず、こちらから売り込みました旅行者へのツアーの企画、これにつきましては、約800人ほどの入り込みがございました。それと、ホームページ、楽天トラベルにした分につきましては、各ホテルへの予約がふえまして、宿泊者がふえたというのを聞いております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 よかったですね。

次に、この淡路島観光協会補助金、これ、1,250万という、この辺、具体的にどのような用途なんでしょうか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 観光協会への補助金につきましてはこの1,250万、これは3市同額で淡路島観光協会のほうへ出しておりますが、主な事業につきましては、淡路島の観光PR全般、それから、いろんなイベントの開催、また、調査研究、広告宣伝、それから、淡路地区、洲本地区、南あわじ地区とありますが、地区の行事等の経費に使っております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 これ、3市均等で1,250万ずつ出しとると。おかみの会とかいうて、阪神間というて、ああいう事業のことを指しとんのか。洲本温泉も、あの宣伝に使いよるのですか、これは。南あわじ市のどこかの施設の宣伝は、この1,250万で、南あわじ市の観光施設の宣伝PRというのは、この洲本の観光協会のほうでやってくれよるんですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） それぞれに先ほど申しました3つの地区がありまして、その地区で独自の行事をやっております。委員さんがおっしゃった、洲本の旅館連盟等につきましては洲本地区の行事、それから、南あわじにつきましては、これも独自でやっておりまして、主なものはおもてなし事業として、南あわじ市の商工会との連携事業、それから、鱧のPR事業、そうめんPR事業、淡路人形のPR事業、3年とらふぐと水仙郷のPR、そういったものを南あわじ地区ではやっております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 南あわじ市はそやさかい、今言いよったようなことを阪神間なりでPRしていただける事業もしよるといふことやな。事業効果はどうか。ありましたか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 観光客の入り込み数を参考にしますと、宿泊者が伸びておるといふふうな効果がございました。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 洲本に負けないように頑張って、南あわじ市の宣伝をしてください。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 先ほど、蛭子委員が遊歩道のお話をされておりました、部長も性根を入れてやるという答弁をされておりましたので、参考までにちょっとアドバイスをしたいと思います。

アドバイスになるかどうかはわかりませんが、当時、福島町長の時代でした、ちょうど私もその当時、議長をしておりました。そして、南淡の観光協会会長さんが斉藤さんということで、遊歩道の話が出まして、それを東京の、横浜ですか、ベイブリッジとか、あそこも遊歩道があるわけですが、二、三、そういうところを視察にも行ってきて、国のほうへも、当時の鴻池先生を通じて行って、そのときは全線遊歩道にしても、もちろん、新幹線が通るように設計されておるといふことで、全線でもいけると。うちは、約半分、

今、鳴門から来てますけども、そういうことで、本当に実現可能なところまで行ってたんです。ところが、当時の阿淡汽船が非常に営業不振に陥っておりまして、もう社長は亡くなっておりますけども、そういう、社長がそれをやるとなさら営業に響くというようなことで、福島町長と同期であったというようなことで、その話が急激にしぼんでしまったわけですね。

そういうことで、私も三期で議員をやめ、そういう中で話が頓挫し、そうして何年かして、今、鳴門から来ているというようなことで、これ、必ず全線いけると、そのとき言ってたんで、部長、必ずこれ、ほんまに取り組んだら実現が可能やと私は思います。そのときに、真っすぐ行っておったら、もう、いち早くできてたと私は思うんです。そういうことでひとつ、国のほうへ話に行ったら、私はなると思います。これは、市長がどういう考えを持つとるかわかりませんが、当時、そこまでいったんですから。全線でも引けるということで、参考にしてほしいと思います。本当の話ですからね。

以上、終わります。

○廣内孝次委員長 答弁よろしいですか。

ほかにございませんか。

印部委員、大分長いですか。

わかりました。それでは、暫時休憩いたします。

再開は3時10分といたします。

(休憩 午後 3時00分)

(再開 午後 3時10分)

○廣内孝次委員長 それでは再開いたします。

印部委員。

○印部久信委員 ページ146ページの、灘黒岩水仙郷管理費についてお伺いいたします。

この6月議会に、灘水仙郷の指定管理がかわりました。そのときの指定管理がかわるに当たっての添付資料に、22年度、23年度、24年度の収支決算書が参考資料としてついてたわけですが、その参考資料の中の数字を見ておきますと、いささか疑問点があり、執行部に聞かせてもらったわけですが、結局、そのとき副市長が出納閉鎖も済んでいるので、何とか対応を考えてみたいということで、このたびの補正予算に上がってきておる、この灘黒岩水仙郷管理費補正額72万6,000円というものが上がってきておるわけで

すが、副市長、これが6月議会で副市長が私どもに答弁していただいた対応ということでよろしいですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この水仙郷の施設使用料、私どもの会計処理上の、ちょっと適切どころがなかったということで、今回、9月の補正によりまして、施設使用料を追加という形で上げさせてもらっています。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということになりますと、課長、本来ならば24年度の予算に黒岩水仙郷管理費、24年度は261万ということに対して、本来ならばこれに72万6,000円がプラスされて本来出てきておるのが自然であるということですね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） この72万6,000円につきましては、前の指定管理者が指定管理終了後に園地の整備ということで肥料やりをしていただきました。この分で既にもう年度が終わってからのところでございましたので、予算がなかったというようなところもありまして、指定管理料と差し引きしたような処理をしてしまいましたので、その修正ということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ということは、今の課長の話ですと、6月補正で上げてくるのが本来であったということですか。そうですね。これ、指定管理が、私どもの産建に付託されたのが6月議会であったと思うんです。そのときの、この次の3年間の指定管理に対してのこの参考資料にこれが上がってきて、我々が、議会が見て、これは不自然でないかということであったので、本来は6月補正でこれが上がってきて、この参考資料が72万6,000円を引かない数字をここへ上げておくのが正しかったということですね。そうですね。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） そのとおり、6月に置くべきだったと思います。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、私はそういうことをきちっとしといたら、これ、何ら問題はなかったと思うんですが。市のお金の執行とか収入に対しては、差し継ぎはおかしい。あくまでも、要るお金は財政処置をして、予算化して使う。入るものは入るということでやってもらわんと、こんなことを差し継ぎでしよったら、構造改善の地元負担金であっても、補助金をそれだけ減して補助しといたら負担金なしということになるわけでしょう。ですから、これはきちっとやってもらわんといかんと思うんです。

それで課長、これ、72万6,000円の肥料代とかなんとか言ってましたけど、実際にこれを、現場は確認されとるのですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） その肥料やりを行ったときは確認しておりませんが、やってもいいかという相談を受けまして、お願いしたというところで、やっているところは確認はしてありません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これ、課長、予算執行する場合、領収書とかそんなことばかりで、やりました、できましたというてお金が動いているわけではないと思うんです。やっぱり、随契であれ何であれ、72万6,000円のお金が動くということは、現場とかそれなりの確認作業というのは必要だったと思うんですが、このお金でやりますよ、やりました、幾らかかりました。そんなようなことで、この公金が使用されているのは私は不自然だと思うんですが。何でそれ、誰も見に行かなんだのは、何ですか、それは。現場確認してないのに、金が、72万6,000円の金が動くというのは、ちょっとおかしいと思うんですが、どうですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 今回のこの工事につきましては、指定管理しておりました黒岩自治会のほうでやっていただいたということで、その後、4月以降にまだ、どこに指定管理するかということが決まっていなかった時点で、それまで指定管理を行ってござ

した黒岩自治会さんのほうでやっていただいたということでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、私が言いよるのは、これだけのお金を使って、肥料とかもろもろ、その黒岩水仙郷にやったわけでしょう、次の指定管理者に対して、整備をして渡したいという気持ちでやったんでしょ。これ、市というものは、こういうお金を使った場合、予算執行した場合に、これ、お金を渡しました、これだけやりましたというだけのことで、事を済ませとるんですか。もう、何らかの、誰かが立ち会いとかなんとか、工事をした確認というものは、南あわじ市というものは、これはせんでも、皆、全ての事業、いってるんですか、これは。金額の多少にかかわらず。

仮にこんなことがまかり通るのやったら極めて、市のお金をもらって事業をしよるの、この管理というのはどないなっとんのか、非常に疑わしいように思うんですが、これ、どこに聞いたらいいのか。財務に聞いたらええのか、どこに聞いたらええのか。総務に聞いたらええのか。どないなっとんですか、お金の使ったときは。現場で実際にそういうことが行われておるのかどうかというのは、これは、事業は、何もしてないんですか。庁舎が建つときには、管理者を置いて庁舎を建ててるのと違うんですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 今の件につきまして、そのとき直ちには行かなかったわけなんですけど、少し、1週間、10日おくれて、私と、実は阿部課長と現地を、地元の方に案内いただいて、特にあそこは鹿の関係もございまして、その柵の確認も含めまして、現地は歩いて説明を受けて確認をさせていただいております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 部長と課長と行ってったというのに、何で課長が何も言えらんのですか。おかしいな。そんなこと言うたら、何や、部長、これも取ってつけたような言い方に何かなって。その場しのぎの答弁、あんたは得意らしいけど。まあまあ、もうそんなこと聞いてどうこう言うていうことは、私は余りしたくないので、これはこれで終わっておきます。

○廣内孝次委員長 ほかにございせんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑥ 土木費

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、次に、款 8、土木費。ページは 148 ページから 161 ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 151 ページ、これの急傾斜地対策事業ということで、この何カ所か附属資料で、二百五十何ページかにあったんですけど。急傾斜地の関係で、これ、災害、防災という関係もあって、次の消防とも絡みはあるのかと思うんですけども、土砂災害の危険地域として、ハザードマップがこれまで示されてきてなかったかのように思うんですけども、非常にこの急傾斜地、今、ゲリラ豪雨というのか、短時間の急激な雨でよく山崩れ、土砂崩れ、よく起こりますね。この間の雨でも、これは県道ですけども、阿那賀のほうで、一部通行どめになるというような。灘とかあのあたりもよくこれまでありましたけど、今後はあちらのほうは少ないのかなということなんですけれども。市内にはやっぱりこういう急傾斜地、土砂災害の危険箇所というのはたくさんあると思うんですけども、そういった、どこがどうなってるかということの台帳というのはお持ちなんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長(和田幸三) 管理課の和田です。お尋ねの件ですけども、地域指定の件やと確認しますが、土砂災害防止法等の指定区域につきましては、平成 22 年から 24 年あたりまでに県のほうで指定区域を指定しました。ゾーンの的には、レッドゾーン、イエローゾーンとありまして、イエローゾーンの指定だったんですけども、おっしゃるように土砂災害の危険が大きいところについて、斜度並びに土質なり状況なりを県のほうで調査いたしまして、指定いたしております。県指定ですので、市のほうにもそのエリアの図面は預かっております。なお、急傾斜につきましては、随分以前から指定行為は行われておりまして、急傾斜対策事業につきましては、24 年度につきましては、福良東本町と福良新道、灘土生という形で 3 カ所、それぞれの採択要件に基づきまして、県のほうで工事をしていただいております。負担金という形で、市のほうは一部、5%なり 10%の負担をいたして事業を実施している現状です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 本当に、テレビでこの夏、土砂災害の報道のない日はないぐらいだったかに思うんですね。この745万、3カ所ということなんですが、この工事が必要な区域、イエローゾーンと言われる地域というのは何カ所ぐらいあるんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 土砂災害の警戒区域につきましては、急傾斜崩壊危険箇所と土石流発生の危険箇所を含めまして、531カ所、市内にございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そのイエローゾーンの指定の仕方というのはよくわからないんですが、例えば人家があるとか、主要な道路があるとか、こういうところだろうと思うんですね。即、市民生活に重大な影響のある地域、土地、区域というような印象があるわけですが、いかがなんでしょうか。そういう認識でいいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 具体的に南あわじ市ではまだ、特別警戒区域のレッドゾーン自体は指定しておりません。お尋ねのイエローゾーンの指定の要件というか、指定の採択といたらおかしいんですけども、指定の内容につきましては、急傾斜地の崩壊につきましては、傾斜度が30度以上、高さが5メートル以上の区域、急傾斜地の上端から水平距離が10メートル以内の区域、急傾斜地の下端から急傾斜地の高さが2倍の区域等になっておりまして、土石流につきましては、扇頂部から下流域で勾配が2度以上の区域、地すべりににつきましては、従前の地すべりの区域、または地すべり区域下端及び地すべりの地塊の長さに相当する距離が250メートルを超える場合、または250メートルの範囲の区域という形で指定させていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、伺いたいのは、市民生活に影響のない山深いところで起こるのは別に、自然現象として人的、あるいは経済的な被害がないところはいいんだろうと思うんです。よくないのかもわからないんですけども。しかし、今ちょっとお聞きしたか

ったのは、このイエローゾーン、あるいはレッドゾーンと言われている、特にイエローゾーンということで、市内531カ所がそういう地域だということになった場合、そういうことがあって福良の東本町、福良新道とかということが急傾斜対策の事業として採択をされて予算がついたんじゃないんですか。この市内531カ所というのも、結局、そういうのに匹敵するような経済的、人的、市民生活に直接影響の及ぼされると推定される地域であって、対策が急がれるべき地域というふうに印象を受けたわけですが、違うんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 多少、趣旨が違うかも知りません。といいますのは、土砂災害の手法に基づく区域指定ですので、今の段階ではイエローゾーンという形で、危険ですよというお知らせで、住民の方にも注意してくださいというようなお知らせの部分で終わっておりますけども、レッドゾーンという形になりますと、建築規制等を伴いまして、そこに家を建てるなというような手法で指導して、人命・財産を守るというような法律でございますので、多少、趣旨は違うのかなと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この福良東本町、福良新道というのは、何ゾーンなんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 急傾斜地の指定が先にあった地域でございますので、その上に土砂災害のイエローゾーンが新たに指定されたような区域と認識しております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いずれにしても、これもハザードマップに表現をして、イエローゾーンというようなことが住民にわかるようにしておかないといけないと。この、今の市民に警鐘ということで、各自治会の皆さんぐらいには、イエローゾーンはここですよということぐらいは伝わっているんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 具体には県のほうで広報なりは行っていると思います。詳細につきましては、結構、細かい地図になってますので、調査の段階ではお知らせしていると思うんですけども、管理課のほう、その地図等は置いてますので、個別具体にごらんいただくような対応はとらせていただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 いやいや、今、ちょっとそれは違うんじゃないですかね。住民に対して、ここは気をつけてくださいという指定をしている地域ですということであれば、それを周知するなり伝えるなりということは、行政としての義務があるんじゃないんですか。聞きに来てくださいやいうようなことで済むんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 防災マップの見直し等の計画もあるようですので、防災マップの見直しの折にその部分について特に周知の方法としてお知らせできるのかなと思っています。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 防災マップというのはまた、ハザードマップというのは相当な分量があって時間もかかるんですよ。これまだ、これから台風シーズンに入ってきて、ゲリラ的な豪雨というのは非常に心配されると。そしてこの夏本当に、さっき言いましたけど、土砂災害が報道されない日はないぐらいの状況であったかに思うんですよ。それをある程度の範囲でわかるような、531カ所、これは相当なものだと思うんですけども、これを示したものがあれば、関係地域には、せめて区長のところまでは言うておくべきじゃないんですか。でないとこれ、逆にそんなことはわかっとなのに、何で教えてくれなかったんだということにならないんですか。なると思いますよ。僕だったら言いますよ、そういうふうに。これは今初めて、聞きに行ってくださいということを、そうしたら、全部の区長に私たちが言わんといかんわけですか。市内全域の区長に、行くように私たちが呼びかけるわけですか。これは行政の仕事じゃないんですか。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 皆様の財産・生命の問題ですので、県のほうとも相談いたし

まして、何らかの周知方法を検討できたらと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 自分の身は自分で守れということですから、そのための情報はしっかりと提供していただきたいということを申し上げて終わります。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この155ページの監視カメラ設置工事費というて、これについてちょっとお尋ねすんのやけど、私は市のホームページで、監視カメラ、三原川河口であったりオニオンタワー周辺であったり、灘、沼島とかその辺に監視カメラがついとるのはわかっているが、この監視カメラというのはどこなんですか。155ページに監視カメラ設置工事費でなっとんのやけど、河川総務費のところ。

○廣内孝次委員長 管理課長。

○管理課長（和田幸三） 監視カメラと申しますのは、阿万排水機場の雨天時の状況が風雨の中、監視できないということで、カメラによって状況を把握するというようなことで、阿万排水機場に設置したカメラでございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 こういう監視カメラをどんどん、消防団員の命を守るという意味で、災害でやっぱり、そういうふうな危険な河川等々の、そういうふうな人が行って見回りするよりも、カメラを設置してほしいというのはまず1点。

関連で、ちなみに市内で雨量計というのは、先ほど、同僚委員が言ったように、ゲリラ豪雨、掃守とかその辺にあるのはわかっとなのやけど、雨量計というのは市内に何か所ありますか。雨量の観測。わかりませんか。これをできたら、できるだけ雨量も市民に周知できるように設置していただきたいと思うのやけど。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 市が設置管理しておるものが全庁舎にあります。ですから、5カ所。それと、県が、県の洲本土木が設置しております箇所が成相、論鶴羽ダム、それ

と、沼島、灘地区、掃守と、6カ所ぐらいあったかと思います。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺、我々も情報入手したんやけど、今後、ケーブルなりなんなりで、この今の雨量の観測値、例えばゲリラ豪雨のときには、今、5カ所と成相や何や言うとったでしょう、あれをケーブルで市民に、この1時間にこの地区では30ミリじゃ、この地区では3ミリやいうやつ、ケーブルでやっていただきたいと思うのやけど。

この辺はもうこれで、要望して終わっておきます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 河川についてちょっと、ページ数にはないんですが、これは、県の管理河川になるわけですが、余りにもひどい状況なので、この前も建設課長にもお願いしましたけども、もう1年ぐらい前から県のほうへ言っておるということですけども、いまだに実施されていないと。ちょうど、前の、本庄川の大和窯業の、今もう閉めておりますけど、あの周辺の直線、葦が道路の高さ以上に生えてきておるわけやな。それで、河川としての機能をほとんど機能を害しておるというか、大きな、この前の雨でもすごい水かさが上がって、流れもスムーズにいかんというような状況ですけども、この点について、本当に県のほうへ、これは県、洲本の県のほうへ行っておると思うんですが、その点、どうなんですか。常にそういうことを強く要望しておられるわけですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） 先ほどは申しおくれました、建設課長の赤松です。よろしくお願ひします。

ただいま、委員のおっしゃってる本庄川については、以前から県のほうに要望はしておりますけども、県のほうも多くの河川を抱えておまして、要望も多く、ちょっと時間的になかなか地域の御要望にこたえていけないので、今回の件については、市のほうで河川環境整備のほうで早急にする、今、準備を進めておるところでございます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 市のほうでやるという準備を進めているんですか。

○廣内孝次委員長 建設課長。

○建設課長（赤松啓二） そうです。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それは、もう地域、住民の人も非常に不満を感じとるのよな。それでこれ、執行部も、市長はこれは、南あわじ市の市長であるわけよ。県は、立派な県会議員がおられるわけやな。我々も市民の小さな要望であったって、それをやはり市政に少しでも反映するようにする、これは議員の役目やと思う。そういうことを部長、どうですか、県会議員にでも言ったんですか。あんなささいなことができんようなことを、県会議員に言ったんですか。値打ちあれへんがな、はっきり言うて。部長、県会議員に陳情しましたかということや。

○廣内孝次委員長 都市整備部長。

○都市整備部長（山崎昌広） 整備部の山崎でございます。今、委員がおっしゃられたようなことを、県会議員ではないんですけども、やはり管轄しております土木事務所のほうにはいつも言っているような状況でございます。それで、県にいたしましても、南あわじでなしに、洲本・淡路市、これ全域を抱えておりますので、なかなかしゅんせつ云々が難しいような状況がやはり出てきております。そういった中で、県のほうが市に対しまして、半分の補助金を打つというような事業がございまして、そういった河川環境整備事業、そういった中での取り組みを、今、課長が申し上げたような形で進めていきたいと、このように考えております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 そりゃやっぱり、県会議員ですよ、今、政権与党の、与党なんです、井戸さんの。そういう中で、そりゃ、県土木に行くよりも、そのための議員でしょう。そりゃ、県は広いですわ、南あわじも広いですよ。広いけども、それはやっぱり、住民の要望にこたえて、少しでも早くやるようにするのが、これは議員の務めでしょう。そういうことをやっぱり、県の議員さんを使うということが絶対やと思うねん。そんなの、そりゃ執行部が何ぼ動くより、議員が動いたら、それは一年も前から、あんなもん、今まで大概、1年に1回ぐらいは、ブルが入ってやっていただいて、今もひどい状況ですよ。

見かねて、市がそういうことをフォローするということ、今、課長が言われとったけ

ど、やっぱり県会議員を使うということ、何でせんのかなと思うんですよ。何でそういうことをせえへんのですか。ほんまに、おかしいでねえか。大概、あの人、暇そうやで。部長、ほんまに1回、今後こういうことがあったら、県の先生を使うて。当たり前やねえか、そんなの。

○廣内孝次委員長　この決算委員会のあれとちょっとそれてますので、ちょっとそこら辺でとめていただきたいと思います。

阿部委員。

○阿部計一委員　最後に。それてるといっても、もうこれで終わりますので。部長、そんなんで、今後は先生方を使うて、それで、ちょっとでも早く行くように。これ、絶対早くなると思います。そんなんもできんような県会議員やったら、要れへんのやつの、はっきり言うて。

部長、ほんまですよ。今後はそういう緊急な場合は県の先生を使って、一日も早く住民の要望にこたえるように強く要望しまして、終わります。

○廣内孝次委員長　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

⑦ 消防費

○廣内孝次委員長　質疑がございませんので、次に、款9、消防費。ページは160ページから167ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　消防施設というか、防災施設の関係なんですけれども、ハザードマップができていない中でいろいろ努力しているということなんですけれども、防災の、165ページですね、この防災避難所用消耗品費あるいは災害対策用消耗品費ということで整備をされておりますけれども、これについては、期限を切って入れかえとかいうことのこととして出てるんでしょうか。

○廣内孝次委員長　防災課長。

○防災課長（藤本和宏） さようございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、今、あるもので足りてるかどうか、量ですね。これについてはどのように認識をされておられますか。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） この部分につきましては、ことし、24年度なんですけど、24年度の結果を見て、要るもの、足りているもの、それから不足しているものについて、今、現状を職員と協議をいたしております。それにつきまして、順次整備を進めていくということを今、話しております。

以上です。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 例えば、西淡中学だったか、ここのそういう防災緊急避難所としての毛布であったりとか、このごろであれば床を、冷たいので何かそれに簡易な段ボールのベッドとか、新しいものがどんどんできてますでしょう。そういうものというのは、この中に考えられてるんですか。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現在、私が4月からこちらに来た中で、そういう段ボールを使ったような形の四角い椅子、それを寝床にしたりとか、いろいろ業者のほうからも意見が来ております。それにつきましては、いいものは取り入れていこうかなと思っております。そこで、あと、避難所において、今現状、物資が全部足りているのかどうかという部分について、今回、災対法の見直し等もございまして、それによってその備蓄の数量等も変わってきております。

それと今、福井県のほうでもし原発で何か事故があれば、それを福井の人なりの受け入れに対して、市として1,000人とか2,000人とかいう部分について、今、受け入れをしてほしいという部分も話がございまして、それについて、今現状、いろいろ、どれだけ受け入れできるかとか、いろいろ詳細についても話をしておりますので、その中で物資等についても今後話をしていきたいなと思っております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 量がどこまであればいいのかというのはなかなかわからない部分もあるかと思うんですけれども、できるだけ、新しく開発されたりして、避難所での、特に高齢者の方がストレスとかいろんな形で避難生活に苦しむようなこともよく報道されますので、新しいものをやっぱりどんどん取り入れていっていただいて、いざに備えるという立場を第一にさせていただきたいなと思っておりますので、よく研究をしていただきたいと思っています。

その点は終わります。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その部分につきましては、現状、弱者、要援護者の部分について、その福祉的な避難所の部分についても、昨年、どんぐりの里とか6カ所と提携を結んでおります。それについてもまだ、何人そのときに受け入れできるかとかいう部分について、詳細はまだきっちりと詰めてない部分もございます。

それと、その部分だけで対応できるかということ、どうしても無理だと思います。それについて、今、今後になるかと思うんですが、観光協会等々と協定を結びながら、ホテルなり民宿なりでそういう方が受け入れできないか、その部分について協議もしていきたいと思っておりますので、今後ともよろしくお願ひしたいと思ひます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 163ページの消火栓維持管理補助金やけど、本来、私は消火栓の維持管理設置は、淡路水道企業団の責務というか所管においてやるべきやというような思いがあるわけです。消防水利、その辺は、淡路水道企業団が設置し、消防水利の基準に基づいて設置し、維持管理もしなければいけないという法的解釈をしてるわけですが、このあたり、この補助金というのは何なんですか。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 現状、市内で約1,700強の消火栓がございます。その維持管理について、広域水道のほうで維持管理をお願いしていると、その維持管理の部分の委託をしているということになります。それとあと、新設の部分について、した場合

にその広域消防でできる部分について工事をしていただいたりとか、修繕工事をしていただいたら、その分に見合う委託料を払っているというような形で、今現状、処理をさせていただいております。

以上です。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 いや課長、私が言うとなのは、そもそも消防水利、基準に基づいてやるときは、水道事業団がそういうものは消防水利の基準に基づいて消火栓を設置し、維持管理しなければならないというような、私はそういう認識を持つとんのやの。それが、何でこの、市のほうから消火栓の維持管理というやつの補助金が出ておるのかなという思いがあんねけんど、この辺はどういうふうな。

○廣内孝次委員長 財務部次長。

○財務部次長（神代充広） これについては、交付税のほうで繰り出し基準というものがございまして、その基準の中で、消火栓の維持管理、また新設については、一般会計が負担しなさいということになっておりますので、それに基づいて補助をしておるということでございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連してもう1点。部長に、前回は消防団の屯所するときには、用地は自分で、自分の地区で出せ、なおかつ建設費の3分の1は地元で負担せえというのは、どうしても私は、消防組織法上、納得もいかんのやけんど。これはもう、これ以上聞きよつても。また十分部長と、また協議させてもらいますので、これはこれでもう終わります。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 162ページの災害対策費のところではありますが、予算的には補正も含めまして、結局、1億2,100万台であります。明許繰越費も入れて、不用額が1,388万1,000円。これは率にしますと11%ほどではありますが、11.4%、この内容が委託料が158万5,000円。それから工事請負費が238万4,000円、それから負担金補助及び交付金が800万3,500円と、こういうふうに、例えば、19節の負担金等は、大体初めからわかるんじゃないかと思うんですが、1,800万の予算に80

0万を残すというのは、まず、この理由等を含めて説明を願いたい。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） ちょっと今、その部分については資料を持っていない部分がございますので、後で報告でよろしいでしょうか。

○廣内孝次委員長 よろしいでしょうか。
登里委員。

○登里伸一委員 それでは続けて。この後、先ほどの商工のところでもあったんですけども、決算審査の性格上、総括的な後であります。もう、ここでしておきたいと思えます。と申しますのは、これまで数々、予算に対する不用額の率の高い科目のことを申しましたが、予算を総括している立場にある人にお尋ねしたいと思います。予算が膨らんだり縮小してしまうのは、仕方のないことであると、そのように思っておるのでしょうか。

私は、職員の皆さんは行政に携わるプロであるから、最初に立てた計画に対する予算に途中の増減によることは、それはそれでよいと考えます。最終決算で20%とか38%も用意した予算が要らなかったという状況は、よほどその理由がない場合は、そういうことに対する理由はあると思うんですけども、ずさんな、やっぱり計画を担当するものの真剣さが足りないのではないかと思うのであります。もっとしっかり予算をつくって、安易に補正、補正というふうにしないような、ふんどしを締めてかかってもらいたいということで、そういう立場にある人の考えを、どのように思っているのか聞いておきたいと思えます。

副市長でも結構ですから、どうぞ。

○廣内孝次委員長 財務部長。

○財務部長（細川貴弘） 財務部長の細川でございます。委員おっしゃいますように、予算といいますのは、建物とか建設でいえば設計図書に近いようなものでございます。その予算の方針に基づきまして事業というのは行われていくものでございますので、今後、予算につきましても十分予算査定いたしまして、途中で大幅な増減が生じる場合は、その理由によりますけれども、補正なりして、無駄な予算執行は当然してはいけないんですけれども、予算執行につきましても適正に措置できるように指導していきたいと思えます。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 お役所の答弁だと思いますが、本当に気持ちはそれだろうと、やっぱり、最初の計画をしっかりと立てて、それでそれに対する執行を真剣にやっていくということに尽きると思います。市民のために頑張ってもらいたいということで、終わります。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 ちょっと決算とは離れないようにいろいろお話をしたいんですが、市長にお聞きしたいと思います。

先週ぐらいに国の概算要求があって、内閣府から45の国土強靱化についての要望が上がったということで、その優先順位というのがあるそうです。いろいろと役場内でも、南あわじ市の防災について検討をされていると思いますが、ちょっと具体的に、国がやろうとしていることを、今ちょっと挙げます。

民間の住宅建築物の耐震化の推進。これが一番上に、要望書の一番上に来てるんです。それから2番目が津波対策総合事業。町の高台移転、防災タワー、堤防道路のかさ上げ、それから学校防災教育、こういうのが。

○廣内孝次委員長 出田委員、決算審査に関して、ちょっと端的にお願いしたいと思います。

出田委員。

○出田裕重委員 端的に。これから、国がかなり国土強靱化、防災について動いていくということで、今の段階から南あわじ市の要望とか住民の願いとか、この防災対策、こういうようなものはもう既に動き出していると思うんですけども、現状、市長の考え方、本当に津波防災について真っ先に動いていただくべき自治体やと思ってるんですが、現状の感触、思いを聞かせてください。

○廣内孝次委員長 市長。

○市長（中田勝久） 今、委員からお話のあった部分は、ポイント的には私も先日、見ております。しかし、具体的な取り組みについてはまだ、市としてこれはこのようにしてこうするところの内部調整はしておりません。しかし、今、内閣府等と国のほうで示されていることは、当然、私どもの市でも重点的に取り組まなければならない内容であ

るということは認識しておりますので、今後、たまたま今、内閣府の副大臣、西村先生でありますので、その辺も内部調整をして具体的に担当のほうからも聞いてもらうようにしたいと思います。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） 失礼します。先ほど、委員のほうからお尋ねのあった部分につきまして、お答えをさせていただきます。大きい災対の補助金ベースのほうの金額の不用額の800万何某につきまして、この中の補助金の避難経路整備補助金につきまして、当初予算が400万円ございました。それで、決算が110万円になっております。それから、自主防災組織育成事業補助金が、当初予算が800万円で、決算が411万7,000円という形です。これにつきましては、避難経路のほうにつきましては、その上の工事請負、県なり等の補助を受けた中で、避難経路のほうを整備したという関係の中で、市の補助金ベースでの整備が少なかったということでございます。それから、自主防災組織のほうにつきましては、十分推進をさせていただいたんですが、地元からの申請が少なかったということでの減となっております。

主な減につきましては、以上のような形でございます。よろしく願いいたします。

○廣内孝次委員長 登里委員、よろしいですか。

○登里伸一委員 一言だけ。

○廣内孝次委員長 出田委員、途中で済みません。

登里委員。

○登里伸一委員 職員一人一人は、自分が何をしようとして予算を要求したと、それをどういうふうに使っていったらどうなったという、そういう事務的なことは初めからきっちりわかっておることだと思えます。私が言いたかったのは、後から言った問題で、要は、そういうことを真摯に頑張ると、それが皆さんの仕事であり、給料をもらうもとでありますから、どうか、プロとして立派にやってほしいというのが私の願いでありますので、どうかよろしく願いを申し上げます。

以上です。

○廣内孝次委員長 出田委員、先ほどの続きを。

よろしいですか。わかりました。

ほかに。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　よろしいですか。165ページ。164から167ということで、附属資料297。防災センターの管理事業です。このうちの、湊の防災センター、これも長年、問題になってるのではないかと思うんですけども。この防災センターとしての実態、実績、どのようになっていますか。使われているかどうかということですね。防災センターとして機能を発揮されているかどうかということですが、どうでしょうか。

○廣内孝次委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　湊防災センターにつきましては、地元のほうの集会所的な使い方、並びに隣の防災倉庫について、地域の防災センターとしての使用は十分されているかなと思っております。

　　以上です。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　実際に、例えばそこで避難所として使える施設なのか、そこに常備しておいて、いざ津波や高潮があったときに取りに行けるところにあるのか、どうですか。平常時は行けたとしても、いざ災害時に、そこへ行けますか。

○廣内孝次委員長　　防災課長。

○防災課長（藤本和宏）　　津波・高潮の部分については、津波に関しては高さ的に、今ちょっと、高さが出てないんですが、なかなか行きにくい部分はあるかと思います。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そこに物を置いておいて、役に立つんですか。

○廣内孝次委員長　　ちょっと、質疑の途中でありますけども、定刻を5分ほど過ぎておりますので、できるだけ端的に、質疑答弁をお願いしたいと思います。

　　蛭子委員、これだけけりをつけて、消防費を終わって、ちょっと終わりたいと思いますので、よろしくをお願いします。

防災課長。

○防災課長（藤本和宏） そこにつきましては、場所等も含めまして、今後また、地元なりこちらのほうでまた十分協議をさせていただいて進めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それに際してですけれども、これはこれとして、めぐわけにはいきませんわね、置いておかなあかん。それともう一つ、湊の中心に、湊活性化センターというのが今、あるんですよ。そこは畳の部屋もあるし、活用しようと思ったら、防災センター的な活用というのは十分可能やと思うんですよ。ここもひとつ、向こうもあってもいいけれども、ここも使うという観点で、ぜひ考えていただきたいというように思っておるんですよ。そういう観点でよろしく願いしたいと思っておりますが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 防災課長。

○防災課長（藤本和宏） その分につきましては、避難所の部分ということで、地元の同じような形で協議をさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんで、消防費を終わりたいと思っております。
お諮りします。

本日の審査はこれまでとし、次の審査はあす、9月11日午前10時より開催することに御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議なしと認めます。

よって本日の審査はこれで終了いたします。

本日は長時間にわたり、お疲れさまでした。

(閉会 午後 4時06分)

決算審査特別委員会会議録

日 時 平成25年 9月11日
午前10時00分 開会
午後 3時20分 閉会
場 所 南あわじ市議会議場

I. 出席委員、欠席委員、事務局出席職員及び説明のために出席した者の職氏名

出席委員（17名）

委 員	長	廣 内 孝 次
副 委 員	長	柏 木 剛
委 員	員	川 上 命
委 員	員	原 口 育 大
委 員	員	出 田 裕 重
委 員	員	谷 口 博 文
委 員	員	阿 部 計 一
委 員	員	印 部 久 信
委 員	員	熊 田 司
委 員	員	小 島 一
委 員	員	砂 田 杲 洋
委 員	員	蓮 池 洋 美
委 員	員	北 村 利 夫
委 員	員	蛭 子 智 彦
委 員	員	登 里 伸 一
委 員	員	長 船 吉 博
委 員	員	久 米 啓 右
議 長	長	森 上 祐 治

欠席委員（1名）

委 員	員	楠 和 廣
-----	---	-------

事務局出席職員職氏名

事 務 局 長	高 川 欣 士
---------	---------

課	長	垣	光	弘
書	記	船	有	美
書	記	本	浩	平
		藤		

説明のために出席した者の職氏名

市	長	中	田	勝	久
副	市	川	野	四	朗
教	育	岡	田	昌	史
市	長	土	井		環
公	室	入	谷	修	司
長		細	川	貴	弘
財	務	小	坂	利	夫
部	長	藤	本	政	春
長		岸	上	敏	之
農	業	興	津	良	祐
振	興	神	田	拓	治
部	長	山	崎	昌	広
長		原	口	幸	夫
農	業	太	田	孝	次
振	興	橋	本	浩	嗣
部	長	神	代	充	広
長		高	木	勝	啓
農	業	森	本	秀	利
振	興	垣	本	義	博
部	次	岩	倉	正	典
長		馬	部	総	一
農	業	大	瀬		久
振	興	喜	田	憲	和
部	長	佃		信	夫
長		藤	本	和	宏
農	業	富	永	文	博
振	興	片	山	雅	弘
部	長	岡	本	千	明
長		柏	木	浩	一
農	業	松	本	典	浩
振	興				
部	長				
長					

財務部管財課長	堤		省	司
市民生活部市民課長	塔	下	佳	里
市民生活部税務課長兼収税課長	藤	岡	崇	文
健康福祉部福祉課長	鍵	山	淳	子
健康福祉部長寿福祉課長	大	谷	武	司
健康福祉部保険課長	川	本	眞	須美
健康福祉部健康課長	小	西	正	文
健康福祉部少子対策課長	田	村	愛	子
産業振興部商工観光課長	阿	部	員	久
産業振興部企業誘致課長	北	川	眞	由美
産業振興部水産振興課長	榎	本	輝	夫
農業振興部農地整備課長	喜	田	展	弘
農業振興部地籍調査課長	和	田	昌	治
農業振興部農業共済課長	宮	崎	須	次
都市整備部管理課長	和	田	幸	三
都市整備部建設課長	赤	松	啓	二
都市整備部都市計画課長	原	口	久	司
下水道部企業経営課長	江	本	晴	己
教育部教育総務課長	片	山	勝	義
教育部学校教育課長	安	田	保	富
教育部人権教育課長	土	肥	一	二
教育部生涯学習文化振興課長	福	原	敬	二
教育部青少年育成センター所長	高	辻	隆	雄
農業委員会事務局長	小	谷	雅	信
埋蔵文化財調査事務所長	山	見	嘉	啓

II. 会議に付した事件

付託案件

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について……………200
(2) 歳出について……………200
⑧ 教育費……………200
⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書……………235
(3) 財産に関する調書……………235
2. 認定第9号 平成24年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について……………237
3. 認定第10号 平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について……………247
4. 認定第11号 平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について……………248
5. 認定第12号 平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について……………249
6. 認定第13号 平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について……………249
7. 認定第8号 平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について……………250
8. 認定第2号 平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について……………253
9. 認定第3号 平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について……………257
10. 認定第4号 平成24年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について……………257
11. 認定第5号 平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について……………259
12. 認定第14号 平成24年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について……………261
13. 認定第15号 平成24年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について……………273
14. 認定第6号 平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について……………277
15. 認定第7号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について……………278
16. 認定第16号 平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について……………278

Ⅲ. 会議録

決算審査特別委員会

平成25年 9月11日(水)

(開会 午前10時00分)

(閉会 午後 3時20分)

○廣内孝次委員長 おはようございます。

それでは、きのうに引き続き、決算審査特別委員会を開催いたします。

本日もきのうに続きまして、楠委員が欠席となっております。

1. 認定第1号 平成24年度南あわじ市一般会計決算について

(2) 歳出について

⑧ 教育費

○廣内孝次委員長 それでは、認定第1号、平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について。

款8、教育費、166ページから205ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 まず、183ページから185ページにかけてですが、この人形会館ですけれども、昨年8月に運営開始ということで、好評を得ていると。しかしながら、目標に対しての数値が厳しいということで、職員というか座員は不眠不休で頑張っているというように聞いておるわけですが、この人形協会に対する社会教育としての補助事業ということ、ほかにも幾つか出てくるわけですが、この人形協会の現状というか、24年度の状況ですけれども、今言ったような、座員が不眠不休で頑張っているという実態であったんでしょうか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長(福原敬二) おはようございます。生涯学習文化振興課長の福原です。

人形座のほうの職員が頑張っているかどうかということでしょうか。それは御承知のとおり、頑張らせていただいているというふうに認識しております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　そこで、例えば不眠不休というような言い方が一般的に言われるんですけども、例えば週40時間の労働時間というのか、彼らは労働者であるかと思うんですけども、そういう労働条件というのはちゃんと満たされているのか、労働基準法に照らして、そういう違反はないのかというようなことはどうなんでしょうか。

○廣内孝次委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　多分としか言いようがないんですけども、労働基準法にのっとって就労はしていると思います。ただ、技量を高めるための自主的な講習なり実習なりは、これは時間外という言い方がいいのかどうかわかりませんが、それぞれがやっていたらいいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　いや、そのあたりがどうなんでしょう。技量を高めるために自主的に働いているということは、結局、サービス労働をやっているということになるんじゃないんですか。

○廣内孝次委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　先ほど言いましたとおり、人形座におきましてはタイムカード制を実施しておりますので、その中で時間運営といったらおかしいですけども、管理をしているという状態だと思います。

○廣内孝次委員長　　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　実態を聞いておるんですね、今。実態を。サービス残業というのは、タイムカードを押すとか押さないとか関係ないですよ。拘束をされて、しかもその自分の仕事のために働くと、それが技量を高めるものであろうが何であらうが、そのあたりがどうなんでしょうかということをお聞きしておるんです。実際にそういう事実はないのかということをお聞きしておるんです。

○廣内孝次委員長　　生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二）　　実態の関係だと思うんですけども、先ほど言い

ましたとおり、技量を高める自主的な自己研さん等々、これは職員であろうが自分的に自主的に勉強することについては、労働というふうな対価では見てないのかなと思っています。ただ、先ほど言いましたとおり、私ともども所管でありながら人形座の職員、そちらのほうの任命権者というのは人形座でございますので、そこまで立ち入ってこちらのほうでは把握しておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 人形会館の指定管理をして運営をやっている、その状況の中には、法律遵守ということが当然、指定管理を受ける団体には求められるんじゃないんですか。どうですか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 当然、労働基準法にのっとって法令遵守をしながら運営していると思いますので、もし、何か不備があるようであれば、人形座のほうに確認をしながら、今後、是正をしていっていただきたいというふうに要求していきたいと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうような、ちょっと心配もありますのでね。聞けば、非常に練習を重ねて遅くまでやっていると。自分の技量を高めるという名目のもとであっても、労働者であり、時間拘束をするということになれば、それに見合う、自身が技量を高めるといのが、大変彼らにとっては課題になっておりますし、当然、必要なことではあるとは思いますが、それがサービス残業という形になっていくと、やはり問題があるというふうに思いますので、その点、よく注意をしていただきたいと思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ページ、185ページ、社会教育費のうちの補助金。これは婦人会の補助金になろうかと思うんですが、今、特に予算が公平、効率よく使われておるかというところには皆さん、十分関心を持たれて、それぞれの事業、あるいは組織の運営に当たっ

ておられることとは思うんですが、市民を代表する住民団体の主なところで申し上げますと、自治会、婦人会、老人会というところが主な大きな組織になっておろうかとは思いますが、合併以来、自治会、老人会を除いて、どうも婦人会の組織の充実感が欠けるというふうなことが見受けられるわけなんです、今の現状をお知らせください。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 人権教育課の土肥です。どうぞよろしく申し上げます。

婦人会の活動といいますか、活動実績ということで報告させていただきます。24年度、敬老会や市民まつりなどの各種イベントのお手伝いとか、それとか婦人会の役員会、それから、市の婦人大会、それから福祉募金の活動、それから自己研さんを高める研修旅行などを行ったようなところでございます。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 事業どんなんでなしに、組織の実態が、今、充実されておるのかどうかというのを聞いておるんです。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 組織の充実というところでは、24年度の婦人会組織の人員が2,918名ということでございますので、年々縮小しておるような状態でございます。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 きょう、出席をしている課長以上の中に女性の方も何人かおられるわけなんです、それぞれ、住んでいる自治会に所属しておるとは思うんですが、婦人会の会員になっておられる方、ちょっと挙手をお願いします。

おりません。課長、現実はどういうことなんです。自治会にしる老人会にしる、100%はないんですが、それぞれの組織に加入をしておるんです。婦人会に限っては、今のごらんのように、入っておられない、会員さんでない方がたくさんおられるわけなんです。これ、人口の半分、女性ですわな。その組織の一員でない方がたくさんおられる。これ、この組織が充実されへんという理由をお考えになったことがあろうかとは思いますが、課長は、ことしからの課長なんでそこまで十分に掌握はされておらんのかなとは思いますが

が、今までの経験をされた方の中で答弁いただいてもいいんですが。

婦人会の層が、現実にもちまたで聞くと、婦人会の役員になるのが嫌ということで婦人会に入らんという方が大半あります。婦人会の組織図を見せていただくと、それぞれ、各地区に支部があるところもあるし、ないところもある。あってみても、個人一人が、名前貸しといてと言われて地区の会長になっておられるという地区もあるんです。この原因はどんなところにあるのかなというところに、大変疑問を持っています。補助金が公平に効率よく使われておるのかなという疑問も出てくるわけです。役員さんの構成を見ておっても、何年ではないんです。会長さんにしろ、役員さんにしろ、もう何十年も一緒の方がずっとされておる。活動については一生懸命されておるというのはよくわかるんです。身近におってよくわかるんです。これ、何で底辺が広がらんのかなという、組織が充実できてないのかなという原因について、考えられたことがございますか。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） やはり年々、婦人会の会員が減の理由といたしまして、やはり女性自身、自分の仕事が忙しくなったり、それからそういう婦人会活動をするに当たって、休日とか夜間の会に出ていかんなんとかいうことで、ちょっと敬遠されとるんではないかと思っております。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 そういうことで数が減るということになってくると、その組織がなくなってしまうおそれがあるわけです。婦人会という活動団体について、なくなってもいいと思うてますか。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） やはり、自治会や老人会といった組織と同じように、やっぱり必要な団体でございますので、その辺はすごく大切な団体だと思っております。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 ならば、その活動内容にどういうふうな無理があるのか、そこらのところも十分に分析をするような指導をされて、この婦人会の活動がもっと活発に、相互扶助の精神のもとに活動ができることを期待したいわけなんです。きのうも、消費者協会の

話も聞きました。婦人会から推薦をされて消費者協会に入っておられる方、ほとんど婦人会の現役の役員ですわ。それから、その仕事が多過ぎる、あるいは婦人会という名称が気に入らんとかということなのか、もっと分析をして、より多く市民にこの補助金が十分に行き渡って、効率のよい、いわゆる予算の使い方ということにしていきたいと思うんですが。

地域に組織がない、地区に組織があっても本部だけ、末端の自治会にはほとんど組織としての体制が整っていないということが現実に多いとは思いますが、それは調査したことありますか。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 連合婦人会の組織といいますのは、連合婦人会の南あわじ市の本部がございまして、あと、支部がございまして。その支部の下に地区組織、地区組織の下に単位組織というような段階になっております。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 いやいや、それはわかっとなねん。わかっとなねんけども、その組織の中に、人員がきちりについておるのかどうかというものを確認してますかと言います。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） そしたら、人数のほうで答えを。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 違う違う。極端な話をしよう。例えば、同僚委員も何人も質問をしておったのもあります。例えば、緑地域にその組織はありますか。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 緑地域のほうには支部組織も地区組織も、単位自治会部分の単位の婦人会組織もございません。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 あれへんわけでしょう。そやから、それが正常な公平で効率よく運営をされておるというところに結びつくのかどうか、それを基本的に考えていただきたい。地区によっては、地区本部というのがあるんです。そやけども、私、名前だけ貸しとんねん、その会長しとんねんという方もおります。あるいは本部があっても、地区の自治会単位の中で、例えば、婦人会の役員に出ていくのはもう嫌やということで、その婦人会に入らない。ほんなら、自治会としては活動するのに困るので、いわゆる自治会の中の婦人部というような格好の中で組織されるところも、かなりあるんです。

そういう、いわゆる実態を十分把握をされて、名前はあっても組織体としては十分でないというところについては、もっともっと、住民自治の中で相互扶助していかんなん団体の主なところやと思うんです。自治会、老人会、婦人会というのは。その中の一つの大きな組織ですので。次にかわってくれる役員が出てきてくれへんから、もう何十年も会長をされとるとかいうようなところが実態やと思うんです。中には仕事が多過ぎて、そんなところへ出ていきよったら、自分のところの仕事がでけへんということで、入るのを拒んでおる方もおるわけです。

それやから、その実態、今の管理職の中にこれだけ女性の方もおるわけなんで、その方々が何で婦人会組織に入っていないのかという原因も十分つかんでいただいて、本部だけが活動して末端に届いてないということについては、ぜひとも見直しをされて、できるだけ市民全体の中の婦人会活動ということに結びつけて改革をしていけるように、ひとつ指導してあげてください。

○廣内孝次委員長 人権教育課長。

○人権教育課長（土肥一二） 先ほど、委員さんがおっしゃられたように、今後、婦人会活動が活発になるような形で、公平公正な形の補助金の使い方、あり方について、また今後、指導助言していきたいと思っております。どうぞ、また御指導のほどよろしく願います。

○廣内孝次委員長 蓮池委員。

○蓮池洋美委員 これ、人権の一つの課の問題と違うと思うんです。教育部長、教育部として、もっと整備をできるように指導してやってもらえますか。

○廣内孝次委員長 教育部長。

○教育部長（太田孝次） 先ほど来、婦人会のあり方等について御意見をいただきました。今、女性の社会進出、そういった面で多くされております。そしてまた、自治会組織の中でもそうした、女の人意見を聞く、そういった姿勢も大事でないかなというふうに思います。今、婦人会が、組織が弱体化している、そうしたことを改めて十二分に、今言われたことを認識をしながら、今後のあり方等を十二分に自治会等と相談をしながら構築をしていきたい、そのように思っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 171ページのこどもあんしんネットシステムの使用料。この概要と運用実績と登録者数を教えてください。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育課長の安田でございます。よろしく申し上げます。

こどもあんしんネットでございますが、運用につきましては、各学校がいろんな情報を登録者に発信するというようなことで、最近でありましたら体育祭の中止とかいう、そういう連絡にまで使っていると。また、行事予定を発信したりと、または不審者情報も含めまして、登録者に発信をするというようなことで、各学校園、活用を図っております。

登録者数につきましては、昨年度では全部で3,266家庭あるんですが、登録数が4,551人というようなことで、御夫婦で登録されておる方もいらっしゃいますので、これは100%かどうかというのはなかなかわかりにくいんですが、かなりの登録率であるというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 課長、もう一度ちょっと詳しいことを聞きたいねんけど。学校校区ごとに、そしたら登録しておる、それに対していろんな学校の行事の情報であったり、不審者情報であったりというやつを、学校校区ごとに発信はできるシステムなんですか、これは。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 校区ごとに発信がまずできるということと、教育委員会から全ての登録者に一斉に発信することもできます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そこで、ちょっと関連でお尋ねやけど、市内でも防災メールがありますわね。ほんで先般、緊急地震速報というか、一斉に、淡路はどないなっとんのか、気象庁のほうから一斉に。誤報でしたけど、携帯、あれは登録しとる人もしてない人も、全ての人にあの気象庁から行つとるように思うねけんど。この辺、このこどもあんしんネットと、防災ネットというのか消防団等との火災とかさまざま情報発信しよるやつと、その辺のこのシステムの統合というのはいできないんですかね。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 現在、その防災についてのネットとの連携というのはいできておりません。できるかどうか、また情報課等と協議したいと思いますが、防犯ネットで警察の情報とは連携しておりまして、あんしんネットを登録するときに防犯ネットに同時に登録できるようなことになっております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この防犯ネットの警察とのいろんな学校の不審者というか子供に対するいろいろさまざまな犯罪等の何か事案のあったときに防犯ネットで周知しよるやつは、このあんしんネットのほうにも同時に発信はできとるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） あんしんネットを登録するときに防犯ネットにも同時に登録することができますが、必要ないと思われる方は、そこを外すこともできるということで、選べるということで。ほぼマニュアルに従って登録していきますと、そこにもチェックを入れて登録していただいております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 この44万1,000円でこれ、非常に、ある程度負担と受益に関しては非常にすばらしいなというような思いがあるねけど、これはもう、44万1,000円というやつで全てのこのシステムというか運用がなされとると理解してよろしいんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 年間44万1,000円で全てのシステムの利用ができるということになっております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ほんで課長、もう一つだけ最後のお尋ねをしたいのやけど、その発信をする人、発信者というのは誰が担当されとるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 全体への発信で学校教育課では私ともう一人、課員が担当しております。あと、各学校では管理職が担当しとるのが通常かと思えます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 その辺で、時間差というか、課長がいてないときとか、365日24時間、そういうふうなことは、その、今課長が言うとした人でやっていただいとるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 携帯電話とかスマートフォンとか、そういうところからも発信できるようにできておりますので、自宅にいても発信が可能です。

○廣内孝次委員長 ほかに。
出田委員。

○出田裕重委員 173ページの理科推進員謝礼ということで、附属資料でも305ペ

ージで、成果のところ、これは子供の理科離れの対策として文部科学省が始めたものだと認識をしておりますが、非常に児童が理科の興味・関心を高めることにつながったと、授業の理解が深まったと。その最後の括りで、24年度で終了という成果を報告されているんですが、まず、このことについてお聞きします。結果まで僕、言ってますけども。どんな感触を受けてますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 5、6年生の理科の補助員ということで雇っておるとい
うか、雇用しているわけですが、昨年度で、沼島・灘ということで、市内ずっと以前から
各学校で取り組んできて、最終、2校が終わって、24年度で一旦その事業を終わったん
ですが、また今年度から新しく国のほうの事業が始まりまして、名前は変わっております
が、また同様のよう事業が始まって、年間、二、三校ずつ、また開始することになって
おります。

理科というのは、やっぱり実験の準備、それから補助、片づけ、特に準備、片づけとい
うのが非常に教職員にとっては負担でございましたが、そういう教員を配置することによ
って、準備等、手伝ってしていただけると。片づけも、終わった後は次の授業に行けば、
その方が片づけていただけるということで、実験や観察が容易にできるようになるという
ようなことで、効果が上がるのではないかと考えております。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 もちろん、これ、文部科学省の方針でされてると思うんですが、年間
二、三校なんですか。南あわじ市、17校あって。ということは、5、6年生だけという
ことで、回していったって、絶対当たらない学年、学校が出てくるわけですね。そのこ
とについて、市として、担当として、それでいいと思いますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 二、三校といいましたが、普通の規模の、2クラス規模
の学校で二、三校ということで、1クラス規模の学校であれば、5校程度はいけるのかな
とっておりますので、3年に1回ぐらいできるという、今の状況でございます。当然、
全部の学校にそういう教員が配置されて実施することが最善であるというふうには思いま
す。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 教育長、何か一般質問の答弁でも、学校の先生の負担を減らしていつて、いじめの質問のときですかね、子供と向き合う時間をつくりたいと。もちろんそれ、すばらしいことやと思いますし、必要なことやと思います。こうやって国からこういうメニューがおりてきて、いろいろやっていくのはいいんでしょうけども、全校に行き渡ってないのが実情で、国の方針もまた変わったりすると。私は、結論から言うと、南あわじ市の教育として、やっぱりもっと軸を持って、これこれは全校でやるんだというようなことを、やっぱり市の独自教育として、この理科おもしろ推進員だけでとどまらず、ちゃんとした方針を立てて向き合っていたらいいなと思ってるんですが、どんな、教育委員会で議論をされてますか。

○廣内孝次委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 子供たちに理科の実験というのは、やっぱり早い段階からそういうのを経験させるというのが大切であるという話は、実は先般、吉備国際大学の先生と会う機会がありまして、その先生がおっしゃってましたのは、やっぱり今申し上げたように、小学校の小さなときに理科実験をやることによって、今の理科離れというような言葉がなくなっていくんじゃないかと。その先生いわくは、できるだけ早く、自分が各小学校に出向いてそういう理科の実験を子供たちと一緒に実践したいという、こういう話がありました。ついては早速、校長会でその旨を伝えてあります。ですから、できるだけ早い段階で、そういうような大学との連携もうまく活用して、そういう理科実験を各小学校で取り組んでいただけるような取り組みはしたいと、こういう思いで、一応、今のところ校長会にその旨を伝えてございます。

ですから、今後、おっしゃってますような取り組みというのは、前々からも、議員各位から、南あわじ市の教育の、もっと特徴を出せやと、こういう話もいただいております。そういうようなことも現在、今、調査も研究しております。かなり予算が伴う話になるかと思えますけども、そういう思いで今後とも取り組んでいきたい、このように思います。

○廣内孝次委員長 出田委員。

○出田裕重委員 全校というのは無理なのかなと思われるかもわかりませんが、やっぱり、私は公教育は全部の子供に均等に、平等、公平とかいう言葉ありますが、それを乗り越えて、やっぱり全員の子供に同等の教育をするというのが、僕は大原則やと思います。ただ、特色とかは、各学校、それぞれあっていいと思うんです。理科に力を入れてる小学

校、算数に力を入れてる小学校、スポーツに力を入れてる小学校。僕はそれ、あっていいと思いますので、やっぱりそういう、ばらばらでこういう国の事業がおりに来たときだけやるとか、そういうことはせずに、そういう方針をしっかり持ってほしいということをお願いをしたいと思います。ぜひ、広げてください。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
阿部委員。

○阿部計一委員 197ページ、体協補助金についてお尋ねをいたします。体協補助金につきましては、以前も一般質問でお尋ねをしまして、体協補助金の中から社会体育のそれぞれ、かなり数が、二十何ぼぐらいあると思うんですが、前の質問ではその配分を決める、どういう基準でその配分を決めているのか、そして、その決めるメンバー、そういう面ではちょっと偏ったところがあるので、改革をしてほしいという質問をしたことがあるわけです。その後、その点についてはどうなってますか。

例えば、野球、サッカー、バレー、いろいろありますよね、二十数項目あるけども、それぞれ、いろいろな基準を決めて、何十万という補助金を出しているでしょう。その、出している、出す根拠とかいろいろ決めるメンバーを、この前の質問では、偏っておるということで、例えば学校の先生が入っておったり、社会体育には全くそういう実働の経験もないような方も入っておると。これでは十分なそういう予算配分がでけへんということで一般質問では、いや、それは今後検討するという御答弁をいただいております。そういうことを聞いておるんです。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 南あわじ市の体育協会のそれぞれの配分につきましては、まず財務委員会というのをこしらえておまして、現在、委員が7名の方がいらっしゃいます。そのメンバー構成なんですけども、スポーツ推進の方が3名、それから協会から、それぞれの種目協会から2名、それから、地区体育委員さんから2名ということで構成されております。

中身なんですけども、例えば、市体育協会の、これはポイント制で270万の金額をそれぞれの体育協会等に振り分けていくわけなんですけども、例えば、体育協会の主催事業を実施をすると1ポイントであるとか、協会が主催してやっていく事業が1ポイントであるとか、そういう形でポイント制をやっております。それから、多分、変わった地点については、子供や学生の育成を兼ねた事業については0.5ポイントをあげていくとかいう形で、ポイント制によりましてそれぞれの協会への分配金というんですか、そういうのを

決めているという現状でございます。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いや、それはポイント制はわかってますけど、例えば、税でも均等割とかあるでしょう。やはり、そういう大会に参加しなくても、これはスポーツの振興のために1,000万もの補助金を出しておるわけやな。そやから、均等割、例えばそういう団体の人数の多いところには均等割で何ぼ行くとか、私はそういうことを前に言ったら、そういうことを改良していくということを答弁ではいただいておりますのやけど、そういうことが現実に、この24年度では反映されてないんじゃないんですか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 24年度においてはされているというふうに聞いております。均等割等につきましての配分について、是正しているというふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 どのように是正されたんですか。何で、変わっとれへんよって言いよるねん。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 見直しした地点なんですけれども、協会傘下の青少年の人数、50人当たり1ポイント、上限4ポイントというところで、子供の事業を特にやっているところにはポイント制を高くして、配分額を上げているというふうに聞いています。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それと、ポイントが答弁の中でよく出てくるんですけども、やはりそういう予算配分をするメンバーが、そういう社会体育に実践的に活動に参加した人とか、そういう現状をよく把握された方がそういう、ただ、学校の先生あがりとか、そういうような単純な発想でやられているところがあると思うねん。もう少し、広い視野で、本当に

実践をやった、そういう方をそういう予算配分の中でやっていただきたいと思います。

これは御承知のように、スポーツ振興法が50年ぶりに11年6月に全面改正されて、スポーツ基本法が制定されたということで、国を挙げ、そしてまた県を挙げてスポーツ振興に力を入れておると。今回、オリンピック招致が東京に決定したということもありますし、安倍総理はスポーツ庁の創設というようなことも視野に入れて、国を挙げてそういう大きな運動を盛り上げようとしておるんです。そういう中で、やはりこの1,000万の補助金について、体協組織自体がやっぱりもうちょっと原点から考えてほしいなと思います。

今の現状を見ますと、旧町時代からもいろいろありました。体協の会長問題にしましても、昔は連合、南淡町内会長がそのポストをとるということで、ポスト争いに明け暮れたようなこともあります。それから改良されて、南淡町で一番、あらゆる面で、いい面で重たい方を、おもしろという言葉は語弊があると思いますが、町長に持っていくというようなことで理事長制で非常に活性化を図ったと。

ですから、南あわじ市も、やっぱりオリンピック招致が成功したように、国を挙げて、県を挙げてやっているんですから、やはり組織自体を、例えば市長をトップに持って行って、それでそういう現場に精通した人を理事長制にして、各地区でそういう現場に精通した人を役員に選ぶと、そういうようなことも考えていかないかん時代になつとると思うんですが、その点どうですか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員も御承知のとおり、体育協会については各旧町単位でそれぞれの遍歴をずっとやってきたわけなんです。合併してから、それを一つにしていこうということで、やっと軌道に乗ってき、また、教育委員会に事務局があった部分を外に出して、それぞれ自主運営していただくということで、まさに今、改革をしている最中だというふうに認識をしております。今後、先ほど言いましたように、オリンピック招致等が決まりましたので、やはり体育協会全体のあり方について、今後まだまだ変わっていくだろうと、また、こちらのほうもそういう観点にもって、視野を広げて、改革についての御支援なりをしていきたいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 先ほどの婦人会組織の同僚委員の質問もありましたけども、婦人会にしても、これは行政としても不可欠な組織やと思うんです。それがだんだん疲弊して行って、恐らくこのまま放っておいたら、婦人会はゼロになることは間違いないと思う。そう

いうことをやっぱり、答弁聞いていても、何か他人事のように聞こえるんですよ。もっとやっぱり、地域に入り込んで、その婦人会もそうですし、体協にしても。

やっぱり今、課長は改革や言いよるけど、私らから見たら、今の南あわじ市のスポーツ振興については全く機能していない。旧町、私ら南淡町、特にそういう面では進んでいたと思うんです。やはり、そういうことをもっと中へ入って行ってやってもらわんと。何か、行事も一辺倒で、仕方なしにやりよるような感覚がある。やっぱり課長、もうちょっと、もう一回答弁。積極的に、言うだけでなしに、ほんまに実践としてやってほしいと思います。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 委員がおっしゃるように、昔は、例えばバレーボール大会、ソフトボール大会等、地区でも盛んにやっていた時代がございます。ただ、市になってからそれがなくなってきた、寂しいというのは、私たちもそういう思いでは当然おります。

そういう中で、体育指導員、今、昔でいう体育指導員、現在、スポーツ推進団ですけども、中心になって、ニュースポーツを広げていこうというような動きにもなっています。ただ、ニュースポーツにつきましては、これは器具等が高く、例えば一番最初に始まったグラウンド・ゴルフ等々、一番わかりやすい例だと思うんですけども、始まったときから比べるとどんどん波及をしていって広がっていったわけなんですけども、最終的に、何か高齢者だけのスポーツになってきている。だから今、スポーツ推進員の方々に、地域でもう一度、何か掘り起こせるスポーツがないだろうか、要するに、バレー、ソフトであれば経験者しかできない、そういうスポーツでなしに、誰でも参画できるようなスポーツを推進していこうというような動きもありますので、先ほど言いましたようにそういう部分については器材等の予算も要るんですけど、計上しながらやっていこうというふうに思っております。

ただ、委員がおっしゃるみたいに、地域のスポーツ、昔はソフトやバレーをしながら、後で皆でわあわあ言いながらやった、よかったなというような、ちょっとそういう部分についてはなくなっている、これも寂しいなというふうには私個人、思っております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 もう最後ですんで。後で一杯やってわあわあやれやいうて、私は言えへんけど、これも私の意見、それと私もそういう体協のこれまでの経験から、やはり体育協会会長というのは、すごく重みのある人がならなあかと、そういうことをやっぱりよ

く考えて。ただ、会長次第でその組織というのは、そして精通した人間を理事長において活動する、これは、南淡町はそれで成功したんですから、やはり課長、そういうこと。重みのある人を。あんまり、まあ、あんまりやいうたらいかんけども、やはりそういう、重みのある人というたら、そない余計おらんと思うんで、そういうことを強く要望して。

もう答弁は結構ですので、終わります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 教育振興費の補助金の関係で、南あわじ市教育資金利子補給事業補助金、63万6,861円ですが、これは、予算に対しては53%ぐらいの執行かなと思うんですが、どうですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 予算に対する執行率はその程度かと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 24年度新規にこの利子補給を申し込まれた方は、何人おられましたか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 24年度の支給した人数は、24年度が21人でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 24年度、新たに申し込まれた人数は何人ですかということをお聞きしておるんです。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ただいま申し上げた人数でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ということは、21人全員が24年度新規ということですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 24年度全ての交付は42人でございます。そのうち、24年度、新しく交付した人数が21人でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この事業は21年度から始まったんだったんですかね。何年から始まりましたか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 21年の募集から始まっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれの予算と執行額等、わかりますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 予算は200万円ということで、同じでございます。執行額は、平成21年が16万1,437円、22年が29万4,307円、23年が39万6,415円。24年が、ここに記載のとおりでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうしますと、もうちょっと経緯を聞かせていただきたいんですが、そうすると、今年度は53%もいってないんですね。30%ぐらいの話ですね、執行率は。そうすると、21年度からのそれぞれの年度の申込者数を教えていただけますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 交付数で申し上げます。21年度が12人、22年度が19人、23年度が28人、24年度が42人でございます。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 途中で短大とか専門学校であれば、卒業している方もおられると思いますので、それぞれの年度の新規の申込者数というのはどうなっているんでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 新規の申込者数につきましては、平成21年が19件です。これ、申請者数です。22年が16件、23年が13件。ということで、新規に申請した数は以上でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちょっとわかりにくいんですけども、21年度12人、22年度7人、23年度9人というような、新規かなというちょっと書くことで進めたいと思うんですけども、延べで現在42人の方を受けておられると。24年度については21人ということで、これまで以上に申し込みがあったということですけども、しかし、それでも事業開始4年をたって、実際の申し込みが5割もいかないということで、やはりこの制度設計に問題があるんでないかということ、これはもう繰り返し申し上げておるわけなんです。きのうも総括的な質問もあったわけですけども、これやはり、仕組みをだらだらとやってるようなものでもないと思うんですよ。

この目的というのはやはり、子供たちに教育条件を整えてあげて、厳しい生活環境の中でも奨学金を受けても、無利子にできるだけなるように、あるいは進学ローンを受けても無利子に近づくようにということとやっておるものにしては、やはり効果としてはちょっと弱いんでないかと。今、そんなように思うんですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 先ほどの、最後、つけ加えをさせていただくと、24年度は申請者数24人でございます。今年度、今の現在で31件、受け付けが10月31日

までございますが、ということで、去年から1年生だけではなくに学年途中からの申請も受け付け始めまして、今年度も、今31件ですので、もう少し来るのかなと。交付のほうも30件程度にはなろうかなと思いますので、問い合わせも結構ございまして定着、やっと借りられる方への周知もできてきた、定着し始めたところかなというふうに思っております。年間30ございまして、4年間で120。120で平均1万5,000円ぐらいは支給しておりますので、約180万円ぐらいということで、今後4年間ぐらいがそういう見込みでやっておりますので、やっと定着してきたところだという認識でおります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それはそれで結構なんですけれども、今、文科省も給付型の奨学金を必要というようなことも動いておるようですね。南あわじ市は、かつてあったものを今、返還してもらっただけということになっておるわけなんですけれども、これも繰り返し申し上げるわけですが、こういう子育て支援、教育支援というのは大事な課題やと思うんです。ここがやっぱり、非常に弱いと。今、言われておるのは、吉備国際大学の学生さんに対しては30万円という入学助成金をやると、しかし、南あわじ市出身の子供たちは旧西淡町時代にはあったのに、南あわじ市になるとなくなっていると。大変、そういう教育環境整備ということでいえば、高等教育に対する支援というのは非常に弱まっているというふうに思うわけです。この考え方が常に違うわけなんですけれども、実態として、今、奨学金なり教育資金を受けている学生さんたちというのは、大体南あわじ市出身の方、どれぐらいおられるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 把握しておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは、小中学校教育課の問題じゃないのかなと思います。教育長、もうちょっと大きな視点で見る必要があるんじゃないかと思うんですけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 確かに、保護者から見れば少しでもそういう資金の助成、利子補給であるとか、それは多いにこしたことはないかなと、このように思います。ただ、私

もたまたま聞くところによると、やっぱり現在の過去の奨学資金の回収率が非常に何か、厳しい状況が今、報道されております。確かに、今の大学を出たり社会に出て働く環境が非常に、昔と違って厳しい状況で、返還が滞っているケースが多いと聞いています。

ただ、この部分についてはやっぱり、南あわじ市にとって、学び資金ということで対応しとるんですけれども、通常の金融機関の、今、割と利子といたしますか、その辺がかなり低いのかなという感じはしています。ですから、委員がいつも言う、金額的とかいうところで大きな額になってないと、余り効果がないんでないかという、こういうお話があるんですけども、その辺については先ほども課長が申しましたように、やっぱり市内の方々にとっては、やっとな浸透してきたのかなという話があります。ですから、当分はやっぱりこの制度で継続をしていく必要があるのかなと、このように思っています。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 今、いろいろ問題はあると思うんですけども、滝川奨学資金については、これは滞納が今ないんじゃないんですかね。滞納がないというか、新たな滞納が発生していないというか。見ておりますと、貸付金が順調に戻ってきていると。収入のほうを見ても、滞納貸付金の元利収入というところには滝川のほうは出てきてないんですけども。だから、滝川育英奨学金を受けていた奨学生の皆さんは、順調に返済をしているというふうに、今ちょっと見ておるわけですけども、その点いかがですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 滝川奨学金につきましては、現在、今年度で13名の方がまだ返還しておるところでございますが、若干、滞納者もございまして、5名の方の滞納がございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その方々は、返済に向けて努力をされてるんですか。それとも全然入らない、無理なんですか。どんな状況ですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） いろんな事情はございますが、現在、若干、今年度の収入が苦しかったと、農作物の出荷が不調であったとかというような理由で、また、入る見込

みはあるというようなものもございますし、何年か前には居所が不明になりまして、最近また、居所がわかって、返還をお願いしておるといような事例もございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これも新聞の報道なんですけど、大体3割から4割ぐらいの方が滞納になっているというようなこともあったと思うんですけども。私が申し上げたいのは、以前も言いましたけれども、給付型奨学金というのを、そういう経済状態の厳しい方に、しかも成績のよい方に給付をして、そして、将来南あわじ市に高等教育を積み上げて帰ってきて、銀行でも農協でも、あるいは自営業の弁護士でも医者でもやるという中で、この奨学金の返還を免除するという仕組みをつくれば有能な人材が育っていくんじゃないかと、また南あわじ市に戻ってくるんじゃないかと、こういうインセンティブをつけていくという意味で奨学金制度では大事ではないかということをお願いしておるわけですけども、このことについての考え方はいかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校教育課といたしましては、現在行っております教育資金の利子補給事業、5年目でございます。定着させて充実させたいというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そんなぐらいの知恵しかないんですか。いや、これはね、教育課長の問題やない、やっぱり教育長なり、市長なりの問題やと思いますよ。見解の相違というけれども、そういった考え方はやっぱり持たないと、南あわじ市の人材が育っていく上で、やっぱり行政として、教育部としての責任感というのがあるんじゃないんですか。いかがですか。

○廣内孝次委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） 委員、ずっとこの話は、何回も私も聞いております。給付型、確かにおっしゃる話は誰しもが歓迎するようなお話とは思いますが、でも実態として、果たしてその給付型というところの取り組みというのが、私自身もどの程度の効果がというのが、保護者の負担が少し軽減できるというように思いかと思います。結局、経済的な問

題でというところは確かにありますけども、やっぱり今の制度という中では、そういう小さな中での給付型というのはなかなかこれ、制度として組み入れていくというのは、今の様な状況では非常に厳しいのかなと、こういう思いでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 よく、病院とか看護師を養成するのにどうしても人材不足ということで給付型をやっているやも数多くあると思います。文科省も給付型の奨学金制度というのを今検討しておるといふふうに聞くんですけど、そういう情報は入ってないですか。文科省の動きはつかんでないのかな。

○廣内孝次委員長 教育長。

○教育長（岡田昌史） いやいや、それは先ほど申したように、国のほうでそういう取り組みと申しますか、検討すべきでないかと、こういう意見が出ておるといふのは承知しております。ぜひ、国の制度においてやっていただければなという思いが強いところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 国がやるのは国がやるで、ただ、今言っているのは、南あわじ市にとってメリットのあることをもっとやったらどうですかということをおっしゃるんですね。メリットのあることをやると、これが南あわじ市の行政の目標じゃないかということをおっしゃるんですね。ここはまだまだ距離感があるんですけども、申し上げておきたいと思います。多くの市民の方は関心を持ってきている課題だといふふうに思っておりますので、今後も引き続き求めていきたいと思っております。

この点は終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

ありますか。そしたら、暫時休憩いたします。

再開は11時20分といたします。

(休憩 午前11時07分)

(再開 午前11時20分)

○廣内孝次委員長 再開します。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書184ページから185ページ、附属資料は323、324の公民館活動事業です。この実績を見ますと、西淡公民館のこの利用件数が緑に比べても少ないと、一番少ないんですね。利用者については南淡のほうが少ないのかな。この理由は何なんでしょうか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 件数が少ないということの理由ですか。わかりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それぞれ見ておって、使ってみてなんですけれども、西淡公民館というのは小さい部屋というのか、サークルをやったり学習会、勉強会をやったりする部屋というのが少ないような印象なんです。ここの講座も3つということなんですけれども、そういうところにも一つ原因があるのかなというふうに思っているわけなんですけれども、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、委員も御承知のとおり、西淡公民館の周辺には、例えば湊の公民館であったり、松帆の活性化センターであったり、そういう中核施設になる部分がたくさんございますので、そちらのほうの利用が多いのではないかとこのように考えます。それから、委員がおっしゃるように、公民館の部屋として常時使える部屋が少ない、例えば視聴覚室と第一研修室、それから下の和室、これは保健センターになるわけなんですけれども、当然、研修に利用できる部屋が少ないといえればそういうこともわかりません。先ほども言いましたように、私どもとしましては、なぜ少ないのかという理由につきましては、そういうことでしか理由がないのかなと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 中央公民館として、他の公民館との比較ということで、今後、合併をしていくと、統合していきますと、市民交流センターが発足をしていく中で、例えば今、湊の活性化センター、湊公民館も、これを西淡公民館のほうに持っていくというようなことになれば、さらに利用環境が悪くなっていくんでないかと、いろいろ講座なりサークル活動なり、今、湊の活性化センター、公民館として使っているところは、百歳体操だったかな、そんなのをやったり、それから、将棋だったり、あるいは卓球であったり、いろんな活用の仕方をしておるよう思うんですね。その環境がやはり、使い勝手が悪いというか、こういうこともあるので、今後、やはりこれ、改善していく必要があるんでないかというふうに思うんですけども、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 改修につきましては、今後やはり大きな課題になってくるかと思えます。例えば、これは可能かどうか難しいんですけども、保健センターの機能訓練室という、板張りのところがありますけども、あれを真ん中でパテーションで区切って部屋をつくっていくとか、そういうことは可能かというふうには考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そういうものも改善をしてもらうことも大事だと思いますし、現状のものも生かしていくということも大事でないかと思うんですね。仮に交流市民センターが発足したとしても、現状で使っているものも生かすと。幅広くサークル活動なり講座なりが一体のものとしてやっていけるスタイル、これが大事でないかというように思っておるんですね。西淡公民館が湊の公民館と一緒にになってしまう中であっては、ひとつ、そういう有効活用をして、現状も使うことも可能でないかというふうに思っと思んですけども、そういう検討もしていけばというふうに思いますが、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） これは公民館だけでなしに、社会体育施設もそうなんですけども、私たち教育委員会としましては、現在ある施設を最大限に利用しながら、また、老朽化しているような施設についてはできるだけ修繕等を重ねながら長寿命化を図って、いかに効率よく使っていただくか、その点を今後、課題としているというふう

に考えております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

熊田委員。

○熊田 司委員 済みません、決算書の168から171ページの、登校対策事業についてお聞きをいたします。この平成24年度で不登校児は何人いたのか、お聞きをいたします。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 平成24年度の不登校の児童・生徒は36名でございます。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしましたら、それは小学校と中学校に分けて、何人ずつぐらいになりますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 小学校4名、中学校32名でございます。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 それぞれ市内4教室に設置し、ということなのですが、もちろん、これは小学生と中学生の、教室みたいなのは全く別に用意されていると、こういうふうを考えてよろしいんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 小学校、中学校別にはなっておりません。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そういう環境の中で子供たちにいろいろと指導していくという中で、何かふぐあい等はございませんか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） ただ、平成17年度に設置してから、小学生の通室例というのはまだありません。中学生が主でございまして、中学生の、その小中学校の兼ね合いとかいうところにつきましては、まだ実際にございませんで、よくわからないところがございませう。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この教室に通って実際に学校へ復帰できた例というのはどれぐらいございませうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 通室生につきましては、非常に流動的でございまして、始業式には参加できたが、次の2週間後から不登校、この適応教室に通って、たまに学校に行くとか、非常に流動的なものでございませうので、なかなか、どれだけという数字をきっちり申し上げることは無理かと思ひませう。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、この教室に通いながら高校進学ができた子供さん、何例ぐらいございませうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 昨年度はほぼ全ての者が、定時制も含めまして、いずれかの次の状況の学校に進んでおひませう。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 市内4教室、各旧町ごとに1教室ずつと考えてよろしいんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） はい。南淡、西淡、三原、緑、4教室でございます。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この子供たちですが、例えば、朝教室に来て、夕方までそこにいれるとか、そういうような形になってるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 通室時間、帰る時間につきましては、その生徒に合わせて、いつでも来ていつでも帰れるというような状態になっております。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 そうしますと、大体、朝は8時半ぐらいから夕方5時ぐらいまでと、それだけ、その教室はあいてないんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 生徒に合わせて指導員のほうもその部屋に在席しておるということでございます。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 その不登校児がゆっくりといたらおかしいんですが、自分の好きなことをそこでいろいろと見つけるということが大事なかなと思うたりもするんですが、その、勉強でなしに、ただそこへ来てのんびりと過ごすということも、ひとつ、大事なことかなと思ったりもするんですが、そういうことはその教室ではできるんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） それも通室生に合わせた内容の指導であったり、そうい

うことを考えて、特に学校と同じような学習をするというようなことではございません。

○廣内孝次委員長 熊田委員。

○熊田 司委員 この教室に通いながら、そうやって次に新しい進路を求めて、また旅立っていってくれるというのは非常にありがたいことなので、どうか、この事業に関しましては、しっかりと予算のほうもとっていただいて、子供たちのためにいろいろと、また指導等していただきたいと思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございますか。

原口委員。

○原口育大委員 188ページから191ページ、参考資料は326と327なんですけども、資料館と美術館の運営事業についてお尋ねします。

まず、美術館のほう、資料で見ると年間の入場者が3,496人。入場料収入とかの、その財源としてのその他内訳に入っておると思うんですけど、72万2,000円。一方の資料館のほうは、7,970人。ここは入場料をとってませんので、その部分はないんですけども、これ見ると、人件費を見るとそれぞれ資料館が340万余り、美術館が450万余り。こういうのを見ていると、美術館のほうはかなり、経費は同じようにかかっておるんですけど、入場者数が美術館のほうのごっつい少ないように思うんですけども、その辺はどういうふうに認識されていますか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、資料館なんですけども、御承知のとおり無料であること、それから、昨今、バスのツアー等でそういう無料のところにはバスを入れていこうというツアーを組んでいる会社が多数あるということ、それからもう一つは、24年度につきましてはやはり新しく人形会館がオープンし、人形に関するの興味がある方がたくさんいらっしゃるという部分。それから、美術館につきましては、大体、毎年3,000人前後の入場者数をずっと推移をしてきておりましたが、昨年、若干ふえております。というのは、23年度に改修しました多目的ホール、そちらのほうでいろんなイベント、ワークショップ等を職員のほうが行っているという部分で、多少ふえたかなということをおもっております。

それから、人件費等につきましては、資料館については職員が常駐という形でいらっしゃる

るのは館長さん、それから臨時の女性の方がいらっしゃるんですけども、週3日。それから、美術館のほうは入場収入がございますので、入場料を常時とっていくということで、職員1名と、それから臨時の嘱託職員、それからパート職員の2名。必ず常勤で2名、常時いるという部分で、人件費等も上がっております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 資料館のほうは入場料をとっていないんですけど、来館者数というのはどうやってカウントしているんですか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） まず、団体見学というのがあると思うんですけども、こちらは説明を事前に予約といたらおかしいんですけども、聞きたい場合は館長さんのほうがずっと常駐しておりまして、説明をしております。それから、来館数につきましては、これはもうめっそでといいますか、パンフレット、チラシ等を配っておりますので、そちらのほうで確認をしているという状態でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 恐らく、ここ、記帳するようになって、記帳が設けてありまして、それぞれ住所、氏名を書いてくれているんです。それを見てると、ほんま、全国から来てます。多分、その数だと思うんですけども。当然、記帳もせずに入ってくる人も出入り、私なんかもそうですけど、してますんで、実際はもっと多いと違うのかなというふうに思ってます。これは確認してもらったらいいんですけど。

これ考えたら、確かに、人形資料館にたくさん来てくれて、それはそのバスツアーの中での休憩場所になったりもしてると思いますし、これが人形座のほうへ流れてくれたらもっといいんですけども、それがどの程度つながっておるかなというのはあります。これ全体のことを見てると、例えば美術館のほうを、入場料収入というのは、70万ほどいってないですよ。だったら、いっそ、これ無料にして、それで、今言う臨時職員とかずっと置いとく必要もなくなってくる。で、入場者をもっと、バスツアーの一環でもいいし、来てもらったらいいと違いますか。で、資料館のようにどんどん来てもらって、また次の観光地に行ってもらおうようなことも考えても、費用対効果を見たら、入場料をとること自体があんまり意味がないように思うんですけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 美術館につきましては、常設展、こちらのほうは御存じのとおり、直原玉青先生の書画、絵等を常時、常設しております。それから、上にあります、2階にあります展示室のほうにおきましては、例えば直原玉青先生だけでなしに、県内、または日本国中で借りられるといたらおかしいんですが、いい美術作品をお借りして、一般の方に見ていただきたいということで借り入れをする、常設だけでなしにいろいろな展示をしていきたいという部分で、どうしてもお金が発生してくるというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 入場料収入63万9,000円なんですよ、去年、入館料。それは、今言う、仮に人件費なりで節約できたら、浮いてくるかと違いますか。だったらもっとお客さんが来てくれる、そういうふうに思うんですけど。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 美術館につきましては、やはり入場者数をどれだけ確保していくかというのが毎年課題になっておりまして、学芸員等を含めて、来館者数をふやすためにいろいろ工夫をし、できるだけ上げていきたいというのは、これはあるんですけども、一つは、何かに特化しているという部分について、職員も大分苦慮しているというのが現状でございます。確かに、ただにすれば見ていただけていいとは思いますが、現在の段階では、あそこにある収蔵庫に保管している美術作品等の保安面も考えて、入館料をいただきながら、作品自体を保全しているというふうに御理解をいただけたらと思います。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 逆に言うと、資料館のほうは、施設の中の器材とかもかなり古くなってまして、十分な説明にはちょっと、館長さんも苦労されてますので、そういう部分も、もうちょっとそういう設備を充実させるとかいうこともしてほしいなと思います。美術館のほうは、今聞いてましたら、お金をとっている以上、立派なものを整えてやっておられると思います。でも、費用対効果を考えたら、私はもっと、ただにしてでもお客さんが来るような方策を考えたほうがいいのかというふうに思っておりますので、また検討して

ください。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員 決算書174から175、それと、178から179の外国人講師、
小中の関係で、この事業について、若干お尋ねします。

この小学校、中学校、それぞれあるわけですが、小学校の場合は、全学年各クラス、週1時間の授業実施というふうになっています。中学校の場合は、配置講師が4人というふうになっておるわけですが、授業時間単位は違うんでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 小学校におきましては、5、6年生の外国語活動の時間が
ございます、週1時間。これには必ず入るということで、あと、3、4年生につきまし
ては、総合的な学習の時間で、国際理解教育ということで、年間、学校によりまして15
時間から20時間程度、低学年、1、2年生につきましては、そういう教育課程ではござ
いませぬので、学校行事として国際交流会であったり、そういうものを開きながら、行っ
たときに行事を開いて、学期に1回とか2回とかいう形で入っているというのが実情でござ
います。中学校につきましては、英語の時間に、今おります4人の者ができるだけ多くの
時間に入れるように勤務していただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 中学校のほうは4人ということで、これは大体、生徒数というか必要
な時間数に応じて配分をしているというふうに考えていいんでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 南淡中学、沼島中学校で1人、広田中学校、倭文中学校
で1人、西淡中学校1人、三原中学校1人ということで、規模に応じて配置しておるとい
うことでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 そうすると、それぞれ同じような単位で入ると。必要なということな
んですけども、大体、目安というのはどれぐらいの時間を割いておるんでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 勤務については毎日、いずれかの学校に行っております
ので、その学校で週4時間、英語の時間が学級でございますので、可能な限り入って
いただいております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 聞き方が悪いのか、もう一つよくわからんですけども、英語の時間
が週4時間あって、そのうち半分は外国人講師がやって、半分は教諭がやるというよ
うなスタイルなんですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校によって若干違いがあると思いますが、ほぼそのよ
うな形で、全ての時間に入っているというわけではございません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 語学教育で日本人はちょっとおくらしているということで、小学校から
取り組みをしているということで、それはそれでいいことだろうと思うんですけども、
やはりこのスキルとして、今非常にこの語学力というのは求められておるといふ
うに思われます。低学年からやっている場合もあれば、学習塾でやっている場合もあ
るんですけども、今後、これをさらに強めていこうというふうな考えなのか、現状
維持で行こうとしておられるのか、どちらでしょうか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 低学年からの英語教育というのが、今議論されて
おる、国のほうでも議論されておるところでございます、南あわじ市としても、
できるだけ低学年から英語に触れるような機会をふやしていくという取り組みを
していきたいというふ

うに思っております、拡大の方向で考えております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 もう残り15分ぐらい、簡単にやりたいと思っております。

それと、これは学校の管理ということになるのかと思うんですけども、ちょっとページ数というふうには、なかなかちょっと示しにくいんですが、公共施設での松くい虫対策ですね。特に、私が目につくのは西淡中学で松が枯れてきているということであるわけなんですけれども。その他の公民館であったり、社会教育施設、全般的に見て、この松くい、松枯れ対策というのはどうなってるか、どんなように考えておられるかということをお尋ねしたいと思います。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） まず西淡中学校でございますが、一応、植木剪定等手数料ということで、各学校、植木の手入れ、当然そういう、消毒であったり、そういう費用で西淡中学、御中の時代ですが、昨年ですと21万円ぐらいの経費を置いております。あと、きのう農林振興課からあったかと思いますが、西淡中につきましては、松くい虫の防除ということで、農林振興課のほうで年間2回程度はやっていただいておりますのかなというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 生涯学習文化振興課長。

○生涯学習文化振興課長（福原敬二） 同様に、社会教育施設につきましても、それぞれの委託業者におきまして、剪定のときに消毒していただいたりをして、松くい虫の対応をしております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 きのうも少し触れたんですけど、今、枯れてる木があると、幹が残っておると。そうすると、そこを巣にして、ごっつい広がると。伐倒駆除は成虫が飛び立つ前にやって、それをチップ化をして、そして広がらないようにするという、こういうシステムティックに対応があるんですね。これが現状やられているかという、ちょっとやれてないように思うんです。後手に回っている感が強いんですね。それと、今、枯れてないけ

れども、そこに材線虫が入っている場合というのがあるんですよね。それについては、大径木のような、ちょっとこれは枯らしてはいけないというようなものについては、その樹液を抜き取って、そこに松の材線虫が入ってるか入ってないかということを見るということも必要なんですよね。そういった予算を置いてますか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 一応、昨年度も御中時代ですが、枯れた木の処理をいたしました。そういった緊急の予算というようなものは置いております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ちゃんと答えていただかないと、時間ももったいないので。予算を置いてやっているけど、実際に枯れた木が今も立っていると、そして、枯れてる木だけではなくて、健康そうに見える木でも、実際に松線虫が入っておって、1年、2年の間に枯れてくる木が出てくるんでないかと、そういうことの対策費用はありますかということをお願いしたんですよね。どうですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 特にその松くい虫の防除ということで、特別に予算は置いておりません。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これはやっぱり置いていかないと、学校、西淡中学校が発足しましたけど、我々の時代から松というものを校訓の中にも、確かに入れていたと思うんですよね。入れてなかったですかね。入れてると思うんですよ。その肝心のものが枯れていく。また南あわじ市のシンボルの木がクロマツであって、それを大事にしていこうというのに、その対策がおくれているということはちょっと残念な思いがあるんですよね。ちょっと、もうちょっと強化していくべきじゃないかというふうに思うんですけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 学校教育課長。

○学校教育課長（安田保富） 学校予算の中で対応できない範囲につきましては、また

協議して、補正等していきたいと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 これは他の教育施設にもかかわってくることであらうと思いますし、やっぱり、大変これはお金もかかる話であると思うんですけれども、大きな木は育つまでに時間がかかるわけで、失うものは大きいという観点で、ぜひ取り組んでいただきたいと思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、教育費を終了したいと思います。

昼食のため、暫時休憩いたします。

再開は午後1時より開催したいと思います。

(休憩 午前11時51分)

(再開 午後 1時00分)

⑨ 災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費、実質収支に関する調書

○廣内孝次委員長 再開します。

次に、款11、災害復旧費、款12、公債費、款13、諸支出金、款14、予備費、実質収支に関する調書、ページは204ページから210ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

(3) 財産に関する調書

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、次に財産に関する調書、ページは211ページから219ページまでの質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、次に一般会計全般についての総括的な質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより、一般会計全般について、委員間討議を行いたいと思います。
挙手の上、よろしく申し上げます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第1号、平成24年度南あわじ市一般会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。
よって、認定第1号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
以上で、一般会計決算の審査は終了しました。
次に、特別会計の審査に入りますが、説明員入れかえのため、暫時休憩いたします。
再開は、すぐとしたいと思います。

(休憩 午後 1時02分)

(再開 午後 1時05分)

2. 認定第9号 平成24年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 再開します。

認定第9号、平成24年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは169ページから182ページまでです。

これより質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 175ページの使用料ですけれども、ケーブルテレビの基本使用料は前年に比べてどうなっておりますか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 情報課の富永と申します。よろしく申し上げます。

御質問の使用料でございますけれども、前年と比べますと278万5,000円の減となっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 加入者はどうなっておるんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 加入者につきましては、年度末比較で468の減となっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 減っておるということは、人口自然減ということもあろうと思うんですけれども、他社に取られているというようなこともあったようですが、その内訳はわかりますか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） この468件の中には、過去から、加入者の中には休止という扱いと、解約という扱いがございまして、休止につきましては、一旦休止をするんですけども、また再開されるということで、そういう場合の扱いと、あと、完全に転出等によって解約されるという場合がございます。それで、この468の中には、約半数になるんですけども、休止の扱いで計上しておいたものがございまして、それを一括をして、台帳から削除するというか、そういう措置をとっております。ですから、実質の数字は約半数ということでございます。その中で、内訳という部分でございまして、そこら辺の正確な集計はとっておりませんが、かなりの部分、他社のほうに行かれていますというふうに考えております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 その、離れていく理由というのは、金額の問題とか、利用環境の問題とかいろいろあるかと思うんですけども、今後、他社との競争の中で、さらに減る可能性というのも持っているのかなというふうに思うんですけども、その点はどのように見られますか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 確かに、今後も他社さんの営業活動もまだこれからも続くと思われまので、その理由をもって減になる場合もあると思います。我々といたしましては、先ほど申し上げた休止あるいは解約される方に対しましては、窓口でケーブルテレビのよさ、例えば緊急情報であるとか災害情報であるとか、それから市からのお知らせ、そういうものが聞いていただけますよと、そういうことももちろん御説明申し上げて、できるだけとどまっていたきたいというふうに説明しているところでございます。今後もそのような努力を続けていきたいと思っております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 サービスで負けるということですから、より高いサービスを求めていくなり、こういうことも必要になってくるのかなと思いますので、やっぱり競争というの

は、価格の面、速度の面、その他いろいろあろうかと思うんですけれども、多くは価格の面ということになるのかなと。あるいは、携帯電話とのリンクとか、いろいろ技術的な問題というの、当然出てくるかなと思うんですね。そういった面で、急激に減るとということはないのかもわからないんですけども、少しずつ減ってくるということは、将来どうなるのかという不安感も出てきますので、やはりサービス向上ということで努力をしていただきたいということです。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 使用料等の価格面のことにつきましては、即座にそのような判断というのはなかなか難しい面がございます。もう一方、サービスを提供するというところで、例えば、番組の内容を多様にするとか、市民の皆さんの御要望にこたえられるような番組をつくっていくということで、一例といたしまして、この4月に市民の方々に、番組内にありますけれども、例えばこういうイベントがありますよとか、こういうふうな番組を放送してほしいとか、そういうことを募集いたしました。実際にそういうお声はたくさんはまだ来てないんですけれども、できるだけこちらから働きかけて、そのようなものを掘り起こしていきたいと思っております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 関連でちょっと、私もケーブルに対して不満な点がようけあるので。洲本市ケーブルと南あわじ市のケーブルの更新日が違うように思うのやけど、そのあたりはどのような認識をお持ちですか。番組放送の内容の更新よ。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 洲本市のケーブルテレビの番組については、十分に承知はしておりますけれども、我々のケーブルテレビにおきましては、ニュースの更新回数をふやさせていただく、それから、企画番組とか、そういうものをできるだけたくさん提供させていただくという形で努力をしておるつもりでございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 洲本の番組の更新、把握してないんですか、課長。毎日更新とかいう

のは、把握してないのか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 我々のところ、ニュースを週2回という形ですけども、そういう意味合いで、相手側がどのようにされているのかということは、ちょっと今、資料を持っておりません。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 それと、洲本ケーブルを見ておったら、市内のCMというか、市内のいろんなCMをどんどん打ち出しておるわけやの。それで、やっぱり事業収入等々にしながらやっとなねんけんど、南あわじ市のほうは、そのあたりはどのようなお考えをお持ちなんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ケーブルネットワーク淡路におきましても、CMの取り扱いがさせていただいております。ただ、その番組そのものを、そのCMを提供される方につくっていただいて、それを放送するという形態を、今とっております。洲本の、淡路島テレビジョンのほうは、その製作もされていると聞いています。なかなかそれを、番組をつくったものを我々等へ持ってくると、その部分がネックになっていると。そういうふうに出したいと考えておられる方はおるとは思うんですけども、その部分がネックになっていると考えております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 人事交流じゃないけど、洲本ケーブルとほんまに、実際に向こうのケーブルの放送の仕方、やり方、CM製作、番組制作に関しても、私はやるべきやと思うんやね。なぜかというたら、先ほどの、蛭子委員の質問において、加入がやっぱり400から激減、これ、1万8,000とか、世帯数はふえよるのやけんど、やっぱりケーブルの加入者が減少しよるということは、その辺は、やっぱり番組そのものに対して市民の関心をお持ちでないと思うんやね。

私もケーブル見るのは、災害時のそういうふうな情報収集等々で、やはり、身近な市内

の被害状況等々、また、今からの災害の想定というか、そのあたりを見るのにするんやけど、私自身が非常に不満なんですわ、まだそのあたりの情報発信も。そやから、その辺、先般もお話ししたように、市内の雨量とか、そのあたりもしっかりとやっていただくとかいうようにしてやっていただきたいと。ほんまに、洲本ケーブルを見習ってほしいなど。僕は、指定管理でやられとると思うのやけんど、毎日、日々更新して、自分が、視聴者が見たやつをデータでばっと取れて、市内の情報を瞬時にできるねん。南あわじ市のやつを見ておったって、年がら年中、同じような、ほんまにちょっと私は、そのあたり、経営努力というか、そのあたりがどうも欠けとると思うのやけんど。

そのあたり、洲本ケーブルとの情報交換、洲本ケーブルの番組を放送してますよ、5時から。何か知らんけど、県内のケーブルというやつよ。だけど、向こうのを見とったら、私も洲本にちょこちょこ行って、洲本のケーブルよう見せてもらうんですわ、南あわじ市との違いというか。向こうのほうがやはり、見ておっても、おもしろみがあるわけやな。市内のあちこちのCMというか、例えば飲食店のCMであったり、宝石店のCMであったり入ってくる。こういうところがあるのか、ああ、こういうところに食べに行こうかと。お互いに、相乗効果じゃないけど、やはり市内のCMというか、料金徴収というかそのあたりもできるしやね。もっと研究してくださいよ。洲本市のケーブルは知らんやいうて、どんなやり方や知らんやて、これは、課長、もう一つ、この番組制作に当たっても、その辺の課長の認識を改めてもらわないかんと思うねけんど。もう一遍、向こうに行って研修してくる気持ちはないですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 洲本市のことについて、十分知っておらなかったのは、反省をしております。それで、洲本市の淡路島テレビジョンにつきましては、私はたびたび行くということではないんですけれども、担当者のほうは随時交流をしております。ですから、例えばCMというか、あるいはその地元の紹介的な番組につきましては、やはりその指定管理というか、民である部分で自由度が高いという部分もございますけれども、少しでもそのノウハウを学びまして、反映させていきたいと思っております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

原口委員。

○原口育大委員 175ページのその他雑入の内訳というのは、どういうふうなものがありますか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 雑入の内訳でございますね。決算書の183ページにある部分の内訳でよろしいでしょうか。

済みません、決算額で2,338万6,000円余りの分です。よろしいでしょうか。

失礼しました、申しわけございません。186万6,952円の内訳でございますけれども、ショップチャンネルというのを提供しておりますけれども、その提供させていただいておる料金として、38万3,657円。それから、洲本市との電話連携をしておりますけれども、その保守料を半分、洲本市からいただいております。その分が71万3,475円。それから、市民の方々に、御家庭にいろいろな機器を設置しておりますけれども、その貸与品がなくなった、壊れたという部分の弁償費として、9万5,270円。それから、出張して設置をさせていただくという業務をしておりますけれども、その部分で22万5,750円。有料広告放送料ということで33万9,500円。それから、放送させていただいた放送分のダビングを作成させていただくということで、その手数料ということで10万9,300円。

以上でございます。失礼いたしました。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 今の内訳を聞いていると、広告の分とダビングで販売する分のあたりは、もうちょっと力を入れられて、収益を上げるようなことも考えていいんでないかなというふうに思うんですけど、いかがですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） ダビングにつきましては、希望される方もたくさんおりますので、そこら辺をもう少し、告知をさせていただいて、販売につなげていけたらと考えております。有料広告につきましては、さっきもちょっと申し上げた部分もございまして、これも努力をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 農協からの市況の情報とかを流したりしてるんですけど、これは別に

情報料を、こっちから払うとか向こうから受け取るとか、そういうことはないんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） その分はございません。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 24年度で生放送をしたような、中継放送とかをした実績はないんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 済みません、日時はちょっと手元にはないんですけども、災害時の生放送ということで、テスト放送をさせていただきました。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 前にのど自慢の生中継をやったことがあって、そのままになってるような気がするんで、またああいうこともやってほしいなど。あと、その災害時のテストをされて、今後、それは使えそうですか。例えば、災害対策本部ができて、いろいろ監視カメラの映像が切りかわって流されるとか、いろんな情報を、今、市内で出ておる警報であったり避難情報であったりを、いうたら、文字放送とかだけでなしに、直接テレビを見ながら、その対策本部からの映像が流れているというのは、ごっつい安心感があるように思うし、もともとのCATVの目的も、災害とかの部分がかんりの部分あると思うんですけど。そこら辺、テストをされて、どんな感触ですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） テストの放送の中では、市長にも出演いただきましたし、あと、防災課長さんが黒板の前で地図を貼って、その、仮想ですけども、この地域でこういう被害状況であって、こういう避難状況であるというようなことを説明をする放送をさせていただきました。それからもう一つは、南淡中学校のほうに行っている取材のスタッフが現地から生の放送をするという部分がございます。ただ、現実の災害のときに、その現場にそういう形で行けるかどうかというのは、逆に、行かないほうがいいのか、

そういう部分もございしますが、それはなかなか難しいとは思いますが、災害対策本部から状況をお知らせするという事は取り組んでいきたいことであると、各課なりに御協力をいただいてやっていきたいと考えております。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ということは、25年度に向けては実用化のめどは立っていて、もし今度、何か大きなことがあったら、早速対応するような体制はできておるんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 新庁舎ができた折には、そこら辺の設備は十分に整うと思うんですけども、現在におきましても、配線の関係も少しありますけれども、ケーブルテレビ局舎とここの中央庁舎を結ぶ形で可能であると考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 投稿動画とか、何か投稿作品とかを、私はぜひ流せるようにしてほしいんですけど、そういう取り組みはされなかったですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 先ほど、4月の初めに少し、市民の皆さんに告知をしてという話をしましたけども、その中には一般の方の投稿という想定もしておったつもりなんですけども、なかなかございませんでした。そういうことだったので、逆にこちらから何かを持っていくといいますか、何か、耳に挟んだことをもとにしてこちらからお願いするとか、そういう形のことは考えていきたいとは考えております。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 ケーブルテレビ事業全体のことなんですけども、年数が経てきて、大幅な設備の、また更新とかの時期も来るかと思うんですけど、年次計画の中ではそういう想定というのはされておるんですか。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 非常にたくさんの部分の構成物があって、一律にいつとかいうことはないんでございますけど、例えば、ネットワーク上でいきますと、旧の西淡・三原の部分の同軸ケーブルがちょっと、年数がたってきている、それから、放送関係につきましても、カメラとか編集機器については、23年度に取りかえておりますので、そこら辺は大丈夫であると。今、一つの課題になっておりますのが、西淡・三原の音声告知器と電話機、この機が少し老朽化しておりますので、その更新を検討させていただいているところでございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 最終的に民間委託であったり民営化というのも検討すべきでないかと思うんですけど、その辺は。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 民営化もしくはそれに類するものということにつきましては、事務レベル、事務方のレベルといたしましては、県内あるいは県外の同じような施設について、情報の収集と申しますか、ネット上もありますし、そういう書籍類もありますし、直接もあります。そういう形での情報収集をし、整理をし、報告等も一部、行っているところでございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
登里委員。

○登里伸一委員 このケーブルテレビをする前は、旧三原町と旧西淡町が始めました。そのときに、今の岡田教育長が企画課長をしておりまして、ペイできるのはどこですかと言うたときに、70%の加入率ということ、これがもう頭に入っておるんですが、その辺のことも含めて、このたびの加入率は89.2%、そのうち、前からは2.85%減っておるんですから、この減り方がこのままでいきますと、何年後、10年後ぐらいで到達してしまうんですが、その辺のことは考えたことなんかがあって、何かそういう、つかんでおるところはございますか。

簡単に言えば、うちの、南あわじ市のこのケーブルテレビは、加入比率が何%あれば十分運営は大丈夫なんですというようなところもつかんでおるんでしょうか。検討しておる

かということです。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 今、おっしゃってるような、加入者が何%であれば赤ですとか黒ですとかいう部分につきましては、計算はちょっとしておりません。それで、御承知のようにケーブルネットワーク淡路につきましては、特別会計ということで、本体の機器類の償却については一般会計のほうで償還という形でなっていると思います。ですから、そういう意味では赤字の部分もございます。そういうことも含めると、なかなか経営的には難しいということを考えております。

○廣内孝次委員長 登里委員。

○登里伸一委員 それでは1件だけ、お答え願います。そういう機器類は一般会計から入るとして、人件費等の関係で、経常経費は、今年度のこの4億3,500万のどれぐらいになっておるのか、ちょっと教えてください。

○廣内孝次委員長 情報課長。

○情報課長（富永文博） 失礼します。一般会計のほうで償還すると、その償還する一部として、毎年、特別会計から一般会計のほうに繰り出しております。平成24年度につきましては、7,700万ということになります。ですから、特別会計単体で見ますと、それだけの黒字を出していけると。過去においてもその繰り出しは、その金額相当とはいいませんけども、繰り出して、合計4億5,000万となっておるそうでございます。

以上でございます。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第9号、平成24年度南あわじ市ケーブルテレビ事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第9号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

3. 認定第10号 平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第10号、平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは183ページから194ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第10号、平成24年度南あわじ市広田財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第10号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

4. 認定第11号 平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第11号、平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは195ページから206ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第11号、平成24年度南あわじ市福良財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第11号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

5. 認定第12号 平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第12号、平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは207ページから218ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第12号、平成24年度南あわじ市北阿万財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第12号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

6. 認定第13号 平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第13号、平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは219ページから230ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第13号、平成24年度南あわじ市沼島財産区管理会特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第13号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

7. 認定第8号 平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第8号、平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは156ページから168ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

印部委員。

○印部久信委員 この産廃についてですが、私もよく知識がなかったんですが、洲本市、淡路市の場合において、この産廃で瓦の処分について、どうも洲本市、淡路市は市内でその処理をするところがなくて、明石まで持っていくというふう聞いておるんですが、南あわじ市の産廃施設は当然、瓦もやっておると思うんです。これ、この施設に対して、瓦の処理できるかできらんかという、何かこういうような規約とか、何かこういうものはあるんですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） この施設は旧西淡町の折に設置された処分場でございます。まず、この処分場の目的は、その地域の不法投棄の解消と地場産業である、工場での生産段階で不良品が出た場合の処分をどうしようかということと、その相まった形の目的でできたと伺っております。

まず、瓦の処分ということでございますけれども、当施設は基本的に市内発生の産業廃棄物を承っております。市外の場合は、基本的には受け付けておりません。そういうことで、淡路市、洲本市は島外のほうへ搬出しとるということでございます。それで、生産段階の瓦と建築廃材は、建築廃材として別の単価設定になってございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ですから、この南あわじ市の産廃処理場は、瓦はいわゆる処理ができるんですね。市内の瓦は。それは、工場生産の場合と、家を買うたときの瓦の産廃も処理できるんでしょう。ですから、洲本市、淡路市の産廃施設はどんなもんか知りませんが、瓦の生産、家を買うたときの廃材の瓦を処理できらんというのは、何かこの、施設をつくるときに何か、規約か何かあるんですかということです。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） それは、手数料のほうと受け入れ基準というほうで定めがございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 ちょっと私の聞きよるのは、施設をつくるがゆえに、この何か違いがあるんですかということをお聞きしておるんです。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） まず、産廃を地方自治体で持つておるとするのは近畿県内でもまれなほうでございまして、洲本市、淡路市にはそういう施設がございません。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いずれにしても、南あわじ市はそういう意味では恵まれた産廃処理施

設場を持っておるといことだ、南あわじ市は。島内の2市に比べて。そこで、やっぱり将来的にも、これもできて何年か、処理場も施設の限界も近づいてきとると思うんで、今度新たにつくるときも、こういうような同じ、瓦とかそういうような産廃処理ができるような施設が、南あわじ市で、これが限界が来たとき、次の段階ですよ、次の段階もこういうような同じような処理施設ができるんですかということですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 今後の施設につきましては、まだそういった明確なことは考えておりませんが、やはり、このたびの震災におきましても、こういう施設が大切な施設であると実感しておる次第でございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 とにかく私の言いたいのは、私もこういう知識がなくって、たまたま他市で聞いた場合、洲本市、淡路市の場合の瓦の場合は島外へ持っていきよると、南あわじ市は島内処理ができるということを聞きますと、やはり、運送経費だけでも大分違うんでないのかというように思うわけです。ということは、南あわじ市は恵まれておるといことを言いたいんです。なおかつ、これを、満杯になったときにもそれを、次にもこういうような同じ施設をできるようにやってほしいということを言いたいわけや。そういうこと。今度は違う場所でやりませんかということですか。

○廣内孝次委員長 市民生活部次長。

○市民生活部次長（高木勝啓） 現施設におきましても、地元と20年間の契約ということで、覚書を締結しております。その契約延長が可能となれば、また次のことも考えていきたいと思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 いやいや、そういう施設があるのは、南あわじ市は恵まれておると、満杯になってもどこでつくってもそういう施設を維持、同じ処理をできる施設をつくっておいてほしいということ。そういうことですか。

終わります。

○廣内孝次委員長　　ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　質疑がございませんで、質疑を終結します。
これより、委員間討議を行いたいと思ひます。
何か御意見ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　意見がございませんで、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思ひますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長　　異議がございませんで、これより採決を行います。
認定第8号、平成24年度南あわじ市産業廃棄物最終処分事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長　　挙手多数です。
よって、認定第8号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

8. 認定第2号 平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長　　次に、認定第2号、平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定についてを議題とします。ページは1ページから49ページまでです。
これより質疑を行います。
質疑ございませんか。
蛭子委員。

○蛭子智彦委員　　歳入のことですが、この収入未済額についてお聞きします。この現年度分の未収ですけれども、これが5億4,898万が収入未済ということで、これはトータルでのものなんですけれども、現年分での滞納分、これについてお伺いいたします。金

額をまず、お伺いいたします。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 今年度の収入未済額でございますけども、現年分で1億2,473万6,000円。滞納分で、4億4,032万6,000円。合計で5億6,506万3,000円との内訳でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 それで、この未済についてなんですけれども、監査委員の審査意見の中の29ページですか、ここに国民健康保険の対象となる保険者が、中で、低所得者の割合も高く、収納率が低いというふうになっておるわけですね。この収納率についてはどのように見ておられますか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 収納率でございますけども、現年分で昨年度と同率の92.5%、滞納分で前年度より0.15ポイント増の17.35%。ただ、合計しますと前年度より約2%減というような徴収率になっております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この低所得者の割合が高いという部分が、ちょっと出されている資料の中ではわかりにくいんですね。今後はこの部分がわかるような資料をつけていただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 先日の質問の中でも同じような意見がございましたので、所得階層別でデータが拾えれば、滞納者の区分と比較できるような資料をつくる方向で検討はしております。ただ、決算時のときに資料としてこういう附属資料の形で出せるかどうかというのはちょっと、検討してみないとわかりませんが。課内のほうでそういうデータをつくることにつきましては、検討をしていこうということで、今、相談をしているところでございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 共通認識ということで、この監査意見に書かれている低所得者の割合が高く、国保税収納率が低いのが現状というところの認識は一致しておっているんですね。

○廣内孝次委員長 税務課長。

○税務課長（藤岡崇文） 国保の構造的な問題で、低所得者が被保険者に多いというのは当市だけでなく全国的な問題でもございますので、その部分が徴収率の低下につながっているというのは、そういう事実があると思います。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 これだけの滞納ができてくると、保険証の発行、いわゆる資格証明の発行数は今、どのぐらいなんですか。

○廣内孝次委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 8月31日現在でございますが、資格証が217、交付しております。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 滞納で資格証明を発行されると、一旦現金納付をしなければならないということで、これは、こういう制度はぜひ必要やと思うんですけども、やはりこの資格証明の発行については、これはやはり生命にかかわるということもあるので、どのような基準で資格証明を発行されておられるのか、お聞きしたいと思います。

○廣内孝次委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 基本的には1年以上保険税を滞納されている方が対象でございますが、その方々につきましても、分納とかそういういろんな制度がございますので、その相談によりまして、短期証を発行している方もございます。ただ、誓約していただいてもそれが不履行になったりする場合もございますので、その場合は資格証となります。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 それで、やむを得ず資格証明を発行されて、それがそういう分納とかというような形で、元へ戻るといようなことは、やはりかなりありますか。元の保険証を出されるように、分納して、それを支払って行って、新たに正規の保険証を手に入れると、そういう方はかなりありますか。わかっている範囲で結構です。

○廣内孝次委員長 保険課長。

○保険課長（川本眞須美） 何人がそういう分になっているかというのはいわかりませんが、資格証から短期証に変わる方はございます。それが完納いたしますと、正規証に変わります。

○廣内孝次委員長 阿部委員。

○阿部計一委員 いずれにしても、これはぜひ必要な措置やと思うんですが、より慎重にやっていただきたいと要望して、終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより、委員間討議を行いたいと思います。
何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第2号、平成24年度南あわじ市国民健康保険特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第2号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

9. 認定第3号 平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第3号、平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、ページは50ページから63ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第3号、平成24年度南あわじ市後期高齢者医療特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第3号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

10. 認定第4号 平成24年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第4号、平成24年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、ページは64ページから111ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員　この歳入で66ページですけれども、介護保険料の収入未済額として1,345万ということですが、これもやはり、低所得者のところでの滞納というふうに理解するわけですが、それでよいでしょうか。

○廣内孝次委員長　税務課長。

○税務課長（藤岡崇文）　徴収する側といたしまして、介護保険につきましては、年金特徴がほとんどというお話の中での収入未済額ということで、判断する場合、年金特徴以外の普徴による保険料を納めている被保険者の滞納者数が多い、いわゆる低所得者、年金でも少ない部分で、年金特徴から徴収できないような方の部分でございますので、今おっしゃるとおり、非常に所得が低い方でなかなか納めることができない方々の未収額というふうに認識しております。

○廣内孝次委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　これも、現年分と滞納繰り越し分とを見ますと、ことしが、現年分が788万と、繰り越しが632万と。その隣で、不納欠損で611万というふうに、不納欠損を611万出しておるといふことがあるわけですが、これにしても、現年分の収入未済が多いという印象もあるわけですが、これはなぜ、現年分がふえてきているのか、急激にふえているような印象もあるんですが。その説明をいただけますでしょうか。

○廣内孝次委員長　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　保険料につきましては、第4期から5期に、27%程度の保険料のアップがございます。ですから、その影響で未済がふえたというふうに思います。

○廣内孝次委員長　蛭子委員。

○蛭子智彦委員　保険料の急上昇というか、アップが響いているという説明でした。こ

うした、なかなか滞納というのは加入者にとっても本当につらいというようなことがある
と思いますので、そういった面、今後十分に考えていただいて、低所得者への対策という
ことに努めていただきたいというふうに思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより、委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより、採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第4号、平成24年度南あわじ市介護保険特別会計決算の認定について、原案のと
おり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって、認定第4号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

11. 認定第5号 平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第5号、平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計
決算の認定についてを議題とします。ページは112ページから122ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

阿部委員。

○阿部計一委員　　これも参考にお聞きしたいんですが、これ、新聞、テレビの報道等で特に訪問看護、プライバシーの問題等もある中で、南あわじ市ではそういうもろもろの問題というようなものはございませんか。

○廣内孝次委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　訪問看護についての問題点ということですが。

○廣内孝次委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　いやいや、これまでそういう事例があったことがありますかということをお聞きしておるんです。

○廣内孝次委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　プライバシーについては、そのとおり、守らなければならないというものということで、契約の中に盛り込ませていただいております。そして、問題点というものにつきましては、訪問看護における医療費の説明をしてるわけでございますが、その辺で、うまく理解していただけないというようなところで、金額的な課題を聞かれたことがございました。

○廣内孝次委員長　　阿部委員。

○阿部計一委員　　いや、極端に言うたら、いろいろなトラブルがあったことはないですかということをお聞きしとるんですよ。なかったらないで結構なんです。新聞とかテレビ報道等ではいろいろな問題が出てますけども、南あわじ市ではそういうことは、どうですかということをお聞きしとるんです。

○廣内孝次委員長　　長寿福祉課長。

○長寿福祉課長（大谷武司）　　ございません。

○廣内孝次委員長　　ほかにもございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより、委員間討議を行いたいと思いますが、何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第5号、平成24年度南あわじ市訪問看護事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに、賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。
よって、認定第5号は原案のとおり認定すべきものと決しました。
説明員入れかえのため、暫時休憩します。
再開は2時10分とします。

(休憩 午後 2時00分)

(再開 午後 2時10分)

12. 認定第14号 平成24年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 再開します。
認定第14号、平成24年度南あわじ市下水道事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 この報告書の18ページでありますけれども、処理区域が19ヘクタール拡大したと。760人の増加ということになっておるわけですが、この第2次中期計画の目標に照らして、このテンポでやっていけるのでしょうか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 下水道部の次長をしております、岩倉です。よろしくお願いいたします。

ただいまの質問なんですけども、中期経営計画による進捗という話だと思うんですけども、中期経営計画においては、面整備に対する方向づけは出てなかったと思うんですけども。あくまで、中期経営計画においては、平成28年度までにおける事業を推進するに当たっての事業費の計画の部分を主に立てておると思います。私どもは中期経営計画に基づきます、その資本計画を重視しながら、できることの面整備を今、実施しておるというのが現状でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 ただ、面整備というか、これをやっていかないと、経営計画のもととして、収支の関係でやはり、加入者をふやしていくとか、経営面積を100%にできるだけ近づけていく、加入者を100%に近づけていくための面整備ということも、課題にはなっていないんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 確かに、下水道事業、平成6年ぐらいから始めた事業でございます。当然、短い期間で全ての面整備ができればいいわけでございます。現在のところ、前部長等も御報告しておったと思うんですけども、事業費ベースであと100億程度残ってございます。それを単年度、もしくは、一、二年の間で一気にやるというような方法もあろうかと思っておりますけども、それを行うに当たりましては、また2分の1の補助をいただいた後の残りの2分の1、それについては企業債等を買わなくてはならなくなるわけでございます。

そういたしますと、次年度から大体、企業債、無理に100億の事業をやったとした場合、利子としてまた2億円、また5年後先には償還等が始まってきます。それにつきまし

ては、4億円程度の償還が一気に始まっていくということになりますと、また一般会計から、繰り入れていただいております一般会計のほうの財政にも多大な影響を及ぼすということの中で、財政計画を財政課のほうと協議した中で、この中期経営計画を立てて、繰り入れの金額等々が一般会計で賄える範囲というものを決めた中で、やはり事業を進めさせていただいておるといのが現状でございますので、御理解いただければと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 苦しい中ということですがけれども、もう一回、100%の処理区域を完成をさせる、それ以上一步も引けないという年度はいつになるんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 引けないという年度というのはないんですけども、私どもの目標といたしましては、平成38年度を最終目標とした中で、今、計画をいたしているのが現状でございます。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 だから、少なくともそこはもう引けないところであって、前に来るのは、市民にとっては問題ないと思うんですよね、これは、市民にとっては。ただ、市の財政にとっては問題があるということなんですよね。ですから、いつだろうか、本当に、家を建てるにしても直すにしても、この計画区域に入っておるところは、本当にわかると思うんですよ。それは担当されてる方が一番よくわかると思うんですよね。我々も、早くしてもらわないとという声をよく聞きますよ。これは本当にわかっていると思うので、まちづくりの、今一番基本になっているのは下水道の計画でないのかなというふうに思いますので。やっぱり、この市の財政ということもあろうかと思うんですけども、やはりそうした市民生活の実態なり、家の、住宅の事情なりを考えると、やっぱり1年でも早く計画達成を求めるといのは、これは市民の率直な声だと思いますので、その点をよく踏まえていただきたいと思いますが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） そのように努力はいたしたいと思います。ただ、現実、ここ10年、下水道事業ということで突っ走りしてきた感がございます。今後、残ってお

る整備面積といたしまして、大体約3割程度が残っておるわけなんですけども、それが今、国の補助制度等々の基準が変わろうかというふうな動きもございます。そして、私ども、残っておる地区といいますと、西淡のほうはもともとおくれておった関係ですから、そんなに効率が悪いところはないんですけども、一部、三原、緑の地区等々で、整備が残っておるところについては、非常に効率の悪いところが整備の認可区域というような格好で入っております。そうしたことで、もしこの平成26年、もしくは27年に制度変わりがあった場合、非常に効率の悪い中で多大な一般財源を投資するというふうな方向にもなりかねない、今、状況でございます。

ですから、ただいま委員がおっしゃられましたように、少しでも早く、本来は整備をして、それに伴う正当な使用料を算定して皆さん方に協力していただくというのが一番かと思っておりますけれども、いろいろな事情等もございます。そういった中で、精いっぱい努力をしながら進めておるということで御理解いただければと思います。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 効率の悪いところもあるんですけども、松帆、湊の整備しやすいところもあると。そこは、家の問題もありますけれども、例えば道路の舗装とか改修とかに対しても、この問題がやっぱり絡んでくると。まちづくりの本当に根幹部分になってくる部分で、地域のインフラ整備の、ほんまに一番根幹になる部分というふうに思いますので、効率性のいいところは前倒しでもして、どんどん面積をふやしてほしいということなんです。そういうことなので、今後も注意をして見ていきたいと、また要望を出していきたいというふうに思います。

終わります。

○廣内孝次委員長 ほかに。

谷口委員。

○谷口博文委員 下水道のこと、ほんまに基本的なことをお尋ねして、非常に恐縮なんやけど、下水道の管路整備やりますわね。そのときに、水道管の埋設というか、それも工事を一緒にやりよると、ほんで、路面のほうは原状復旧でやりよんのやけど、この事業費というのは、下水道課の予算でやりよるやつと水道企業団から出よるやつとあるんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 原則的には企業団のほうでやっておる、私ども下水道事業に伴う水道管の移設工事、これは私どものほうの事業費の中から補償費ということで企業団のほうに補償費をお支払いしてございます。そのお金でもって、企業団のほうは水道の移設工事、もしくは管路の更新工事等を行っておるというのが現状です。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 そしたらこれの業者の発注はどないしとんのですか。下水道の管路整備と水道の管路整備との業者の入札というのは。今、下水道をとったやつが水道をしよるとかいう話もあるねんけど、この辺は現状、どうなんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 先ほども言いましたように、私どもは水道管の移設を行うための補償費を水道企業団に払っておるわけなんです。だから、その水道を動かすに当たりますは、水道企業団のほうから業者のほうに発注という形になってございます。

ただ、現状といたしましては、当然、下水道を埋設するに当たって、一旦、道を掘削するわけでございます。その中にまた水道の管も入れるわけでございます。丸々別工事ということになりますと、一旦、下水道のほうで掘って、管を入れて、埋め戻して、ある程度の仮設の舗装をした段階で、また水道のほうでまたそこを同じように掘って水道管を入れるという、非常に効率の悪い事業になります。そういった関係で、現在、淡路水道企業団のほうは、私ども下水道工事の受注者と随意契約というふうなことで、現状は契約しておるといふふうに聞いております。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 あれ、次長、水道管と下水道管といたら、どっちが上におって、どっちが下におるのか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 原則的には下水道のほうが底でございます。路面からの基準になるんですけれども、これは一応、最低60センチを入れるような格好で下水道が入っております。下水道というのは、あくまで基本は自然勾配で流していくということで、一番最低の60センチからスタートいたしまして、徐々に徐々に、管路のほうが深

くなっていくと。水道につきましては、一旦配水池を設けて、高いところにある配水池から水圧でもって水を送るわけでございますので、水道管自体はほとんど深さは、路面から60センチを中心といたしました、ほぼ同じ深さの中で水道管が入っておるといふふうになってございます。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 ここで、下水道の原状復旧から道路を掘削というか切って、原状復旧しとるのやけんど、あれがかえって、継ぎはぎみたいになって、何やら、いっそ全面舗装というのか、私の家の集落でも、一部をばあっと切って、ここだけボーンと原状復旧か道路改修してもろうとんのやけんど、この辺が反対に何か、継ぎはぎのように見えるのやけんど、あのあたりは何とかでけへんのか。その辺はもう、どないもでけへんのですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 原則的には多分、その継ぎはぎになっておるといのは仮復旧の段階で、もしかいたしますと、本来でしたら全て市のほうの管理課さんのほうと協議をするわけなんですけども、道路幅員が4メートル未満のところについては、最終的には全幅復旧をいたしてございます。また、2車線以上に分かれておる道路等につきましては、そのうちの1車線分、半幅の分について、全て復旧をいたしてございますので、掘ったところだけの復旧で終わっておるといのは、仮復旧の段階でございます。場所によっては1年おくれた中で舗装の全面復旧を行ってございますので、多分、もし、今委員さんの言われる地区に。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員 具体的には路面、今、ちょうどうずしおラインを走ってきよったら、小榎列の何の工事か知らんのやけんど、真ん中を割ったところだけずっとして、車が横に揺れるほど、うずしおラインのちょうど、あの辺しよるでの。あれは下水と違うのか。あれは何で工事しよるのか知らんのやけんど。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 私どもの工事でございます。当然、あそこは県道になりますので、県と協議した上で、下水道のほうを入れさせていただいておるんですけども、

とりあえず管が入った段階で、その掘削影響分については、仮復旧ということでございます。そういったことですので、全線工事の管路が終わりますと、当然、県ですから全幅復旧というような格好での条件になってございますので、最終的には全て打ちかえということになってございます。

○廣内孝次委員長　　ほかにございませんか。
原口委員。

○原口育大委員　　24年度において、例えば空き家になって、もう閉鎖というか、そういう件数はあるんですか。

○廣内孝次委員長　　企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己）　　企業経営課、江本です。よろしくお願ひします。
正確には調べてありませんが、平成7年からこちらですので、漁集地域とか、コミプラ地域とかに多く、かなり多い廃屋になっているところがあると見受けられます。

○廣内孝次委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　そうすると、そういうところは、誰も住んでないということは、公共ますを閉鎖するとか、何かそういうことをするわけですか。

○廣内孝次委員長　　企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己）　　当然、閉鎖するべきかもわからないんですが、更地になって、新たな人、あるいは後継者が町から帰ってきて家を建つ場合も考えられますので、現在のところは閉鎖はしておりません。

○廣内孝次委員長　　原口委員。

○原口育大委員　　それって、例えばそのまま放ってあって、管理上、問題はないんですか。

○廣内孝次委員長　　下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 本来ですと、下水道のほうは利用しておる人というのは当然、水道のほうも利用しておるわけなんです。当然、空き家になる場合は、その家の持ち主は、水道のほうで閉栓手続を行います。ということは、水道自体がその家のほうには流れてこないということになると、イコール下水のほうにも流れてこないということになりますので、きっちりとした管理までする必要はないものというような格好で、今まで処理はしてきてございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 仮に今、コミプラとかそういう過疎地というか、そういうところであれば、山の上まで行っておったりするんですけど、限界集落になって、まだまだそんなことないと思うんですけど、集落がもし消滅したりしたときに、それはそう言っても個人の宅地なんで、そういう、今言うた、後々ずっと管理はせんのかかわからんのやけど、ずっとそれを管理していくとなったら、その本管というか、ずっとそこまでの管の管路というのはずっと維持せなあかんというか、一軒でも残っておったら、当然、その途中、何百メートルあろうと管理はせんなんだろうけど、すごいコストはかかると思うんですよ。仮に処理区域というか認可区域というか、一旦、誰も住まなくなったような集落が発生したときには、そういう区域から除外するとかいうようなことはできるんですか、できないんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 最終的な認可変更というふうな手続もあろうかと思えます。ただ、管を管理するといいますが、まず、ほとんどが先ほども言いましたように、下水道管自体が自然勾配で流れる管路でございます。また、水道なんかと違わせて、非常に口径の大きな管が入ってございます。そういったことですので、一旦、設置をいたしますと、大きな災害等、地震等が起きない限り、ほとんど維持経費等については要らないものというふうに考えてございます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 まだ先の話やと思うんですけど。

そしたら、漁協のほうからとか、汚染というか、排水機準を厳しくすると、養分というか、関係で、ちょっと緩めてほしいというような要望は、業界としてはあると思うんですけど、それに対する何か動きはあるんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 前にもそういった御質問があったと思います。確かに、漁業関係者等からはできるだけ水質的にも、変な話なんですけど、悪くしていただきたいというふうな要望があるそうでございます。ただ、兵庫県なんですけど、私ども、淡路島を取り巻く海域等につきましては、生活環境の保全に関する環境基準というのがございます。私どもの淡路島周辺なんですけども、これは累計でいきますと、いろいろ、A、B、Cというような段階でいろいろ基準分けがあるんです。なおかつ、その海域には漁業者が求める全窒素、全リン等の規定も決められてございます。私どもの下水道施設、浄化センターについては、この決められた環境基準に合った水を流すというふうな格好での施設整備になってございます。そういったことがございますので、できるだけその環境基準の中で一番悪いほうの基準に合わせての運転というのは、非常に難しい部分がございます。ですから、現在、漁業関係者等につきましては、県等のほうに環境基準の見直し等々の要望が出ておるということでございますので、そういった動向を見ながら、私どものほうも対処していきたいというふうに思っております。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
北村委員。

○北村利夫委員 今、整備率が70%ぐらいという話やったんですけども、あとの30%、いわゆる最終が38年度ぐらいまでかかるということなんですけども、今現在、一般会計から16億余りのお金が入っているわけなんですけども、あとの30%の人は、この一般会計から入っているお金、いわゆるその恩恵に預かっていないわけなんですよね。これについてはどのようにお考えですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 今現在の状況でいいますと、確かに委員のおっしゃるとおりかと思えます。ただ、私も下水道事業を始めて2年目なんですけども、もともとが、前にも一度言わせていただいたと思うんですけども、もともとは下水道事業、これは昭和45年の公害対策ということの中で国が道路事業、治水事業に合わせて下水道事業、これは公害対策ということで、三本柱の中での公共事業として進めた経緯がございます。そういった関係で、その後、何回も言うんですけど、兵庫県のほうで生活環境の改善、もしくは公共水域の水質改善という中で、兵庫県中、全て下水道の完備した県にしようじゃない

かということで動いてきた事業でございます。

そういったことですので、あくまで出だしは公共事業ということになりますと、という考えをしていただきますと、今、南あわじ市、旧の4町あるわけなんですけども、道路状況のすばらしい整った地域、また、山間部で道路が非常に狭くて狭小で、利用ができないような地域等々もあるわけでございます。そういった中で、同じように税金等を納めていただいておりますというふうなことも御理解いただければ、今、残された地区の皆さん方の入れられた税金のうちの一部も下水道のほうに流れておるといのは、重々わかるんですけども、そういった御理解をしていただければありがたいなというふうに感じてございます。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 非常に物わかりがよければそういうことやと思うんです。私は、物わかりの悪い議員を、ふだん言うてるわけなんですけども、ただ、物すごく市民にとっては不公平感があると思うんです。先ほど、答弁の中で、いわゆる公債費との兼ね合いで、一遍に公債費が膨らんでくると、そやから、そこらのやつを均等化するために年度を延ばすんやというような答弁であったかと思うんですけども、それで行ったら、本当に市民にとつたらたまらん話やと思うんですよね。違いますか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 確かに、そういう、おっしゃるとおりだと思います。ただ、私ども、事業を進めるに当たって、これ、全て市の起債というんですか、借金と、一般会計でやっておるわけではございません。事業費の2分の1、これは国のほうの交付金をいただいてというんですか、補助金ですけども、いただいてやっております。そういった関係で、国のほうにはどんどん要望はしておるんです。

ただ、今回、東北のほうの震災の関係で、要望額の大体6割、もしくは7割というふうな内示決定しか来てございません。それを考慮に入れずにというんですか、その足らずを一般会計もしくは借金でまで行ってまで早く進めるのが行政としていいのか、もしくは、最終的に負担となる企業債等々を少なくするために、できるだけ国の補助制度を使って整備するのがいいのか、そこらの考え方だと思うので、御理解いただければと思います。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 確かに両面あるかと思いますが。ただ、第2次経営計画の中でも、

いわゆる合併当時、ぐっと事業量がふえたと、それによって公債費が膨らんだと。そやから、そこらをいわゆる事業を年度を延長することによって均等化していくんやというような話だったわけやから、これはあくまでも財政的な裏づけの中で事業を先延ばししているんじゃないかという見方もできると思うんですが、いかがですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 下水道に携わる者といたしまして、確かに、今おっしゃいますように、直ちにできるだけ早く整備したいのは山々でございます。ただ、現在も、先ほど委員がおっしゃいましたように、非常に多額の繰り入れをいただいております。これもこの約18億の繰り入れをいただいて、そのうちの11億というのは国のほうで健全な企業会計を行う上で繰り出してもいいですよという金額でございます。したがって、基準外が約7億というふうな状況でございます。

それで、これは言うたら、極端な話で言いますと、今のこの状態をつくっておるのが、先ほども言いましたように、大体、6年前までに行ってきた事業のしわ寄せではないですけど、そういうような流れができておることの中で、またこれ、同じように事業をどんどん進めますと、平成36年近くになりますと、当然、繰り入れの金額も二十数億というような格好になってきます。そういった中でまた、私どもが気にしなくてもいいと思うんですけど、また、交付税算入のほうの動きもまだ見通しがつかないような状況も今、出てきております。したがって、できるだけ建設事業費を今、抑えておるのが現状です。

ただ、先ほど蛭子委員さんとの意見ともあったんですけど、事業費を抑えておるのは、これはあくまで浄化センターの改築工事とか次の増築工事の予定しておる部分を抑えておるだけでありまして、面整備の事業費については私ども、かねてから持っておる計画どおりに進めておるといのが現状でございます。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 今、決算を見ますと、現状、非常に多額の一般会計が繰り入れしていると。そして、チャラになってるのかというと、そうじゃないんですよ。今年度、いわゆる24年度で2億7,000万ぐらいですか、実質赤字があるわけなんですけれども、それが累積で17億を超えているわけなんですよね。逆に、企業会計になってからこのお金は積んできたということなんですよね。毎年3億ちょっとずつ。そやから、逆に言うたら、もう3億繰り入れを毎年プラスしたら、実質、赤字がプラマイゼロになるわけなんですけれども、これはなぜ、そういう企業会計のいわゆる決算をやらないんですか。

○廣内孝次委員長 下水道部次長。

○下水道部次長（岩倉正典） 前も一度言わせていただいたと思うんですけども、確かに赤字のほう、最終的に今年度末で17億1,000万というふうな欠損金が出てございます。ただ、これはというと語弊もあるかもしれませんが、企業会計を導入したことによりまして、今まで現金の支出を要さない減価償却費等の金額を費用化したために生じてきておるのが、これ、事実でございます。当然、民間の方々のこういった企業会計ですと、当然、ここらの部分がプラマイゼロ、もしくはどんどんプラスに持っていくべきかと思えます。ただ、私どものほう、あくまで市の財政課のほうから繰り入れさせていただいておるのは、私どもが1年間下水道事業を行うに当たって不足する現金分について、一般会計のほうに繰り入れさせていただいておりますので、現金不足はほとんど生じていない状況の中で動いた中で、企業会計を採用したことによって、累積されてきた欠損金であるということで、御理解していただければ一番ありがたいんですけども。

○廣内孝次委員長 北村委員。

○北村利夫委員 いわゆるこの下水道事業というのは、4会計あるわけですよ、中に。このうちのいわゆるコミュニティプラント、これについては赤字がないんですね。

○廣内孝次委員長 企業経営課長。

○企業経営課長（江本晴己） コミュニティプラント事業でございますが、これは本来、一般会計で処理をするのが本来です。ですが、下水道事業ということで、企業会計になったときに、下水道事業の中へ含めてしております。あとの3事業については、基準内、基準外という部分があるんですが、コミュニティプラント事業については、全て基準外となっておりまして、そのために3条の収益的の部分で収支の均衡を図ったような会計、これはもう、会計の手法の一つでございます。企業の裁量でこのようなことになっておりまして、それで、プラスになっておりますのは、これは消費税を含んだ分で収支均衡したためにこういう形でプラスが出ております。

以上です。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。
何か御意見ございますか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第14号、平成24年度南あわじ下水道事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。
よって認定第14号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

13. 認定第15号 平成24年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第15号、平成24年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定についてを議題とします。決算書は別冊となっております。
これより、質疑を行います。
質疑ございませんか。
印部委員。

○印部久信委員 損益計算書、5ページなんですけど、農作物の共済金が281万9,000円余り支払っておりますが、これは何筆、面積は幾らですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長(宮崎須次) 農業共済課の宮崎でございます。どうぞよろしくお願

いたします。

ただいまの質問でございますけども、全体で149筆でございます。そして、面積が11ヘクタールでございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 これは特に聞きたいんですが、災害ということなんですが、災害にもいろいろありまして、風水害、病虫害、特に今、問題になっております鳥獣被害ですね、これ課長、縦分けしてもらいたいんですが、鳥獣被害、このうち何割ありますか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） 今、お答えさせていただいた149筆のうち、獣害被害が135筆ございます。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 農業振興部の次長、今、聞いてもろうたように、この鳥獣被害に対する対策を十分とっておるんですが、実態が、昨日も言っておりましたように見えてきていないように言ったでしょう。今、共済課長が言われたように、共済金の支払いは、大体、共済の支払いというのは、干ばつ、台風による風水害、病虫害被害が今まで主であったんですよ。それが、今、149筆のうち135件がいわゆる鳥獣被害ということなんです。ですから、この行政が進めておる鳥獣被害に対する対策は、十分やっとするのはわかるんですけどね。わかるんですけども、実態として見えてきてないんですね。その辺について次長、もう一遍答弁していただけますか。

○廣内孝次委員長 農業振興部次長。

○農業振興部次長（森本秀利） 昨日もお話をさせていただきましたとおり、被害の面積については少し減っているような状況でございますが、直接、農家の皆様方にとってはなかなかその実感が得られない、そういうふうなお話はよく聞いてございます。そんな中で、なお一層の鳥獣被害に対する対策について努力をしてまいりたい、そのように思っております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員　　これ、御承知のように水稲共済というのは、実際これ、表へ出てきておるのは30%の足切りがあって、その上の被害に対して、これ共済金が出てきておるんですね。ですから、先ほどの課長の説明で、149筆、11ヘクタールということは、実際これ、3ヘクタール余りのものがまだ、眠っておるんですね。金額をざっと計算しますと、大体1反当たり10万円の米の単価といたしますと、3町でこれ、300万円の被害がまだ眠っておるんよの。共済金の支払いが281万ということで、実質これ、南あわじ市で鳥獣害被害が600万円出ているということですから、実態は。ですから、ここらも十分、今後考慮しながら、共済金の支払いは支払いでええんですけど、その底には3割の部分が目に見えてないわけやな。農家が泣き寝入りしとるということです。そういうことですので、結構、鳥獣被害というのが出ておりますので、今まで以上に何とか取り組んで、いい方向を見出してほしいと思うんです。

それと、よろしいですか。

○廣内孝次委員長　　続いてどうぞ。

○印部久信委員　　7ページの剰余金の計算書が出てますけれども、家畜勘定が290万円余りの黒が出とるんですが、累積で770万余りの、まだ累積の赤を持っておるわけですが、課長、これ、単年度300万弱の黒が出た、この要因は何だと思っておりますか。

○廣内孝次委員長　　農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）　　これは、国が23年度で掛金率を上げたことと、あと、特に死産と病傷が減ったということが主な要因と考えております。

○廣内孝次委員長　　印部委員。

○印部久信委員　　そうすると、8ページの共済の剰余金が農作物とかもろもろで7,000万余りの剰余金があるわけですが、これ、課長、法定積立金と特別積立金と分けてありますね。この意図は何ですか。

○廣内孝次委員長　　農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次）　　法定積立金と申しますのは、共済金の支払いに不足が生じた場合ですけども、それを財源に充てるということになっております。特別積立金と申

しますのは、共済金の支払いで法定積立金を充てて、まだなおかつ不足が生じた場合、財源に充てることとなっております。

○廣内孝次委員長 印部委員。

○印部久信委員 今の説明を聞いておったら、一緒に括っておっても、余り変わらんように思うんですが。しょせん、法定積立金で支払いができないときは特別積立金で充当するということですので、余り、一つに括っておいても変わらんように思うんですがね。これは何か、国の何かの縛りがあるんですか。

○廣内孝次委員長 農業共済課長。

○農業共済課長（宮崎須次） これは連合会のほうの指示もあります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。
これより委員間討議を行いたいと思います。
何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。
これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。
認定第15号、平成24年度南あわじ市農業共済事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって認定第15号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

14. 認定第6号 平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第6号、平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは123ページから133ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 また決算なんですけれども、企業会計をするということで、先ほどの下水道のほうでも出ておったわけですが、減価償却という部分がかなり負担になってくるということで、今年度も2,191万の減価償却プラス、それから施設の改修、これもかなり負担になってくるというふうに思っておるわけなんですけれども。

○廣内孝次委員長 蛭子委員、宿舎のほうを言いよると違えますか。海水浴場です。

○蛭子智彦委員 間違いました。海水浴場ですか、勘違いしました。えらい、失礼しました。

○廣内孝次委員長 よろしいですか。

ほかにごございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第6号、平成24年度南あわじ市慶野松原海水浴場特別会計決算の認定について、

原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって認定第6号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

15. 認定第7号 平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第7号、平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定についてを議題といたします。ページは134ページから155ページまでです。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第7号、平成24年度南あわじ市土地開発事業特別会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙 手 多 数)

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって認定第7号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

16. 認定第16号 平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について

○廣内孝次委員長 次に、認定第16号、平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定についてを議題とします。ページは別冊となっております。

これより、質疑を行います。

質疑ございませんか。

蛭子委員。

○蛭子智彦委員 慶野松原荘ということで、国民宿舎のほうなんですけど、この決算書の3ページに大体、損益計算書が出ておまして、これとあと、他の資料もあるんですけども、営業収益を見たときに、やはり減価償却の問題、それから改修の問題ということが課題になってくると。この施設そのものがやはり老朽化というか、だんだんと傷んでくるということで、現状でもかなり変えなあかん部分があると思うんですけども、そのあたりは今後、収益に与える影響なり、今度の問題なりについて、どのようにお考えになられますか。これは商工観光課ですか。支配人はおれへんけど。部長がやるんでしょう。答弁する人、おらへん。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 宿舎の老朽化に伴う、傷んでいるところ等につきましては、収支状況を考えながら、今後改善していくように、国民宿舎と相談しながら検討していきたいというふうに考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やはり施設が古くなってくると、次々と直さなあかんところが、当然出てくると思うんですね。ことしいろいろ見ておったら、畳がさらになつて、きれいになつて非常によかった、あるいは、ロビーもまあまあきれいになつていきよる、空調設備もよなつたということなんですけれども、例えば、おふろに入ってみると、この宿舎の定員数に比べて、大浴場といいながら、ふろも非常に小さいですよ。部長、入ったことございますか、松原荘のおふろ。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 入ったことはあります。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 やっぱり、おふろ、うずしお温泉郷の貴重なお湯を使っておる一つの

施設なんですけども、使いたくても使えない施設もあるらしいですね、このごろ。うずしお温泉は湯が足りないということで。せっかく使っているおふろ、いい温泉を使ってるんですから、ふろももうちょっとリニューアルしたらいいのになとかいう声も思うんです。でもそれを直すとする、また大きな改良資金が要ると。かなり経営は自己資金でやれるということになってますけれども、やっぱりそういうジレンマというのも現場ではあるように思うんですけれども。そういうことから考えて、やはりおふろというのは魅力の大きな一つになってくると思うんですよね。そういった面で、今後もかなりいろんな面で、一つ直せばまた直さなあかんというようなことが出てくると思うんですけれども、リニューアルの方向性というのは、どんなようにお持ちなんですか、計画的には。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） このリニューアルにつきましては、具体的にはまだ協議はされてないんですが、今言われたように、傷んでからするのでは後手後手になりますので、そういった設備も十分検討すべきだなというように考えております。

○廣内孝次委員長 蛭子委員。

○蛭子智彦委員 計画的にやはり、近隣の施設もかなり新しい施設をつくろうとしてますので、一番古い施設に、今度はなっていくと思うんですよ。ですから、先手を打っていく、必要な投資をしっかりとやるということで考えていただきたいというふうに思います。終わります。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。
谷口委員。

○谷口博文委員 あそこの脱衣室、ロッカーはありますか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） 合併したときに慶野松原を担当しとったので、そのときに、ちょっとシャワー程度で入っただけですので、正直申しまして、細かいところは記憶がございません。

○廣内孝次委員長 谷口委員。

○谷口博文委員　　ほんま、実際、あそこ、観光客が入るねんけど、宿泊客が入るようなところやさかい、脱衣かごよの。やっぱり施錠というか、若干、盗難とかそのあたりのことも踏まえて整備していただきたいのと、それと、どないこない言うたって、慶野松原は公共の宿ということで、ある程度家族連れが安心してあそこに宿泊してくれる施設なんよ。隣も今、改修して、ある程度和風の、ある程度そういうふうな宿泊施設をリニューアルしよると。だから、ここら松原荘も、私はあの辺ちょっと、ほんま露天ぶろというか、あの辺も、先ほど同僚委員が言いよったけど、やはりちょっと狭いやさかい、せめて大浴場でサウナと、スチームサウナぐらいつけてください。この辺をほんまに、これぐらいして、やはり海水浴客があそこでしっかりと、シャワーっていったって、今、改修しよるいうたって、水道にホースつけたようなシャワーで洗わせて、そんなんじゃあかんねん。

そやさかい、松原荘のあそこでしっかりとした、そういうふうな海水浴客が快適にシャワーできるようにしていただいて、そこでお風呂に入ってもろうて、それで快適に過ごしてもろうて、あの夕日を見ていただいて、また慶野松原に来て宿泊しようかな、また来ようかなというような、その根幹となるのが松原荘なんや。これを放置しとったらあかんねん。今のままで、現状のままでええやいうような認識を持たれたら困るんでね。その辺はある程度、ここは採算がとれる宿泊施設やと思うねん。そやから、ある程度投資をして、やっぱり交流人口というか、観光客がどんどんリピーターで来てくれるような施設整備に努力してください、ほんまに。

○廣内孝次委員長　　産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之）　　この施設につきましては、スポーツの関係者もずっと利用しておることですし、もちろん、修学旅行も定番となっておるところでございます。それで、先ほどほかの委員からもありましたように、お隣では12月28日オープンということで、リニューアルを今、しておるところでございます。したがって、この国民宿舎につきましては、本当に年次計画を、外の部分、中の部分も十分、国民宿舎のほうと協議しまして、一度、年次計画を作成してみたいなというのが今の気持ちでございます。

○廣内孝次委員長　　谷口委員。

○谷口博文委員　　支配人が来てない理由は何なんですか。それだけ確認しますわ。国民宿舎の支配人が、きょう、説明員というんか、これには来てないというのは、何か理由があるのか。

○廣内孝次委員長 ちょっと、事務局のほうから説明します。

○議会事務局長（高川欣士） 今は役職退任されて、参与で支配人をされています。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 年度別の経営状況を見てますと、4年連続で赤字になっておるんですけども、来年度は、これは黒字にするような計画でいけるわけですか。

○廣内孝次委員長 商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 確かに、4年連続の赤字ということでございますが、今後、海水浴場の特別会計と一体化して、この新たな企画等を発案し、営業努力もするというので、黒字に転じるように松原荘と協議しながら頑張っていきたいというふうに考えてます。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 海水浴場を全部入れたって、そんなにすごい利益は生まへんと思うんですけど、やっぱり、人件費であるとか、もっと根本的に収支を改善するような計画というのをつくるべきだと思いますけども、その辺は計画しないんですか。例えば、来年は無理でも、ちょっと、多少、それは期間を置いてでもいいですけど、やっぱり黒字に持っていくだけの収支計画というのは必要だと思うんですよ。

隣に、今言うたように新しい、改修されてオープンするといったら、余計にやっぱり大変だと思います。陸の港は安定して収益を上げとるんであって、この松原荘自体の営業収益の部分で、やっぱり思い切った職員数の、言うたら正職員でなしに臨時に充てるとか、そういう部分をしないと、ずっと赤字を積んでいくことになると思うんですけども、その辺はいかがですか。

○廣内孝次委員長 答弁は。

 ちょっと、暫時休憩いたします。

 （休憩 午後 3時12分）

 （再開 午後 3時14分）

○廣内孝次委員長 再開いたします。

原口委員の質問に対して、答弁を。

商工観光課長。

○商工観光課長（阿部員久） 以前に松原荘の職員でございますが、行政の一般職のほうへ2名ほど振りかえまして、そのかわりに嘱託職員で補充したということで、人件費の削減等も今後のそういった打開策になろうかというふうに考えています。

○廣内孝次委員長 原口委員。

○原口育大委員 とにかく、年次計画でもいいですけど、やっぱりきちっと収益が出るようにというか、収支のバランスがとれるようにしないと、単に頑張りますだけで毎年赤字を積まれたんじゃないか困るということを指摘しておいて、終わります。

○廣内孝次委員長 川上委員。

○川上 命委員 先ほどから、松原荘のこと、周辺のことですといろいろと露天風呂とかいろいろと海水浴場にもっとせえとか施設を充実せえとかいう委員さんの声が出ったんですけど、この間、部長にも言うたんですけど、慶野松原は非常に天下の名勝ということで、観光客も物すごく来るんですけど、また南あわじ市は中田市長の政策、子育て、少子化、十分できてありがたいことなんですけど、そういった政策の中で、この松原荘に来て、子供の遊ぶ場所が全然ないと、みすぼらしい滑り台が一つあるということで非常に、この間、大分怒られたんですけど。議員さん、何しよるんぞと言われてたんで。確かにそうだな、ありがたい御意見、ありがとうございますということで、部長にも言うたんです。

そやさかい、部長も、自身もあの遊具を置いてある、壊れかけの釘が出ておるような危ないやつ、急遽、撤去して、やっぱりもっと、慶野松原を玄関口とか、南あわじ市の誇れる観光地とするんやったら、やっぱり大人ばかり言わんと、子供を連れて遊びに来る人も、観光客もおるわけや。地元もおるわけ。だからもっと、そういった子供の遊ばせる、安心して遊べるスペース、そういったことを十分に施設を充実すると、それで、南あわじ市にそういった施設を検討して、やっぱり、子供の楽しく遊べる、そういった場所も検討する必要があるんじゃないかと思っておりますので、ひとつ、松原荘の周辺の子供の遊び場所を、来年なら来年、充実した中で、やっぱり市民にこたえるということが大事だと思います。ひとつ、よろしく。どうですか。

○廣内孝次委員長 産業振興部長。

○産業振興部長（岸上敏之） その外部の遊具の件につきましてもそうですが、全般について、計画をきっちりと話し合いながら組んでいきたいなというように思います。特にその遊具の件につきましては、少し、変な話ですが、釘が出とったり、そういったところも現地確認させていただいておりますので、そういったところはもう既に修繕をさせていただいたところでございます。

○廣内孝次委員長 川上委員。

○川上 命委員 幼稚園には十分、充実したところがあるけど、幼稚園は関係者以外立入禁止になってますから、入れないということで、非常に町中、そういった観光地のところにそういった子供の遊び場所がないということを、ひとつ何とか、解消してほしいと思います。よろしくお願いします。

○廣内孝次委員長 ほかにございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 質疑がございませんので、質疑を終結します。

これより委員間討議を行いたいと思います。

何か御意見ございますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 意見がございませんので、討議を終結します。

これより採決を行いたいと思いますが、御異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、これより採決を行います。

認定第16号、平成24年度南あわじ市国民宿舎事業会計決算の認定について、原案のとおり認定すべきものと決定することに賛成の方の挙手を求めます。

（ 挙 手 多 数 ）

○廣内孝次委員長 挙手多数です。

よって認定第16号は原案のとおり認定すべきものと決しました。

以上で、本特別委員会に付託されました案件の審査は全て終了しました。

お諮りいたします。

9月20日の本会議における委員会審査報告について、どのようにしたらいいでしょうか。

(「委員長、副委員長一任」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 それでは、委員長、副委員長に一任ということで、そのように取り計らいをさせていただきます。

なお、委員会審査報告については、昨年と同様に、本特別委員会は議会選出の監査委員を除く全議員で設置しておりますので、質疑と答弁についての報告とせず、委員会審議において出された主な意見・提言等について、取りまとめて報告を行いたいと思いますが、これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○廣内孝次委員長 異議がございませんので、委員会審議において、出された主な意見・提言等についての報告といたします。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会いたします。

閉会の挨拶を副委員長が行います。

○柏木 剛副委員長 本当に、長時間にわたる審査、お疲れさまでございました。

これをもちまして、決算審査特別委員会を閉会します。

(閉会 午後 3時20分)

委員会条例第30条の規定により、ここに署名する。

平成25年 9月11日

南あわじ市議会決算審査特別委員会

委員長 柏 木 剛